

関原発第374号
2022年 8月23日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

2020年6月26日付け関原発第145号をもって申請しました設計及び工事計画認可申請書（2020年10月8日付け関原発第320号、2021年12月3日付け関原発第487号及び2022年7月29日付け関原発第316号にて一部補正）について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち枠囲みの内容は、
テロ等対策における機密に係る事項又は商業
機密に係る事項であるため公開できません。

大飯発電所第4号機

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

- I. 補正項目
- II. 補正を必要とする理由を記載した書類
- III. 補正前後比較表
- IV. 補正内容を反映した書類

I. 補正項目

補正項目

補正項目及び補正

補正項目	補正箇所
<p>II. 工事計画</p> <p>【申請範囲】</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>4 火災防護設備</p> <p>1 火災区域構造物及び火災区画構造物</p> <p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>「III. 補正前後比較表」による。</p> <p>追加する。「IV. 補正内容を反映した書類」による。</p> <p>「III. 補正前後比較表」による。</p>
<p>V. 変更の理由</p>	<p>「III. 補正前後比較表」による。</p>
<p>VI. 添付書類</p> <p>(1) 添付資料</p> <p>資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</p> <p>資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性</p> <p>資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書</p> <p>資料3 耐震性に関する説明書</p> <p>資料3-1 耐震設計の基本方針</p> <p>資料3-2 基準地震動S_sの概要</p> <p>資料3-3 重要度分類の基本方針</p> <p>資料3-4 地震応答解析の基本方針</p>	<p>「III. 補正前後比較表」による。</p>

補正項目	補正箇所
資料 3-5 設計用床応答曲線の作成方針	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
資料 3-6 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
資料 3-7 機能維持の基本方針	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
別添 1 火災防護設備の耐震性に関する説明書	
別添 1-1 火災防護設備の耐震計算の方針	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
別添 1-2 火災感知設備の耐震計算書	
別添 1-2-1 火災感知器の耐震計算書	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
別添 1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
資料 5 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
(2) 添付図面	
目次	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
第 1 図 火災防護設備に係る図面	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。

Ⅱ．補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2020年6月26日付け関原発第145号にて申請した設計及び工事計画認可申請書（2020年10月8日付け関原発第320号、2021年12月3日付け関原発第487号及び2022年7月29日付け関原発第316号にて一部補正）について、「Ⅱ．工事計画」、「Ⅴ．変更の理由」、「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」、「資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」、「資料3 耐震性に関する説明書」、「資料5 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」、「(2) 添付図面 目次」及び「第1図 火災防護設備に係る図面」の記載の適正化のため補正する。

Ⅲ. 補正前後比較表

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【Ⅱ. 工事計画 【申請範囲】】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【申請範囲】（変更の工事に該当するものに限る）</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>4 火災防護設備</p> <p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>4 火災防護設備に係る工事の方法</p> <p style="text-align: center;">- 04-Ⅱ-2/E -</p>	<p>【申請範囲】（変更の工事に該当するものに限る）</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>4 火災防護設備</p> <p>1 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・原子炉周辺建屋</p> <p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>4 火災防護設備に係る工事の方法</p> <p style="text-align: center;">- 04-Ⅱ-2/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考												
<p>その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 506 477 1654">変更前</th> <th data-bbox="454 506 477 1654">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 506 958 1654"> <p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月19日原子力規制委員会)並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> </td> <td data-bbox="477 506 958 1654"> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年3月31日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 506 1115 1654"> <p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針</p> </td> <td data-bbox="958 506 1115 1654"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月19日原子力規制委員会)並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年3月31日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針</p>	<p>変更なし</p>	<p>変更後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 506 1510 1654">変更前</th> <th data-bbox="1486 506 1510 1654">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1510 506 1991 1654"> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> </td> <td data-bbox="1510 506 1991 1654"> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1991 506 2214 1654"> <p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1991 506 2214 1654"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>変更なし</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁記載内容繰り上がり)</p>
変更前	変更後													
<p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月19日原子力規制委員会)並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年3月31日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>													
<p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針</p>	<p>変更なし</p>													
変更前	変更後													
<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>													
<p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>変更なし</p>													

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 1079 457 1652">変更前</th> <th data-bbox="329 506 457 1079">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="457 1079 1118 1652"> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> </td> <td data-bbox="457 506 1118 1079"> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	変更前	変更後	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1427 1079 1555 1652">変更前</th> <th data-bbox="1427 506 1555 1079">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1555 1079 2217 1652"> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれない(註1)よう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p>(註2) 重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計</p> </td> <td data-bbox="1555 506 2217 1079"> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれない(註1)よう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p>(註2) 重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>変更なし</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり)</p>
変更前	変更後									
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p>									
変更前	変更後									
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれない(註1)よう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p>(註2) 重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>変更なし</p>									

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋内、原子炉格納容器、アニュラス部及び火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚であり150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p> </div> <p style="text-align: center;">変更後</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋内、原子炉格納容器、アニュラス部及び火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚であり150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p> </div> <p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>火災防護対策を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋内、原子炉格納容器、アニュラス部及び火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚であり150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p> </div> <p style="text-align: center;">変更後</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁記載内容繰り上がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>火災区画は、建屋内及び で設定した火災区画を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに設計基準準事故対処設備と重大事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。</p> <p>設定する火災区画及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じ、他の設計基準対象施設、可搬型重大事故対処設備、多様性拡張設備及びその他の発電用原子炉施設は、保安規定に設備に応じた火災防護対策を講じること、を定め、管理する。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区画に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造やシール構造、オイルパン、ドレンリム、堰、油回収装置、液面の監視及び点検による潤滑油、燃料油の漏えいの早期検知による漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油及び燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>火災区画は、建屋内及び で設定した火災区画を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに設計基準準事故対処設備と重大事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。</p> <p>設定する火災区画及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じ、他の設計基準対象施設、可搬型重大事故対処設備、多様性拡張設備及びその他の発電用原子炉施設は、保安規定に設備に応じた火災防護対策を講じること、を定め、管理する。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区画又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造やシール構造の採用、オイルパン、ドレンリム、堰及び油回収装置の設置並びに液面の監視及び点検による、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検知、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.1.1 火災発生防止</p> <p>(1) 火災の発生防止対策</p> <p>変更なし</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>処する機能を損なわれないよう、壁の設置又は隔離を行う設計とする。 潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域又は火災区域画による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油及び燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ペローズ又はダイヤフラムによって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とする。</p> <p>水を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水を内包する設備を設置する火災区域は、多重化した空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界未満とするよう設計する。 火災区域内へ水を内包するポンペを持ち込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又はに警報を発する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>変更なし</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流通閉装置やインバータを設置しない。</p> <p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域には、崩壊熱による火災発生の考慮が必要な放射性物質を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含む固体廃棄物である使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは、金属製の容器に保管する。なお、固体廃棄物としての間、金属製の容器や不燃シートに包んで保管する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域において有機溶剤を使用する作業場所の局所排気すること及び引火点の高い潤滑油及び燃料油を使用することとする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことにより、可燃性の微粉及び静電気が発生する火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発火源への対策として、金属製の本体内部</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流通閉装置やインバータを設置しない。</p> <p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域又は火災区域^(註4)には、崩壊熱による火災発生の考慮が必要な放射性物質を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含む固体廃棄物である使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは、金属製の容器に保管する。なお、固体廃棄物として処理するまでの間、金属製の容器や不燃シートに包んで保管する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域^(註4)において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域^(註4)に設置しないことにより、可燃性の微粉及び静電気が発生する火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発火源への対策として、金属製の本体内部</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保温材で覆うこと又は原子炉格納容器水素燃焼装置は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p>安全補機閉器室は、電源供給や機器状態の計測制御を行う目的のみに使用し、電気盤のみを設置する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は高圧水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。</p> <p>重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュラス内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p> <p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若し</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保温材で覆うこと又は原子炉格納容器水素燃焼装置は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p>安全補機閉器室は、電源供給や機器状態の計測制御を行う目的のみに使用し、電気盤のみを設置する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は高圧水の相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。</p> <p>重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュラス内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p> <p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若し</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>くは、当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のバックキンは、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭径部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。また、金属に覆われた機器の駆動部の潤滑油並びに金属で覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若しくは、当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のバックキンは、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭径部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。また、金属に覆われた機器の駆動部の潤滑油及び^(注①)金属で覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は^(注②)重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運用とすることから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認する UL1581 (Fourth Edition) 1080, VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、核計装ケーブル、放射線監視設備用ケーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルのように実証試験により延焼性等が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルとするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの使用が技術上困難な場合において火災が発火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運用とすることから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は(注1)重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認する UL1581 (Fourth Edition) 1080, VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。(注1)核計装ケーブル、放射線監視設備用ケーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルのように実証試験により延焼性等が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計(注1)とするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」又は「JACA No. 11A（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人 日本空気清浄協会）」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 落雷によって、発電用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。 火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。 重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護又は</p>	<p>該ケープルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」又は「JACA No. 11A（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人 日本空気清浄協会）」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 落雷によって、発電用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。 火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻（風（台風）を含む。）から、竜巻飛来物防護対策設備の設置、空冷式非常用発電装置の固縛、潤滑油又は燃料油を内包した車両の衝突防止を考慮して実施する飛散防止対策、並びに潤滑油又は燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策、建屋内及びに設置することにより、火災の発生防止を講じる設計とする。地すべりに対しては、安全施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を及ぼすおそれがないことを影響評価で確認すること、火災の発生防止を行う設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評価による</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>重大事故等対処施設は、森林火災に対し^(注15)に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻（風（台風）を含む。）に対し^(注19)、竜巻飛来物防護対策設備の設置、空冷式非常用発電装置の固縛、潤滑油又は燃料油を内包した車両の衝突防止を考慮して実施する飛散防止対策^(注10)や空冷式非常用発電装置の潤滑油又は燃料油^(注17)が漏えいした場合の拡大防止対策並びに^(注8)建屋内又は^(注9)に設置することにより、火災の発生防止を講じる設計とする。地すべりに対しては、安全施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を及ぼすおそれがないことを影響評価で確認すること、火災の発生防止を行う設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットを設置する火災区画及び復水ピットを配置する火災区画は、当該火災区画において火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時及</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器（「4号機設備」、「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件、予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p>	<p>変更後</p> <p>機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備として、火災感知器（「4号機設備」、「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び火災受信機盤（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を配置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎感知器、赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない</p> <p>変更後</p> <p>機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>火災感知設備として、火災感知器（「4号機設備」、「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び火災受信機盤（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を配置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計</p> <p>(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p> <p>（前頁記載内容繰り下がり）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>（次頁への記載内容繰り下がり）</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変 更 前	変 更 後	備 考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモメータを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ水災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモメータを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ水災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを</p> </td> </tr> </table>	変更前	変更後	<p>煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモメータを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ水災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを</p>	<p>煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモメータを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ水災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>の上昇）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感じ取るため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>作動を防止するための方針を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を感じ取るため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモメータを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> </td> </tr> </table>	変更前	変更後	<p>の上昇）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感じ取るため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p>	<p>作動を防止するための方針を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を感じ取るため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモメータを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
変更前	変更後									
<p>煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモメータを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ水災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを</p>	<p>煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモメータを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ水災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを</p>									
変更前	変更後									
<p>の上昇）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感じ取るため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p>	<p>作動を防止するための方針を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を感じ取るため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモメータを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p>									

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p>なお、基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は、環境条件を考慮し、アナログ式でない熱感知器、防爆型の熱感知器、防爆型の炎感知器、熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ、火災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分離型）及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバケーブル式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない防爆型の炎検出装置は、赤外線を感じ取る方式と紫外線を感じ取る方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発生する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、検出装置については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防法に定められていることを確認した上で、以下のi.からiii.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発生する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するものにも、誤作動を防止するための方策を講じる設計とする。また、感知器の</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変 更 前	変 更 後	備 考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ．障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ．水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ．感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ．放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ．障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ．水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ．感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ．放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量</p>	<p>距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下のi. からiii. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を除去として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下のi. からiii. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を除去として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下のi. からiii. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を除去として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p>	<p>設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下のi. からiii. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を除去として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり (04-II-8-4-3-17 同様に記載内容繰り下がり))</p>
変更前	変更後									
<p>距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ．障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ．水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ．感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ．放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量</p>	<p>距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p>									
変更前	変更後									
<p>設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下のi. からiii. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を除去として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p>	<p>設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下のi. からiii. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を除去として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ．から二．に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ．に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ．取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p>									

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>燃物を置かず発火源がないことから、火災が発生するおそれはない。火災感知器を設置しない。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）」は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]においても監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にいても火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源並びに[]から電力が供給開始されるまでの容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知器は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能な火災感知器を設置する。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の影響を受けないこととする。</p>	<p>変更後</p> <p>技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p>(c) 火災感知設備の設計上の考慮</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]においても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にいても火災の感知を可能とするため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及び之の電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備を保有し、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>b. 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備であるスプリンクラー（「4号機設備」、「3号機設備」、3・4号機共用、3号機に設置）（以下同じ。）、全域ハロン消火設備（「4号機設備」、「3号機設備」、3・4号機共用、3号機に設置）（以下同じ。）、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備（「4号機設備」、「3号機設備」、3・4号機共用、3号機に設置）（以下同じ。）、水噴霧消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置）（以下同じ。）、フロアケーブールドクト消火設備（「4号機設備」、「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置）（以下同じ。）、遠隔放水装置（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置）（以下同じ。）、により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、自動消火設備である海水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は</p>	<p>は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によっても、機能を保持する設計とする。 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、可燃物を置かず発火源がないことから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>フロアケータブルダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）に応じた十分な容量を配備するために、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、水噴霧消火設備及びフロアケータブルダクト消火設備については消防法施行規則に基づく消火剤を配備する設</p>	<p>消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>フロアケータブルダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）に応じた十分な容量を配備するために、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、水噴霧消火設備及びフロアケータブルダクト消火設備については消防法施行規則に基づく消火剤を配備する設</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、可燃物を置かず発火源がないことから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>フロアケータブルダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）に応じた十分な容量を配備するために、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、水噴霧消火設備及びフロアケータブルダクト消火設備については消防法施行規則に基づく消火剤を配備する設</p>	<p>消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、可燃物を置かず発火源がないことから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>フロアケータブルダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）に応じた十分な容量を配備するために、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、水噴霧消火設備及びフロアケータブルダクト消火設備については消防法施行規則に基づく消火剤を配備する設</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり (04-II-8-4-3-21 同様に記載内容繰り下がり))</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>計とする。</p> <p>また、ケーブルトレイ消火設備の消火剤は、実証試験により消火性能を確認した試験の消火剤濃度以上となる容量以上を確保するよう設計する。エアロゾル消火設備の消火剤は、UL2775(Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units) で要求された消火剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。遠隔放水装置は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。</p> <p>消火用水供給系の水源である淡水タンク（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」(以下同じ。))、地震等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水バックアップタンク（「3号機設備、3・4号機共用」(以下同じ。))は、スプリングララーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(260m³)を確保する設計とする。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系は、電動消火ポンプ（「3号機設備、3・4号機共用」(以下同じ。))、ディーゼル消火ポンプ（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」(以下同じ。))及び廃棄物庫消火ポンプ（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」(以下同じ。))の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基の設置による多重性を有する。</p>	<p>計とする。</p> <p>また、ケーブルトレイ消火設備の消火剤は、実証試験により消火性能を確認した試験の消火剤濃度以上となる容量以上を確保するよう設計する。エアロゾル消火設備の消火剤は、UL2775(Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units) で要求された消火剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。遠隔放水装置は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。</p> <p>消火用水供給系の水源である淡水タンク（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」(以下同じ。))、地震等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水バックアップタンク（「3号機設備、3・4号機共用」(以下同じ。))は、スプリングララーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(260m³)を確保する設計とする。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系は、電動消火ポンプ（「3号機設備、3・4号機共用」(以下同じ。))、ディーゼル消火ポンプ（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」(以下同じ。))及び廃棄物庫消火ポンプ（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」(以下同じ。))の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基の設置による多重性を有する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p> <p>(頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更後</p> <p>る設計とする。 また、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の消火水バックアップポンプ（「3号機設備、3・4号機共用」（以下同じ。）、6基の消火水バックアップタンクの設置により多重性を有する設計とする。 原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1基の燃料取替用水ピットを設置する設計とする。静的機器である燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とする。</p> <p>ロ. 系統分離に応じた独立性 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分離を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロゲン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備及びフロアケーブルダクト消火設備は、動的機器の単一故障を想定したスプリンクラーの予作動弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>ハ. 消火水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共用しない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バックアップタンクには、「(a) 消火設備</p> <p>変更前</p> <p>る設計とする。 また、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の消火水バックアップポンプ（「3号機設備、3・4号機共用」（以下同じ。）、6基の消火水バックアップタンクの設置により多重性を有する設計とする。 原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1基の燃料取替用水ピットを設置する設計とする。静的機器である燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とする。</p> <p>ロ. 系統分離に応じた独立性 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分離を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロゲン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備及びフロアケーブルダクト消火設備は、動的機器の単一故障を想定したスプリンクラーの予作動弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>ハ. 消火水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共用しない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バックアップタンクには、「(a) 消火設備</p>	<p>変更後</p> <p>は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。 消火用水供給系の水源である淡水タンク（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」（以下同じ。）、地震等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水バックアップタンク（「3号機設備、3・4号機共用」（以下同じ。）は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(260m³)を確保する設計とする。 屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、速閉放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成 イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系は、電動消火ポンプ（「3号機設備、3・4号機共用」（以下同じ。）、ディーゼル消火ポンプ（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」（以下同じ。）及び廃棄物庫消火ポンプ（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」（以下同じ。）の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基の設置による多重性を有する設計とする。 また、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の消火水バックアップポンプ（「3号機設備、3・4号機共用」（以下同じ。）、6基の消火水バックアップタンクの設置により多重性を有する設計とする。 原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用</p> <p>変更前</p> <p>は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。 消火用水供給系の水源である淡水タンク（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」（以下同じ。）、地震等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水バックアップタンク（「3号機設備、3・4号機共用」（以下同じ。）は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(260m³)を確保する設計とする。 屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、速閉放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成 イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系は、電動消火ポンプ（「3号機設備、3・4号機共用」（以下同じ。）、ディーゼル消火ポンプ（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」（以下同じ。）及び廃棄物庫消火ポンプ（「3号機設備、1・2・3・4号機共用」（以下同じ。）の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基の設置による多重性を有する設計とする。 また、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の消火水バックアップポンプ（「3号機設備、3・4号機共用」（以下同じ。）、6基の消火水バックアップタンクの設置により多重性を有する設計とする。 原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備の電源確保 ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。 消火水バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。 スプリンクラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブリング消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ、火災による二次的影響の考慮 スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備の電源確保 ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ、火災による二次的影響の考慮 スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>(b) 系統分離に応じた独立性 変更なし</p> <p>(c) 消火水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共用しない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バックアップタンクには、「a. 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>c. 消火設備の電源確保 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>変更前</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、消火剤として放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさないよう、水を採用することにより、火災が発生していない火災防護上重要な機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。</p> <p>ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>ロ、管理区域内部からの放出消火剤の流出防止</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>変更後</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、消火剤として放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさないよう、水を採用することにより、火災が発生していない火災防護上重要な機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。</p> <p>ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>ロ、管理区域内部からの放出消火剤の流出防止</p> </td> </tr> </table>	<p>変更前</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、消火剤として放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさないよう、水を採用することにより、火災が発生していない火災防護上重要な機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。</p> <p>ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>ロ、管理区域内部からの放出消火剤の流出防止</p>	<p>変更後</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、消火剤として放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさないよう、水を採用することにより、火災が発生していない火災防護上重要な機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。</p> <p>ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>ロ、管理区域内部からの放出消火剤の流出防止</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>変更前</p> <p>失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリングラール、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドラクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電流が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ、火災による二次的影響の考慮 スプリングラールは、閉鎖型のスプリングラールヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>変更後</p> <p>失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリングラール、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドラクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電流が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ、火災による二次的影響の考慮 スプリングラールは、閉鎖型のスプリングラールヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> </td> </tr> </table>	<p>変更前</p> <p>失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリングラール、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドラクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電流が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ、火災による二次的影響の考慮 スプリングラールは、閉鎖型のスプリングラールヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリングラール、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドラクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電流が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ、火災による二次的影響の考慮 スプリングラールは、閉鎖型のスプリングラールヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
<p>変更前</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、消火剤として放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさないよう、水を採用することにより、火災が発生していない火災防護上重要な機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。</p> <p>ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>ロ、管理区域内部からの放出消火剤の流出防止</p>	<p>変更後</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、消火剤として放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさないよう、水を採用することにより、火災が発生していない火災防護上重要な機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。</p> <p>ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>ロ、管理区域内部からの放出消火剤の流出防止</p>					
<p>変更前</p> <p>失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリングラール、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドラクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電流が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ、火災による二次的影響の考慮 スプリングラールは、閉鎖型のスプリングラールヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリングラール、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドラクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電流が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ、火災による二次的影響の考慮 スプリングラールは、閉鎖型のスプリングラールヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブールドラクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>					

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>ハ、消火栓の配置</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報</p> <p>イ、消火設備の故障警報</p> <p>ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、二酸化炭素消火設備、ケープルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブアルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は[]に発する設計とする。</p> <p>ロ、固定式ガス消火設備の退出警報</p> <p>固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、フロアケーブアルダクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>ハ、消火栓の配置</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報</p> <p>イ、消火設備の故障警報</p> <p>ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、二酸化炭素消火設備、ケープルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブアルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は[]に発する設計とする。</p> <p>ロ、固定式ガス消火設備の退出警報</p> <p>固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、フロアケーブアルダクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p> <p>(頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 外気温度が約 0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>ロ. 風水害対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備 (ディーゼル発電機室)、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルトレイ消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。 屋外に設置する消火設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ハ. 地震変位対策 消火配管は、地震時における地震変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。 また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p> <p>(g) その他</p>	<p>変更後</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 外気温度が約 0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>ロ. 風水害対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備 (ディーゼル発電機室)、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルトレイ消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。 屋外に設置する消火設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ハ. 地震変位対策 消火配管は、地震時における地震変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。 また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p> <p>(g) その他</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>イ. 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬可能な排風機（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に保管」）の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>イ. 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬可能な排風機（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に保管」）の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>イ. 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬可能な排風機（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に保管」）の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p>	<p>イ. 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬可能な排風機（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に保管」）の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>ロ. 風水管対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリングラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルダクト消火設備及び速閉放水装置は、風水管により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。屋外に設置する消火設備は、風水管により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ハ. 地盤変位対策 消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p> <p>(g) その他 イ. 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(b) 風水管対策 変更なし</p> <p>(c) 地盤変位対策 変更なし</p> <p>g. その他 (a) 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>ロ. 風水管対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリングラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルダクト消火設備及び速閉放水装置は、風水管により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。屋外に設置する消火設備は、風水管により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ハ. 地盤変位対策 消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p> <p>(g) その他 イ. 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p>	<p>(b) 風水管対策 変更なし</p> <p>(c) 地盤変位対策 変更なし</p> <p>g. その他 (a) 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
変更前	変更後									
<p>イ. 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬可能な排風機（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に保管」）の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p>	<p>イ. 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬可能な排風機（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に保管」）の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p>									
変更前	変更後									
<p>ロ. 風水管対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリングラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルダクト消火設備及び速閉放水装置は、風水管により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。屋外に設置する消火設備は、風水管により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ハ. 地盤変位対策 消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p> <p>(g) その他 イ. 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p>	<p>(b) 風水管対策 変更なし</p> <p>(c) 地盤変位対策 変更なし</p> <p>g. その他 (a) 移動式消火設備（「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）） 変更なし</p>									

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区内における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。 イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、耐火耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区内における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区内における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。 イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、耐火耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う。</p>	<p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区内における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬が可能な排風機（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に保管1」の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるよう使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p> <p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(b) 消火用の照明器具 変更なし</p> <p>(c) ポンプ室の煙の排気対策 変更なし</p> <p>(d) 燃料貯蔵設備 変更なし</p> <p>1. 1. 3. 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬が可能な排風機（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に保管1」の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるよう使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p> <p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p>	<p>(b) 消火用の照明器具 変更なし</p> <p>(c) ポンプ室の煙の排気対策 変更なし</p> <p>(d) 燃料貯蔵設備 変更なし</p> <p>1. 1. 3. 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
変更前	変更後									
<p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区内における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。 イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、耐火耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う。</p>	<p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区内における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし</p>									
変更前	変更後									
<p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬が可能な排風機（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に保管1」の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるよう使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p> <p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p>	<p>(b) 消火用の照明器具 変更なし</p> <p>(c) ポンプ室の煙の排気対策 変更なし</p> <p>(d) 燃料貯蔵設備 変更なし</p> <p>1. 1. 3. 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 変更なし</p>									

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>う設計とする。</p> <p>ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1. 1時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの上部には火災源を置かない設計とし、ケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p> <p>消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングラーム、ケーブルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備又はフロアケーブルダクト消火設備を設置し、(2)火災の感知及び消火 b. 消火設備 (b) 消火設備の系統構成 ロ. に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </table>	変更前	変更後	<p>う設計とする。</p> <p>ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1. 1時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの上部には火災源を置かない設計とし、ケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p> <p>消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングラーム、ケーブルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備又はフロアケーブルダクト消火設備を設置し、(2)火災の感知及び消火 b. 消火設備 (b) 消火設備の系統構成 ロ. に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p>	<p>変更なし</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。</p> <p>イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし</p> <p>(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 変更なし</p> <p>(b) 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> </td> </tr> </table>	変更前	変更後	<p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。</p> <p>イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p>	<p>火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし</p> <p>(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 変更なし</p> <p>(b) 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
変更前	変更後									
<p>う設計とする。</p> <p>ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1. 1時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの上部には火災源を置かない設計とし、ケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p> <p>消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングラーム、ケーブルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備又はフロアケーブルダクト消火設備を設置し、(2)火災の感知及び消火 b. 消火設備 (b) 消火設備の系統構成 ロ. に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p>	<p>変更なし</p>									
変更前	変更後									
<p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。</p> <p>イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p>	<p>火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし</p> <p>(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 変更なし</p> <p>(b) 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p>									

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策 中央制御盤は、火災により中央制御盤の1つの区画の安全機能の全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手順を定めるとともに、(a) に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。 系統分離として、中央制御盤の操作スイッチ間、盤内配線間、盤内配線ダクト間、近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき分離対策を行う設計とし、中央制御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認した金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。 中央制御盤は、中央制御盤内に火災の早期感知を目的として、高感度煙感知器を設置し、また、常駐する運転員の早期消火活動に係る運用を定め、管理することによって、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行う。 火災発生箇所の特定が困難な場合も想定し、手動操作による固定式消火設備であるエアロゾル消火設備を設置する設計とする。</p> <p>(c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策 原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機器の動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に必要な手順を定めるとともに、(a) に示す火災の影響軽減のための措置を講じ</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策 中央制御盤は、火災により中央制御盤の1つの区画の安全機能の全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手順を定めるとともに、(a) に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。 系統分離として、中央制御盤の操作スイッチ間、盤内配線間、盤内配線ダクト間、近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき分離対策を行う設計とし、中央制御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認した金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。 中央制御盤は、中央制御盤内に火災の早期感知を目的として、高感度煙感知器を設置し、また、常駐する運転員の早期消火活動に係る運用を定め、管理することによって、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行う。 火災発生箇所の特定が困難な場合も想定し、手動操作による固定式消火設備であるエアロゾル消火設備を設置する設計とする。</p> <p>(c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策 原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機器の動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に必要な手順を定めるとともに、(a) に示す火災の影響軽減のための措置を講じ</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生器のルーブごとに設置すること、及び異なる原子炉格納容器貫通部を通じて原子炉格納容器外に敷設すること等、延焼を抑制する6m以上の距離を確保する設計とするが、火災防護対象機器等のうち火災防護対象ケーブルについては系列間に可燃物として機器又はケーブルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に可燃物を設置しない運用とする。</p> <p>ロ、原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防燥型とする。</p> <p>ハ、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手动による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手动による消火活動に係る運用を定める。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生器のルーブごとに設置すること、及び異なる原子炉格納容器貫通部を通じて原子炉格納容器外に敷設すること等、延焼を抑制する6m以上の距離を確保する設計とするが、火災防護対象機器等のうち火災防護対象ケーブルについては系列間に可燃物として機器又はケーブルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に可燃物を設置しない運用とする。</p> <p>ロ、原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防燥型とする。</p> <p>ハ、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手动による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手动による消火活動に係る運用を定める。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考				
<p style="text-align: center;">変更前</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するために、防火ダンパを設置する。 換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p> <p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排気する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>b. 原子炉の安全確保 (a) 原子炉の安全停止対策 イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>b. 原子炉の安全確保 変更なし</p> </td> </tr> </table>	<p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するために、防火ダンパを設置する。 換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p> <p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排気する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>b. 原子炉の安全確保 (a) 原子炉の安全停止対策 イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の</p>	<p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>b. 原子炉の安全確保 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>ルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、火災感知器の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。 また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>ロ. 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>ハ. 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手动による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するために、防火ダンパを設置する。 換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>ルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。 また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>(b) 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>(c) 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手动による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> </td> </tr> </table>	<p>ルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、火災感知器の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。 また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>ロ. 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>ハ. 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手动による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するために、防火ダンパを設置する。 換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p>	<p>ルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。 また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>(b) 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>(c) 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手动による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
<p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するために、防火ダンパを設置する。 換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p> <p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排気する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>b. 原子炉の安全確保 (a) 原子炉の安全停止対策 イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の</p>	<p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>b. 原子炉の安全確保 変更なし</p>					
<p>ルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、火災感知器の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。 また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>ロ. 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>ハ. 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手动による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するために、防火ダンパを設置する。 換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p>	<p>ルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。 また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>(b) 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>(c) 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手动による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p>					

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計</p> <p>発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づく単一故障を想定しても、原子炉を支援なく安全停止できるよう、中央制御室内の延焼時間内に対処操作を行うことを運用に定めるとともに、制御盤の延焼を防止するための距離距離を確保することによって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。</p> <p>(b) 火災の影響評価</p> <p>イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>設備の設置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火災区画（以下「火災区域等」という。）の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能であることを、当該火災区域等</p> </div>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>(2) 原子炉の安全確保</p> <p>a. 原子炉の安全停止対策</p> <p>(a) 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 変更なし</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機</p> </div>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変 更 前	変 更 後	備 考
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>変更前</p> <p>の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の結果に応じ、以下に示す火災影響評価によって確認する。 火災影響評価は、火災区域又は火災区域の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。 火災影響評価の評価方法及び再評価については、運用を定める。 (イ) 隣接する火災区域等に影響を与える場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に對して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。 (ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。 ロ. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に對処するための機器に単一故障を想定した設計に對する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に對処するための機器に對し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>変更後</p> <p>機器に単一故障を想定した設計 変更なし</p> <p>b. 火災の影響評価 (a) 火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に對する評価 変更なし</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>変更前</p> <p>器に単一故障を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に對処するための機器に對し、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき単一故障を想定しても、原子炉を支障なく安全停止できるよう、中央制御室内の延焼時間内に対処操作を行うことを運用に定めるとともに、制御盤の延焼を防止するための距離距離を確保することによって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。 (b) 火災の影響評価 イ. 火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に對する評価 設備の設置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火災区域画(以下「火災区域等」という。)の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能であることを、当該火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の結果に應じ、以下に示す火災影響評価によって確認する。 火災影響評価は、火災区域又は火災区域の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。 火災影響評価の評価方法及び再評価については、運用を定める。</p> </div> </div>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(4) 設備の共用 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>(4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>(4) 設備の共用 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 変更なし</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(イ) 隣接する火災区域等に影響を与える場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に對して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> <p>(4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>イ. 隣接する火災区域等に影響を与える場合 変更なし</p> <p>ロ. 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 変更なし</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 変更なし</p> <p>1. 1. 4 設備の共用 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>(イ) 隣接する火災区域等に影響を与える場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に對して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> <p>(4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的</p>	<p>イ. 隣接する火災区域等に影響を与える場合 変更なし</p> <p>ロ. 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 変更なし</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 変更なし</p> <p>1. 1. 4 設備の共用 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
変更前	変更後									
<p>(4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>(4) 設備の共用 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 変更なし</p>									
変更前	変更後									
<p>(イ) 隣接する火災区域等に影響を与える場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に對して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> <p>(4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的</p>	<p>イ. 隣接する火災区域等に影響を与える場合 変更なし</p> <p>ロ. 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 変更なし</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 変更なし</p> <p>1. 1. 4 設備の共用 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的</p>									

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>影響を考慮して消火対象と異なる場所^(注2)に設置した上で共用とし、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>影響を考慮して消火対象と異なる場所^(注2)に設置した上で共用とし、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 変更なし</p> <p>(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわない」と記載 (注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処する」と記載 (注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備」と記載 (注4) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災区域」と記載 (注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「及び」と記載 (注6) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「溶接構造、シール構造」と記載 (注7) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「堰、油回収装置」と記載 (注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「、」と記載 (注9) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「(によって)」と記載 (注10) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「機能を損なわない」と記載 (注11) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災区域内」と記載 (注12) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「並びに」と記載 (注13) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「とするが、」と記載 (注14) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「性能を有する設計」と記載 (注15) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「から」と記載 (注16) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「から」と記載</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">—</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注16) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「衝突防止を考慮して実施する燃料油又は潤滑油を内包した車両の飛散防止対策」と記載</p> <p>(注17) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「燃料油」と記載</p> <p>(注18) 記載の適正化を行う。既工事計画書には、記載なし</p> <p>(注19) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ディーゼル発電機」と記載</p> <p>(注20) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「開始されるまでの容量」と記載</p> <p>(注21) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉の安全停止に必要な機器等及びび」と記載</p> <p>(注22) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「異なるエリア」と記載</p> </div>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考												
<p>火災防護設備の共通項目の基本設計方針として、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針「第1章 共通項目」を以下に示す。 申請範囲に係る部分に限る。</p> <table border="1" data-bbox="454 510 1115 1654"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。	変更なし	第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。	変更なし	<p>火災防護設備の共通項目の基本設計方針として、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針「第1章 共通項目」を以下に示す。 申請範囲に係る部分に限る。</p> <table border="1" data-bbox="1552 510 2214 1654"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。	変更なし	第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。	変更なし	<p>記載の適正化 (頁番号の変更 (04-II-8-4-3-40～04-II-8-4-3-75 同様に頁番号の変更))</p>
変更前	変更後													
用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。	変更なし													
第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。	変更なし													
変更前	変更後													
用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。	変更なし													
第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。	変更なし													

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5. 1 共通事項</p> <p>5. 1. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5. 1. 1. 6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5. 1 共通事項</p> <p>5. 1. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5. 1. 1. 6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確</p>	<p>変更なし</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p>	<p>変更なし</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
変更前	変更後									
<p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5. 1 共通事項</p> <p>5. 1. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5. 1. 1. 6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確</p>	<p>変更なし</p>									
変更前	変更後									
<p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p>	<p>変更なし</p>									

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																							
	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>																																																																							
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (1/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (20)</th> <th colspan="2">補助設備 (20)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (20)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (20)</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき設備 (20)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">S</td> <td>a. 「原子炉冷却回路 システム」 (「実用発電用原子炉 及びその付属施設 の位置、構造 及び設備の基準に 関する規則(平成 25年6月23日発 示)」において記載 されている定規 と同等)を構成す る機器・配管系</td> <td>原子炉容器 ・原子炉格納箱 ・原子炉格納箱正圧化 システムに属する容器・ 配管・ポンプ・弁</td> <td>S</td> <td>高圧系を閉じするた めに必要な電気計測 回路</td> <td>S</td> <td>原子炉容器・蒸 気発生器・1次冷 却回路・加圧 回路の支持構造 物 ・機器等の支持構 造物</td> <td>S</td> <td>原子炉格納箱 ・原子炉補助建屋</td> <td>Sa</td> <td>格納箱ボウフラ ーム ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・1次冷却ポンプ モータ ・水素発生 ・高圧配管 ・原子炉下部キャビ タ・凝結器</td> <td>Sa</td> <td>格納箱ボウフラーム ・タービン建屋 ・高圧配管 ・原子炉下部キャビ タ・凝結器</td> </tr> <tr> <td>b. 使用済燃料を貯蔵 するための施設</td> <td>使用済燃料ピット ・使用済燃料ラック</td> <td>S</td> <td>使用済燃料ピット ・補給設備 (非常用)</td> <td>S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>Sa</td> <td>使用済燃料ピット クレーン ・燃料貯蔵上屋 ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・高圧配管 ・凝結器</td> <td>Sa</td> <td>燃料貯蔵上屋 ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器</td> </tr> <tr> <td>c. 原子炉の緊急停止 のために必要に及 ぶ機器・配管等 (原子炉の停止状 態を維持するための 施設)</td> <td>制御棒ドラム及び制 御棒駆動機 (スクラ ム状態を付加す るための施設) 等 (原子炉の停止状 態を維持するための 施設)</td> <td>S</td> <td>炉心支持構造物及び 制御棒ドラム室内 管 ・非常用電源及び計測 回路</td> <td>S</td> <td>機器等の支持構 造物</td> <td>S</td> <td>原子炉格納箱 ・原子炉補助建屋</td> <td>Sa</td> <td>廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器 ・耐火構造</td> <td>Sa</td> <td>廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器</td> </tr> <tr> <td>d. 原子炉停止後、炉 心から過剰熱を排 出するための施設</td> <td>蒸気・凝縮水等 (定 規水停止後より蒸気 発生が停止するまで) ・凝縮器 ・冷却ポンプ ・凝縮器系</td> <td>S</td> <td>原子炉凝縮冷却系 (工学的保安設備に 属するもの) ・原子炉凝縮冷却水 系 ・燃料貯蔵上屋 ・燃料貯蔵上屋 ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計測 回路</td> <td>S</td> <td>機器等の支持構 造物</td> <td>S</td> <td>原子炉格納箱 ・原子炉補助建屋 ・高圧配管の構造 を支持する構造</td> <td>Sa</td> <td>廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器</td> <td>Sa</td> <td>廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器</td> </tr> </tbody> </table> </div>	施設 クラス	クラス別施設	主要設備 (20)		補助設備 (20)		直接支持構造物 (20)		間接支持構造物 (20)		波及的影響を考慮すべき設備 (20)		適用範囲	クラス	S	a. 「原子炉冷却回路 システム」 (「実用発電用原子炉 及びその付属施設 の位置、構造 及び設備の基準に 関する規則(平成 25年6月23日発 示)」において記載 されている定規 と同等)を構成す る機器・配管系	原子炉容器 ・原子炉格納箱 ・原子炉格納箱正圧化 システムに属する容器・ 配管・ポンプ・弁	S	高圧系を閉じするた めに必要な電気計測 回路	S	原子炉容器・蒸 気発生器・1次冷 却回路・加圧 回路の支持構造 物 ・機器等の支持構 造物	S	原子炉格納箱 ・原子炉補助建屋	Sa	格納箱ボウフラ ーム ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・1次冷却ポンプ モータ ・水素発生 ・高圧配管 ・原子炉下部キャビ タ・凝結器	Sa	格納箱ボウフラーム ・タービン建屋 ・高圧配管 ・原子炉下部キャビ タ・凝結器	b. 使用済燃料を貯蔵 するための施設	使用済燃料ピット ・使用済燃料ラック	S	使用済燃料ピット ・補給設備 (非常用)	S	-	-	原子炉補助建屋	Sa	使用済燃料ピット クレーン ・燃料貯蔵上屋 ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・高圧配管 ・凝結器	Sa	燃料貯蔵上屋 ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器	c. 原子炉の緊急停止 のために必要に及 ぶ機器・配管等 (原子炉の停止状 態を維持するための 施設)	制御棒ドラム及び制 御棒駆動機 (スクラ ム状態を付加す るための施設) 等 (原子炉の停止状 態を維持するための 施設)	S	炉心支持構造物及び 制御棒ドラム室内 管 ・非常用電源及び計測 回路	S	機器等の支持構 造物	S	原子炉格納箱 ・原子炉補助建屋	Sa	廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器 ・耐火構造	Sa	廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器	d. 原子炉停止後、炉 心から過剰熱を排 出するための施設	蒸気・凝縮水等 (定 規水停止後より蒸気 発生が停止するまで) ・凝縮器 ・冷却ポンプ ・凝縮器系	S	原子炉凝縮冷却系 (工学的保安設備に 属するもの) ・原子炉凝縮冷却水 系 ・燃料貯蔵上屋 ・燃料貯蔵上屋 ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計測 回路	S	機器等の支持構 造物	S	原子炉格納箱 ・原子炉補助建屋 ・高圧配管の構造 を支持する構造	Sa	廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器	Sa	廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>								
施設 クラス	クラス別施設			主要設備 (20)		補助設備 (20)		直接支持構造物 (20)		間接支持構造物 (20)		波及的影響を考慮すべき設備 (20)																																																													
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス																																																														
S	a. 「原子炉冷却回路 システム」 (「実用発電用原子炉 及びその付属施設 の位置、構造 及び設備の基準に 関する規則(平成 25年6月23日発 示)」において記載 されている定規 と同等)を構成す る機器・配管系	原子炉容器 ・原子炉格納箱 ・原子炉格納箱正圧化 システムに属する容器・ 配管・ポンプ・弁	S	高圧系を閉じするた めに必要な電気計測 回路	S	原子炉容器・蒸 気発生器・1次冷 却回路・加圧 回路の支持構造 物 ・機器等の支持構 造物	S	原子炉格納箱 ・原子炉補助建屋	Sa	格納箱ボウフラ ーム ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・1次冷却ポンプ モータ ・水素発生 ・高圧配管 ・原子炉下部キャビ タ・凝結器	Sa	格納箱ボウフラーム ・タービン建屋 ・高圧配管 ・原子炉下部キャビ タ・凝結器																																																													
	b. 使用済燃料を貯蔵 するための施設	使用済燃料ピット ・使用済燃料ラック	S	使用済燃料ピット ・補給設備 (非常用)	S	-	-	原子炉補助建屋	Sa	使用済燃料ピット クレーン ・燃料貯蔵上屋 ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・高圧配管 ・凝結器	Sa	燃料貯蔵上屋 ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器																																																													
	c. 原子炉の緊急停止 のために必要に及 ぶ機器・配管等 (原子炉の停止状 態を維持するための 施設)	制御棒ドラム及び制 御棒駆動機 (スクラ ム状態を付加す るための施設) 等 (原子炉の停止状 態を維持するための 施設)	S	炉心支持構造物及び 制御棒ドラム室内 管 ・非常用電源及び計測 回路	S	機器等の支持構 造物	S	原子炉格納箱 ・原子炉補助建屋	Sa	廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器 ・耐火構造	Sa	廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器																																																													
	d. 原子炉停止後、炉 心から過剰熱を排 出するための施設	蒸気・凝縮水等 (定 規水停止後より蒸気 発生が停止するまで) ・凝縮器 ・冷却ポンプ ・凝縮器系	S	原子炉凝縮冷却系 (工学的保安設備に 属するもの) ・原子炉凝縮冷却水 系 ・燃料貯蔵上屋 ・燃料貯蔵上屋 ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計測 回路	S	機器等の支持構 造物	S	原子炉格納箱 ・原子炉補助建屋 ・高圧配管の構造 を支持する構造	Sa	廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器	Sa	廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・水素発生 ・凝結器																																																													

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																																																																																	
	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>																																																																																																																																	
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (2/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (23)</th> <th colspan="2">補助設備 (24)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (25)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (26)</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき設備 (27)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S</td> <td>・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故後、炉心から融核燃料を除去するための施設</td> <td>・安全投入機 (SIS)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補償冷却器</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> <td>・商業施設棟</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・冷却水ポンプ</td> <td>S</td> <td>・原子炉補償冷却器</td> <td>S</td> <td></td> <td></td> <td>・原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> <td>・タービン棟</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・燃料貯蔵用コンテナ</td> <td>S</td> <td>・原子炉補償冷却器</td> <td>S</td> <td></td> <td></td> <td>・原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> <td>・永久構造物</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故の際に、圧力調整となる等放射線物質の放出を抑制するための施設</td> <td>・原子炉補助設備</td> <td>S</td> <td>・</td> <td>—</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> <td>・商業施設棟</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・原子炉補助設備</td> <td>S</td> <td>・隔離室を形成するための必要な電気系統設備</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> <td>・タービン棟</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・放射線物質の流出を伴うような事故の際に、その放射線量を抑制するための施設で上記以外の施設</td> <td>・燃料貯蔵用コンテナ</td> <td>S</td> <td>・原子炉補償冷却器</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> <td>・商業施設棟</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・アユラス空気浄化設備</td> <td>S</td> <td>・原子炉補償冷却器</td> <td>S</td> <td></td> <td></td> <td>・原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> <td>・タービン棟</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・燃料貯蔵用コンテナ</td> <td>S</td> <td>・原子炉補償冷却器</td> <td>S</td> <td></td> <td></td> <td>・原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> <td>・永久構造物</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・燃料貯蔵用コンテナ</td> <td>S</td> <td>・原子炉補償冷却器</td> <td>S</td> <td></td> <td></td> <td>・原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> <td>・周辺計測</td> <td>Sa</td> </tr> </tbody> </table> </div>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (23)		補助設備 (24)		直接支持構造物 (25)		間接支持構造物 (26)		波及的影響を考慮すべき設備 (27)		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	種別	適用範囲	種別	S	・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故後、炉心から融核燃料を除去するための施設	・安全投入機 (SIS)	S	・原子炉補償冷却器	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉補助施設	Sa	・商業施設棟	Sa		・冷却水ポンプ	S	・原子炉補償冷却器	S			・原子炉補助施設	Sa	・タービン棟	Sa		・燃料貯蔵用コンテナ	S	・原子炉補償冷却器	S			・原子炉補助施設	Sa	・永久構造物	Sa		・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故の際に、圧力調整となる等放射線物質の放出を抑制するための施設	・原子炉補助設備	S	・	—	・機器等の支持構造物	S	・原子炉補助施設	Sa	・商業施設棟	Sa			・原子炉補助設備	S	・隔離室を形成するための必要な電気系統設備	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉補助施設	Sa	・タービン棟	Sa		・放射線物質の流出を伴うような事故の際に、その放射線量を抑制するための施設で上記以外の施設	・燃料貯蔵用コンテナ	S	・原子炉補償冷却器	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉補助施設	Sa	・商業施設棟	Sa			・アユラス空気浄化設備	S	・原子炉補償冷却器	S			・原子炉補助施設	Sa	・タービン棟	Sa			・燃料貯蔵用コンテナ	S	・原子炉補償冷却器	S			・原子炉補助施設	Sa	・永久構造物	Sa			・燃料貯蔵用コンテナ	S	・原子炉補償冷却器	S			・原子炉補助施設	Sa	・周辺計測	Sa	<p>記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
耐震クラス	クラス別施設			主要設備 (23)		補助設備 (24)		直接支持構造物 (25)		間接支持構造物 (26)		波及的影響を考慮すべき設備 (27)																																																																																																																							
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	種別	適用範囲	種別																																																																																																																							
S	・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故後、炉心から融核燃料を除去するための施設	・安全投入機 (SIS)	S	・原子炉補償冷却器	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉補助施設	Sa	・商業施設棟	Sa																																																																																																																								
		・冷却水ポンプ	S	・原子炉補償冷却器	S			・原子炉補助施設	Sa	・タービン棟	Sa																																																																																																																								
		・燃料貯蔵用コンテナ	S	・原子炉補償冷却器	S			・原子炉補助施設	Sa	・永久構造物	Sa																																																																																																																								
	・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故の際に、圧力調整となる等放射線物質の放出を抑制するための施設	・原子炉補助設備	S	・	—	・機器等の支持構造物	S	・原子炉補助施設	Sa	・商業施設棟	Sa																																																																																																																								
		・原子炉補助設備	S	・隔離室を形成するための必要な電気系統設備	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉補助施設	Sa	・タービン棟	Sa																																																																																																																								
	・放射線物質の流出を伴うような事故の際に、その放射線量を抑制するための施設で上記以外の施設	・燃料貯蔵用コンテナ	S	・原子炉補償冷却器	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉補助施設	Sa	・商業施設棟	Sa																																																																																																																								
		・アユラス空気浄化設備	S	・原子炉補償冷却器	S			・原子炉補助施設	Sa	・タービン棟	Sa																																																																																																																								
		・燃料貯蔵用コンテナ	S	・原子炉補償冷却器	S			・原子炉補助施設	Sa	・永久構造物	Sa																																																																																																																								
		・燃料貯蔵用コンテナ	S	・原子炉補償冷却器	S			・原子炉補助施設	Sa	・周辺計測	Sa																																																																																																																								

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																													
	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>																																																																													
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (3/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">副機 クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (4)</th> <th colspan="2">補助設備 (5)</th> <th colspan="2">置換支持構造物 (6)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (7)</th> <th colspan="2">波及影響を考慮すべき設備 (8)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">5. 重要設備を有する設備及び海水防止機能等を有する設備</td> <td>貯水罐</td> <td>S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>当分の貯水罐を支持する構造物</td> <td>Se</td> <td>海水ポンプ駆動機</td> <td>Se</td> </tr> <tr> <td>貯水罐</td> <td>S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>当分の貯水罐を支持する構造物</td> <td>Se</td> <td>地盤かさ上げ部</td> <td>Se</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">1. 船舶における重要設備を有する施設</td> <td>重要設備のメカ</td> <td>S</td> <td>非常用電源及び</td> <td>S</td> <td>輸送等の支持構</td> <td>S</td> <td>当分の重要設備を支持する構造物</td> <td>Se</td> <td>海水ポンプ駆動機</td> <td>Se</td> </tr> <tr> <td>重要設備のメカ</td> <td>S</td> <td>貯水罐</td> <td>S</td> <td>造物</td> <td>S</td> <td>当分の重要設備を支持する構造物</td> <td>Se</td> <td>海水ポンプ駆動機</td> <td>Se</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>伊内構造物</td> <td>S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>原子炉格納施設</td> <td>Se</td> <td>重要設備駆動機</td> <td>Se</td> </tr> </tbody> </table> </div>	副機 クラス	クラス別施設	主要設備 (4)		補助設備 (5)		置換支持構造物 (6)		間接支持構造物 (7)		波及影響を考慮すべき設備 (8)		適用範囲	クラス	S	5. 重要設備を有する設備及び海水防止機能等を有する設備	貯水罐	S	-	-	-	-	当分の貯水罐を支持する構造物	Se	海水ポンプ駆動機	Se	貯水罐	S	-	-	-	-	当分の貯水罐を支持する構造物	Se	地盤かさ上げ部	Se	S	1. 船舶における重要設備を有する施設	重要設備のメカ	S	非常用電源及び	S	輸送等の支持構	S	当分の重要設備を支持する構造物	Se	海水ポンプ駆動機	Se	重要設備のメカ	S	貯水罐	S	造物	S	当分の重要設備を支持する構造物	Se	海水ポンプ駆動機	Se	その他	伊内構造物	S	-	-	-	-	原子炉格納施設	Se	重要設備駆動機	Se	<p>記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>								
副機 クラス	クラス別施設			主要設備 (4)		補助設備 (5)		置換支持構造物 (6)		間接支持構造物 (7)		波及影響を考慮すべき設備 (8)																																																																			
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス																																																																				
S	5. 重要設備を有する設備及び海水防止機能等を有する設備	貯水罐	S	-	-	-	-	当分の貯水罐を支持する構造物	Se	海水ポンプ駆動機	Se																																																																				
		貯水罐	S	-	-	-	-	当分の貯水罐を支持する構造物	Se	地盤かさ上げ部	Se																																																																				
S	1. 船舶における重要設備を有する施設	重要設備のメカ	S	非常用電源及び	S	輸送等の支持構	S	当分の重要設備を支持する構造物	Se	海水ポンプ駆動機	Se																																																																				
		重要設備のメカ	S	貯水罐	S	造物	S	当分の重要設備を支持する構造物	Se	海水ポンプ駆動機	Se																																																																				
その他	伊内構造物	S	-	-	-	-	原子炉格納施設	Se	重要設備駆動機	Se																																																																					

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (4/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (41)</th> <th colspan="2">補助設備 (42)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (43)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (44)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>種別(45)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>1. 原子炉冷却材圧力バランサリに接続されている、一次冷却水を循環している炉内蔵し得る施設</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>5a 5b</td> </tr> <tr> <td>2. 放射性廃棄物を内蔵している施設。(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その貯蔵によって発生する放射線の影響が周辺環境に及ぼす可能性が極めて小さいものに限る。)</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>5a 5b</td> </tr> <tr> <td>3. 放射性廃棄物以外の放射性物質に接続した施設で、その構造により、公衆及び従業員に過大な放射線被曝を及ぼす可能性のある施設</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>5a 5b</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象クラス	クラス別施設	主要設備 (41)		補助設備 (42)		直接支持構造物 (43)		間接支持構造物 (44)		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	種別(45)	B	1. 原子炉冷却材圧力バランサリに接続されている、一次冷却水を循環している炉内蔵し得る施設	-	B	-	-	-	B	-	5a 5b	2. 放射性廃棄物を内蔵している施設。(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その貯蔵によって発生する放射線の影響が周辺環境に及ぼす可能性が極めて小さいものに限る。)	-	B	-	-	-	B	-	5a 5b	3. 放射性廃棄物以外の放射性物質に接続した施設で、その構造により、公衆及び従業員に過大な放射線被曝を及ぼす可能性のある施設	-	B	-	-	-	B	-	5a 5b	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
対象クラス	クラス別施設			主要設備 (41)		補助設備 (42)		直接支持構造物 (43)		間接支持構造物 (44)																																						
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	種別(45)																																							
B	1. 原子炉冷却材圧力バランサリに接続されている、一次冷却水を循環している炉内蔵し得る施設	-	B	-	-	-	B	-	5a 5b																																							
	2. 放射性廃棄物を内蔵している施設。(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その貯蔵によって発生する放射線の影響が周辺環境に及ぼす可能性が極めて小さいものに限る。)	-	B	-	-	-	B	-	5a 5b																																							
	3. 放射性廃棄物以外の放射性物質に接続した施設で、その構造により、公衆及び従業員に過大な放射線被曝を及ぼす可能性のある施設	-	B	-	-	-	B	-	5a 5b																																							

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (5/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備⁽⁴⁾⁽¹⁾</th> <th colspan="2">補助設備⁽⁴⁾⁽²⁾</th> <th colspan="2">直接支持構造物⁽⁴⁾⁽³⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽⁴⁾⁽⁴⁾</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>種別用地震動⁽⁴⁾⁽⁵⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>a. 使用済燃料を冷却するための施設</td> <td>・ 使用済燃料ピット水冷却器</td> <td>B</td> <td>・ 原子炉補機冷却水系統 ・ 原子炉補機冷却海水系 ・ 電気計装設備</td> <td>B B</td> <td>・ 機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>・ 原子炉格納施設 ・ 原子炉補助建屋 ・ 深井ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物</td> <td>S_e S_e S_e</td> </tr> <tr> <td>b. 放射性物質の放出を仰ぐような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備 ⁽⁴⁾⁽¹⁾		補助設備 ⁽⁴⁾⁽²⁾		直接支持構造物 ⁽⁴⁾⁽³⁾		間接支持構造物 ⁽⁴⁾⁽⁴⁾		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	種別用地震動 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	B	a. 使用済燃料を冷却するための施設	・ 使用済燃料ピット水冷却器	B	・ 原子炉補機冷却水系統 ・ 原子炉補機冷却海水系 ・ 電気計装設備	B B	・ 機器等の支持構造物	B	・ 原子炉格納施設 ・ 原子炉補助建屋 ・ 深井ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物	S _e S _e S _e	b. 放射性物質の放出を仰ぐような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
耐震クラス	クラス別施設			主要設備 ⁽⁴⁾⁽¹⁾		補助設備 ⁽⁴⁾⁽²⁾		直接支持構造物 ⁽⁴⁾⁽³⁾		間接支持構造物 ⁽⁴⁾⁽⁴⁾																													
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	種別用地震動 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾																														
B	a. 使用済燃料を冷却するための施設	・ 使用済燃料ピット水冷却器	B	・ 原子炉補機冷却水系統 ・ 原子炉補機冷却海水系 ・ 電気計装設備	B B	・ 機器等の支持構造物	B	・ 原子炉格納施設 ・ 原子炉補助建屋 ・ 深井ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物	S _e S _e S _e																														
	b. 放射性物質の放出を仰ぐような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	-	-	-	-	-	-	-	-																														

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																						
	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>																																						
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (8/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象 クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備⁽¹⁾⁽²⁾</th> <th colspan="2">補助設備⁽³⁾⁽⁴⁾</th> <th colspan="2">直接支持構造物⁽⁵⁾⁽⁶⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽⁷⁾⁽⁸⁾</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○ 原子炉の反応室を制御するための施設で2クラス、3クラスに属さない設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○ 放射性物質を貯蔵しているか、又はこれに関連した施設で2クラス、3クラスに属さない施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象 クラス	クラス別施設	主要設備 ⁽¹⁾⁽²⁾		補助設備 ⁽³⁾⁽⁴⁾		直接支持構造物 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾		間接支持構造物 ⁽⁷⁾⁽⁸⁾		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	適用範囲	○	○ 原子炉の反応室を制御するための施設で2クラス、3クラスに属さない設備	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○ 放射性物質を貯蔵しているか、又はこれに関連した施設で2クラス、3クラスに属さない施設	○	○	-	-	○	○	○	○	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
対象 クラス	クラス別施設			主要設備 ⁽¹⁾⁽²⁾		補助設備 ⁽³⁾⁽⁴⁾		直接支持構造物 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾		間接支持構造物 ⁽⁷⁾⁽⁸⁾																														
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	適用範囲																															
○	○ 原子炉の反応室を制御するための施設で2クラス、3クラスに属さない設備	○	○	-	-	○	○	○	○																															
○	○ 放射性物質を貯蔵しているか、又はこれに関連した施設で2クラス、3クラスに属さない施設	○	○	-	-	○	○	○	○																															

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																						
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第2.1.1表 クラス別施設 (7/7)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備^(注1)</th> <th colspan="2">補助設備^(注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物^(注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物^(注4)</th> <th rowspan="2">設計用地震動^(注5)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>原子炉建屋に属しない施設等</td> <td>タービン設備 原子炉補給設備系 補助ボイラ及び補助蒸気機 排気機 海水設備 主変電機・変圧器 変電設備 高圧発生器ブローダウンス 炉内用気機 燃料貯蔵ボウラクレーン 緊急時対策所 その他</td> <td>C C C C C C C C C C C</td> <td></td> <td></td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>タービン建屋 原子炉補給施設 原子炉補助建屋 補助ボイラ建屋 緊急時対策所建屋</td> <td>Ss Ss Ss Ss Ss</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物、構築物）をいう。 (注5) 波及的影響を考慮すべき設備とは下位の耐震クラスに属するものの破損によって耐震重要施設に波及的影響を及ぼすおそれがある設備をいう。 (注6) Ss：基準地震動Saにより定まる地震力 Ss：耐震Bクラス施設に適用される地震力 Ss：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力</p> </div>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		設計用地震動 ^(注5)	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	地震動	C	原子炉建屋に属しない施設等	タービン設備 原子炉補給設備系 補助ボイラ及び補助蒸気機 排気機 海水設備 主変電機・変圧器 変電設備 高圧発生器ブローダウンス 炉内用気機 燃料貯蔵ボウラクレーン 緊急時対策所 その他	C C C C C C C C C C C			機器等の支持構造物	C	タービン建屋 原子炉補給施設 原子炉補助建屋 補助ボイラ建屋 緊急時対策所建屋	Ss Ss Ss Ss Ss										<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
耐震クラス	クラス別施設			主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)			設計用地震動 ^(注5)																											
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	地震動																															
C	原子炉建屋に属しない施設等	タービン設備 原子炉補給設備系 補助ボイラ及び補助蒸気機 排気機 海水設備 主変電機・変圧器 変電設備 高圧発生器ブローダウンス 炉内用気機 燃料貯蔵ボウラクレーン 緊急時対策所 その他	C C C C C C C C C C C			機器等の支持構造物	C	タービン建屋 原子炉補給施設 原子炉補助建屋 補助ボイラ建屋 緊急時対策所建屋	Ss Ss Ss Ss Ss																															

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																																																																																																												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (1/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>細則表上の分類</th> <th>設備の名称</th> <th>設置場所</th> <th>設置目的</th> <th>設置位置</th> <th>設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>2. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>3. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>4. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>5. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>6. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>7. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>8. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>9. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>10. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>11. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>12. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>13. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>14. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>15. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>16. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>17. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>18. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>19. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>20. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>21. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>22. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>23. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>24. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> <tr> <td>25. 緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> <td>緊急電源設備</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> </div> </div>	細則表上の分類	設備の名称	設置場所	設置目的	設置位置	設置基準	1. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	2. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	3. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	4. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	5. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	6. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	7. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	8. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	9. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	10. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	11. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	12. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	13. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	14. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	15. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	16. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	17. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	18. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	19. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	20. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	21. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	22. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	23. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	24. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	25. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
細則表上の分類	設備の名称	設置場所	設置目的	設置位置	設置基準																																																																																																																																																									
1. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
2. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
3. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
4. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
5. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
6. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
7. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
8. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
9. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
10. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
11. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
12. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
13. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
14. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
15. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
16. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
17. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
18. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
19. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
20. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
21. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
22. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
23. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
24. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									
25. 緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備	緊急電源設備																																																																																																																																																									

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更後 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

変更前
第2.1.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類
(3/25)

設備名称	機能	設置位置	構成設備	設置位置	構成設備
燃料貯蔵庫内消火設備	燃料貯蔵庫内の火災発生時に消火を行う	燃料貯蔵庫内	燃料貯蔵庫内消火設備	燃料貯蔵庫内	燃料貯蔵庫内消火設備
燃料貯蔵庫外消火設備	燃料貯蔵庫外の火災発生時に消火を行う	燃料貯蔵庫外	燃料貯蔵庫外消火設備	燃料貯蔵庫外	燃料貯蔵庫外消火設備
原子炉建屋外消火設備	原子炉建屋外の火災発生時に消火を行う	原子炉建屋外	原子炉建屋外消火設備	原子炉建屋外	原子炉建屋外消火設備
原子炉建屋内消火設備	原子炉建屋内の火災発生時に消火を行う	原子炉建屋内	原子炉建屋内消火設備	原子炉建屋内	原子炉建屋内消火設備
原子炉建屋外防炎設備	原子炉建屋外の火災発生時に防炎を行う	原子炉建屋外	原子炉建屋外防炎設備	原子炉建屋外	原子炉建屋外防炎設備
原子炉建屋内防炎設備	原子炉建屋内の火災発生時に防炎を行う	原子炉建屋内	原子炉建屋内防炎設備	原子炉建屋内	原子炉建屋内防炎設備
原子炉建屋外防炎設備(注)	原子炉建屋外の火災発生時に防炎を行う	原子炉建屋外	原子炉建屋外防炎設備(注)	原子炉建屋外	原子炉建屋外防炎設備(注)
原子炉建屋内防炎設備(注)	原子炉建屋内の火災発生時に防炎を行う	原子炉建屋内	原子炉建屋内防炎設備(注)	原子炉建屋内	原子炉建屋内防炎設備(注)

変更後
変更なし

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																																																																																																																																																																
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (5/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>設備</th> <th>構成設備</th> <th>原状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>2. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>3. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>4. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>7. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>8. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>9. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>10. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>11. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>12. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>13. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>14. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>15. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>16. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>17. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>18. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>19. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>20. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>21. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>22. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>23. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>24. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>25. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (6/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>設備</th> <th>構成設備</th> <th>原状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>2. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>3. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>4. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>7. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>8. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>9. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>10. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>11. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>12. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>13. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>14. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>15. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>16. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>17. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>18. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>19. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>20. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>21. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>22. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>23. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>24. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>25. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	設備分類	設備	構成設備	原状	1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	2. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	3. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	4. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	5. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	6. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	7. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	8. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	9. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	10. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	11. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	12. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	13. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	14. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	15. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	16. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	17. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	18. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	19. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	20. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	21. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	22. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	23. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	24. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	25. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	設備分類	設備	構成設備	原状	1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	2. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	3. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	4. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	5. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	6. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	7. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	8. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	9. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	10. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	11. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	12. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	13. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	14. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	15. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	16. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	17. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	18. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	19. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	20. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	21. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	22. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	23. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	24. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	25. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設備分類	設備	構成設備	原状																																																																																																																																																																																																															
1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
2. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
3. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
4. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
5. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
6. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
7. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
8. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
9. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
10. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
11. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
12. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
13. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
14. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
15. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
16. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
17. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
18. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
19. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
20. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
21. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
22. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
23. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
24. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
25. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
設備分類	設備	構成設備	原状																																																																																																																																																																																																															
1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
2. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
3. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
4. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
5. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
6. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
7. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
8. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
9. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
10. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
11. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
12. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
13. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
14. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
15. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
16. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
17. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
18. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
19. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
20. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
21. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
22. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
23. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
24. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															
25. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																															

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1273 331 1421 630">変更前</th> <th data-bbox="1421 331 2371 630">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1421 331 2371 630"> <p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (7/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>設備</th> <th>備注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="1421 331 2371 630"> <p>変更なし</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1421 630 2371 945"> <p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (8/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>設備</th> <th>備注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="1421 630 2371 945"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (7/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>設備</th> <th>備注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	設備	備注	... (略) (略) (略) ...	<p>変更なし</p>	<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (8/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>設備</th> <th>備注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	設備	備注	... (略) (略) (略) ...	<p>変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
変更前	変更後																			
<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (7/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>設備</th> <th>備注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	設備	備注	... (略) (略) (略) ...	<p>変更なし</p>													
設備分類	設備	備注																		
... (略) (略) (略) ...																		
<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (8/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>設備</th> <th>備注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> <td>... (略) ...</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	設備	備注	... (略) (略) (略) ...	<p>変更なし</p>													
設備分類	設備	備注																		
... (略) (略) (略) ...																		

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>変更前</p> <p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (9/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備種別上の分類</th> <th>種別別設備</th> <th>設備</th> <th>原状工事種別</th> <th>原状工事種別</th> <th>種別別設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原状維持に して重大事故等 対策として 設備を維持するもの</td> <td>緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置</td> <td>緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置</td> <td></td> <td></td> <td>緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 48%;"> <p>変更後</p> <p>変更なし</p> </div> </div> </div>	設備種別上の分類	種別別設備	設備	原状工事種別	原状工事種別	種別別設備	原状維持に して重大事故等 対策として 設備を維持するもの	緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置	緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置			緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
設備種別上の分類	種別別設備	設備	原状工事種別	原状工事種別	種別別設備									
原状維持に して重大事故等 対策として 設備を維持するもの	緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置	緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置			緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置									
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>変更前</p> <p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備種別上の分類</th> <th>種別別設備</th> <th>設備</th> <th>原状工事種別</th> <th>原状工事種別</th> <th>種別別設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原状維持に して重大事故等 対策として 設備を維持するもの</td> <td>緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置</td> <td>緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置</td> <td></td> <td></td> <td>緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 48%;"> <p>変更後</p> <p>変更なし</p> </div> </div> </div>	設備種別上の分類	種別別設備	設備	原状工事種別	原状工事種別	種別別設備	原状維持に して重大事故等 対策として 設備を維持するもの	緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置	緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置			緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置	<p>記載の適正化</p>
設備種別上の分類	種別別設備	設備	原状工事種別	原状工事種別	種別別設備									
原状維持に して重大事故等 対策として 設備を維持するもの	緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置	緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置			緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置 、緊急停止装置									
		<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>												

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前

変更後

備考

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)

<p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類 (11/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">設備名称</th> <th style="width: 30%;">設置内容</th> <th style="width: 25%;">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉建屋外に設置する設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急降下装置 ・ 非常用電源 ・ 燃料貯蔵タンク(50名機) ・ 燃料貯蔵タンク(60名機) ・ 燃料貯蔵タンク(70名機) ・ 燃料貯蔵タンク(80名機) ・ 燃料貯蔵タンク(90名機) ・ 燃料貯蔵タンク(100名機) ・ 燃料貯蔵タンク(110名機) ・ 燃料貯蔵タンク(120名機) ・ 燃料貯蔵タンク(130名機) ・ 燃料貯蔵タンク(140名機) ・ 燃料貯蔵タンク(150名機) ・ 燃料貯蔵タンク(160名機) ・ 燃料貯蔵タンク(170名機) ・ 燃料貯蔵タンク(180名機) ・ 燃料貯蔵タンク(190名機) ・ 燃料貯蔵タンク(200名機) </td> <td>原子炉建屋外</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉建屋内に設置する設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料貯蔵タンク(50名機) ・ 燃料貯蔵タンク(60名機) ・ 燃料貯蔵タンク(70名機) ・ 燃料貯蔵タンク(80名機) ・ 燃料貯蔵タンク(90名機) ・ 燃料貯蔵タンク(100名機) ・ 燃料貯蔵タンク(110名機) ・ 燃料貯蔵タンク(120名機) ・ 燃料貯蔵タンク(130名機) ・ 燃料貯蔵タンク(140名機) ・ 燃料貯蔵タンク(150名機) ・ 燃料貯蔵タンク(160名機) ・ 燃料貯蔵タンク(170名機) ・ 燃料貯蔵タンク(180名機) ・ 燃料貯蔵タンク(190名機) ・ 燃料貯蔵タンク(200名機) </td> <td>原子炉建屋内</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	設置内容	設置場所	1. 原子炉建屋外に設置する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急降下装置 ・ 非常用電源 ・ 燃料貯蔵タンク(50名機) ・ 燃料貯蔵タンク(60名機) ・ 燃料貯蔵タンク(70名機) ・ 燃料貯蔵タンク(80名機) ・ 燃料貯蔵タンク(90名機) ・ 燃料貯蔵タンク(100名機) ・ 燃料貯蔵タンク(110名機) ・ 燃料貯蔵タンク(120名機) ・ 燃料貯蔵タンク(130名機) ・ 燃料貯蔵タンク(140名機) ・ 燃料貯蔵タンク(150名機) ・ 燃料貯蔵タンク(160名機) ・ 燃料貯蔵タンク(170名機) ・ 燃料貯蔵タンク(180名機) ・ 燃料貯蔵タンク(190名機) ・ 燃料貯蔵タンク(200名機) 	原子炉建屋外	2. 原子炉建屋内に設置する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料貯蔵タンク(50名機) ・ 燃料貯蔵タンク(60名機) ・ 燃料貯蔵タンク(70名機) ・ 燃料貯蔵タンク(80名機) ・ 燃料貯蔵タンク(90名機) ・ 燃料貯蔵タンク(100名機) ・ 燃料貯蔵タンク(110名機) ・ 燃料貯蔵タンク(120名機) ・ 燃料貯蔵タンク(130名機) ・ 燃料貯蔵タンク(140名機) ・ 燃料貯蔵タンク(150名機) ・ 燃料貯蔵タンク(160名機) ・ 燃料貯蔵タンク(170名機) ・ 燃料貯蔵タンク(180名機) ・ 燃料貯蔵タンク(190名機) ・ 燃料貯蔵タンク(200名機) 	原子炉建屋内	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>
設備名称	設置内容	設置場所								
1. 原子炉建屋外に設置する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急降下装置 ・ 非常用電源 ・ 燃料貯蔵タンク(50名機) ・ 燃料貯蔵タンク(60名機) ・ 燃料貯蔵タンク(70名機) ・ 燃料貯蔵タンク(80名機) ・ 燃料貯蔵タンク(90名機) ・ 燃料貯蔵タンク(100名機) ・ 燃料貯蔵タンク(110名機) ・ 燃料貯蔵タンク(120名機) ・ 燃料貯蔵タンク(130名機) ・ 燃料貯蔵タンク(140名機) ・ 燃料貯蔵タンク(150名機) ・ 燃料貯蔵タンク(160名機) ・ 燃料貯蔵タンク(170名機) ・ 燃料貯蔵タンク(180名機) ・ 燃料貯蔵タンク(190名機) ・ 燃料貯蔵タンク(200名機) 	原子炉建屋外								
2. 原子炉建屋内に設置する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料貯蔵タンク(50名機) ・ 燃料貯蔵タンク(60名機) ・ 燃料貯蔵タンク(70名機) ・ 燃料貯蔵タンク(80名機) ・ 燃料貯蔵タンク(90名機) ・ 燃料貯蔵タンク(100名機) ・ 燃料貯蔵タンク(110名機) ・ 燃料貯蔵タンク(120名機) ・ 燃料貯蔵タンク(130名機) ・ 燃料貯蔵タンク(140名機) ・ 燃料貯蔵タンク(150名機) ・ 燃料貯蔵タンク(160名機) ・ 燃料貯蔵タンク(170名機) ・ 燃料貯蔵タンク(180名機) ・ 燃料貯蔵タンク(190名機) ・ 燃料貯蔵タンク(200名機) 	原子炉建屋内								

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																								
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (13/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th>設備分類上の位置</th> <th>設備の名称</th> <th>構成設備</th> <th>構成設備の機能</th> <th>構成設備の仕様</th> <th>構成設備の設置位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (14/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th>設備分類上の位置</th> <th>設備の名称</th> <th>構成設備</th> <th>構成設備の機能</th> <th>構成設備の仕様</th> <th>構成設備の設置位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	設備分類上の位置	設備の名称	構成設備	構成設備の機能	構成設備の仕様	構成設備の設置位置	1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	設備分類上の位置	設備の名称	構成設備	構成設備の機能	構成設備の仕様	構成設備の設置位置	1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設備分類上の位置	設備の名称	構成設備	構成設備の機能	構成設備の仕様	構成設備の設置位置																					
1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																					
設備分類上の位置	設備の名称	構成設備	構成設備の機能	構成設備の仕様	構成設備の設置位置																					
1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																					

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> </div>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																			
	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (17/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> <th>設置場所</th> <th>設置目的</th> <th>設置基準</th> <th>設置規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設区分</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>放射能の低減</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td>設備区分</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>放射能の低減</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (18/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> <th>設置場所</th> <th>設置目的</th> <th>設置基準</th> <th>設置規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設区分</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>放射能の低減</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td>設備区分</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>放射能の低減</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	設備区分	設備名	設置場所	設置目的	設置基準	設置規格	施設区分	原子炉格納容器	原子炉格納容器	放射能の低減	原子炉格納容器	原子炉格納容器	設備区分	原子炉格納容器	原子炉格納容器	放射能の低減	原子炉格納容器	原子炉格納容器	設備区分	設備名	設置場所	設置目的	設置基準	設置規格	施設区分	原子炉格納容器	原子炉格納容器	放射能の低減	原子炉格納容器	原子炉格納容器	設備区分	原子炉格納容器	原子炉格納容器	放射能の低減	原子炉格納容器	原子炉格納容器
設備区分	設備名	設置場所	設置目的	設置基準	設置規格																																
施設区分	原子炉格納容器	原子炉格納容器	放射能の低減	原子炉格納容器	原子炉格納容器																																
設備区分	原子炉格納容器	原子炉格納容器	放射能の低減	原子炉格納容器	原子炉格納容器																																
設備区分	設備名	設置場所	設置目的	設置基準	設置規格																																
施設区分	原子炉格納容器	原子炉格納容器	放射能の低減	原子炉格納容器	原子炉格納容器																																
設備区分	原子炉格納容器	原子炉格納容器	放射能の低減	原子炉格納容器	原子炉格納容器																																

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																		
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (23/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> <th>設置場所</th> <th>設置目的</th> <th>設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉内設備</td> <td>炉内監視装置</td> <td>炉内</td> <td>炉内温度、圧力等の監視</td> <td>原子力発電法</td> </tr> <tr> <td>2. 炉外設備</td> <td>炉外監視装置</td> <td>炉外</td> <td>炉内温度、圧力等の監視</td> <td>原子力発電法</td> </tr> <tr> <td>3. 炉内設備</td> <td>炉内監視装置</td> <td>炉内</td> <td>炉内温度、圧力等の監視</td> <td>原子力発電法</td> </tr> <tr> <td>4. 炉外設備</td> <td>炉外監視装置</td> <td>炉外</td> <td>炉内温度、圧力等の監視</td> <td>原子力発電法</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (24/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> <th>設置場所</th> <th>設置目的</th> <th>設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉内設備</td> <td>炉内監視装置</td> <td>炉内</td> <td>炉内温度、圧力等の監視</td> <td>原子力発電法</td> </tr> <tr> <td>2. 炉外設備</td> <td>炉外監視装置</td> <td>炉外</td> <td>炉内温度、圧力等の監視</td> <td>原子力発電法</td> </tr> <tr> <td>3. 炉内設備</td> <td>炉内監視装置</td> <td>炉内</td> <td>炉内温度、圧力等の監視</td> <td>原子力発電法</td> </tr> <tr> <td>4. 炉外設備</td> <td>炉外監視装置</td> <td>炉外</td> <td>炉内温度、圧力等の監視</td> <td>原子力発電法</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	設備区分	設備名	設置場所	設置目的	設置基準	1. 炉内設備	炉内監視装置	炉内	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法	2. 炉外設備	炉外監視装置	炉外	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法	3. 炉内設備	炉内監視装置	炉内	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法	4. 炉外設備	炉外監視装置	炉外	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法	設備区分	設備名	設置場所	設置目的	設置基準	1. 炉内設備	炉内監視装置	炉内	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法	2. 炉外設備	炉外監視装置	炉外	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法	3. 炉内設備	炉内監視装置	炉内	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法	4. 炉外設備	炉外監視装置	炉外	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設備区分	設備名	設置場所	設置目的	設置基準																																																
1. 炉内設備	炉内監視装置	炉内	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法																																																
2. 炉外設備	炉外監視装置	炉外	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法																																																
3. 炉内設備	炉内監視装置	炉内	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法																																																
4. 炉外設備	炉外監視装置	炉外	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法																																																
設備区分	設備名	設置場所	設置目的	設置基準																																																
1. 炉内設備	炉内監視装置	炉内	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法																																																
2. 炉外設備	炉外監視装置	炉外	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法																																																
3. 炉内設備	炉内監視装置	炉内	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法																																																
4. 炉外設備	炉外監視装置	炉外	炉内温度、圧力等の監視	原子力発電法																																																

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変 更 前	変 更 後	備 考															
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">変更前 変更後</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>変更前</p> <p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (25/25)</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <th>設備分類</th> <th>設備名</th> <th>設備の機能</th> <th>設備の設置場所</th> <th>設備の設置基準</th> </tr> <tr> <td>火災防護設備</td> <td>火災警報装置 火災消火装置 火災防煙装置 火災抑制装置</td> <td>火災の発生を早期に検出し、警報を発信し、消火活動を開始するための装置である。</td> <td>火災防護設備設置区画内</td> <td>火災警報装置は、火災発生時に警報を発信する機能を有し、かつ、消火活動を開始するための機能を有するものとする。</td> </tr> <tr> <td>避難設備</td> <td>避難経路 避難誘導装置 避難用照明</td> <td>火災発生時に避難するための経路を示し、避難誘導装置は避難誘導のための装置である。</td> <td>避難経路設置区画内</td> <td>避難経路は、火災発生時に避難するための経路を示し、避難誘導装置は避難誘導のための装置である。</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>変更後</p> <p>変更なし</p> </div> </div> </div>	設備分類	設備名	設備の機能	設備の設置場所	設備の設置基準	火災防護設備	火災警報装置 火災消火装置 火災防煙装置 火災抑制装置	火災の発生を早期に検出し、警報を発信し、消火活動を開始するための装置である。	火災防護設備設置区画内	火災警報装置は、火災発生時に警報を発信する機能を有し、かつ、消火活動を開始するための機能を有するものとする。	避難設備	避難経路 避難誘導装置 避難用照明	火災発生時に避難するための経路を示し、避難誘導装置は避難誘導のための装置である。	避難経路設置区画内	避難経路は、火災発生時に避難するための経路を示し、避難誘導装置は避難誘導のための装置である。	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設備分類	設備名	設備の機能	設備の設置場所	設備の設置基準													
火災防護設備	火災警報装置 火災消火装置 火災防煙装置 火災抑制装置	火災の発生を早期に検出し、警報を発信し、消火活動を開始するための装置である。	火災防護設備設置区画内	火災警報装置は、火災発生時に警報を発信する機能を有し、かつ、消火活動を開始するための機能を有するものとする。													
避難設備	避難経路 避難誘導装置 避難用照明	火災発生時に避難するための経路を示し、避難誘導装置は避難誘導のための装置である。	避難経路設置区画内	避難経路は、火災発生時に避難するための経路を示し、避難誘導装置は避難誘導のための装置である。													

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V. 変更の理由】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>V. 変更の理由</p> <p>平成31年2月13日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して 实用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」 という。）の一部が改正された。</p> <p>今回の設計及び工事計画においては、火災防護審査基準の改正に伴い、発電用原子炉施設 の基本設計方針の変更等について申請を行う。</p> <p style="text-align: center;">- 04-V-1/E -</p>	<p>V. 変更の理由</p> <p>平成31年2月13日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して 实用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」 という。）の一部が改正された。</p> <p>今回の設計及び工事計画においては、火災防護審査基準の改正に伴い、発電用原子炉施設 のうち設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及び <u>その電路を除く。</u>）の基本設計方針の変更等について申請を行う。</p> <p style="text-align: center;">- 04-V-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="273 1402 718 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="273 1050 718 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="273 646 718 1050">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="273 508 718 646">整合性</th> <th data-bbox="273 361 718 508">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="569 1402 718 1759"> 五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (a) 水災による損傷の防止 (e-2) 水災発生防止 (c-2-1) 水災の発生防止対策 水災の発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、 水災による損傷の防止 </td> <td data-bbox="718 1050 1151 1402"> 1.7.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止 原子炉施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して水災の発生防止対策を講じるほか、 1.7.1.2 水災発生防止 1.7.1.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 </td> <td data-bbox="718 646 1151 1050"> 【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」及びこれらに準拠する「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」及びこれらに準拠する「火災防護に関する規則」(以下「火災防護に関する規則」)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 a. 水災の発生防止対策 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止措置は、水災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シーム構造の採用、オイルメン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに視覚的監視及び点検による、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の水災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、管の設置又は配管による配管上の考慮を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は水災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はタイアップラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク </td> <td data-bbox="718 361 1151 646"> 設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g)水災による損傷の防止」(04-添1-1-p-1~2)及び「ロ、(3)h、(b)水災による損傷の防止」(04-添1-p-2)はDB、SAを統合して記載しているが、設計及び工事計画ではDB、SAを統合して整理している。 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (a) 水災による損傷の防止 (e-2) 水災発生防止 (c-2-1) 水災の発生防止対策 水災の発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、 水災による損傷の防止	1.7.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止 原子炉施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して水災の発生防止対策を講じるほか、 1.7.1.2 水災発生防止 1.7.1.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針	【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」及びこれらに準拠する「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」及びこれらに準拠する「火災防護に関する規則」(以下「火災防護に関する規則」)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 a. 水災の発生防止対策 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止措置は、水災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シーム構造の採用、オイルメン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに視覚的監視及び点検による、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の水災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、管の設置又は配管による配管上の考慮を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は水災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はタイアップラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク	設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g)水災による損傷の防止」(04-添1-1-p-1~2)及び「ロ、(3)h、(b)水災による損傷の防止」(04-添1-p-2)はDB、SAを統合して記載しているが、設計及び工事計画ではDB、SAを統合して整理している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1371 1402 1816 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1371 1050 1816 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1371 646 1816 1050">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="1371 508 1816 646">整合性</th> <th data-bbox="1371 361 1816 508">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1638 1402 1816 1759"> 五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (a) 水災による損傷の防止 設計基準対象施設は、水災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。 </td> <td data-bbox="1816 1050 2249 1402"> 1.7.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止 原子炉施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、 1.7.1.2 水災発生防止 1.7.1.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 </td> <td data-bbox="1816 646 2249 1050"> 【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」(以下「火災防護に関する規則」)及びこれらに準拠する「火災防護に関する規則」(以下「火災防護に関する規則」)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 a. 水災の発生防止対策 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止措置は、水災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シーム構造の採用、オイルメン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに視覚的監視及び点検による、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の水災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、管の設置又は配管による配管上の考慮を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は水災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はタイアップラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク </td> <td data-bbox="1816 361 2249 646"> 設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g)水災による損傷の防止」(04-添1-1-p-1~2)及び「ロ、(3)h、(b)水災による損傷の防止」(04-添1-p-2)はDB、SAを統合して記載しているが、設計及び工事計画ではDB、SAを統合して整理している。 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (a) 水災による損傷の防止 設計基準対象施設は、水災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。	1.7.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止 原子炉施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、 1.7.1.2 水災発生防止 1.7.1.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針	【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」(以下「火災防護に関する規則」)及びこれらに準拠する「火災防護に関する規則」(以下「火災防護に関する規則」)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 a. 水災の発生防止対策 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止措置は、水災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シーム構造の採用、オイルメン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに視覚的監視及び点検による、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の水災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、管の設置又は配管による配管上の考慮を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は水災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はタイアップラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク	設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g)水災による損傷の防止」(04-添1-1-p-1~2)及び「ロ、(3)h、(b)水災による損傷の防止」(04-添1-p-2)はDB、SAを統合して記載しているが、設計及び工事計画ではDB、SAを統合して整理している。	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考																
五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (a) 水災による損傷の防止 (e-2) 水災発生防止 (c-2-1) 水災の発生防止対策 水災の発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、 水災による損傷の防止	1.7.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止 原子炉施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して水災の発生防止対策を講じるほか、 1.7.1.2 水災発生防止 1.7.1.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針	【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」及びこれらに準拠する「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」及びこれらに準拠する「火災防護に関する規則」(以下「火災防護に関する規則」)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 a. 水災の発生防止対策 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止措置は、水災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シーム構造の採用、オイルメン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに視覚的監視及び点検による、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の水災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、管の設置又は配管による配管上の考慮を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は水災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はタイアップラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク	設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g)水災による損傷の防止」(04-添1-1-p-1~2)及び「ロ、(3)h、(b)水災による損傷の防止」(04-添1-p-2)はDB、SAを統合して記載しているが、設計及び工事計画ではDB、SAを統合して整理している。																	
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考																
五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (a) 水災による損傷の防止 設計基準対象施設は、水災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。	1.7.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止 原子炉施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、 1.7.1.2 水災発生防止 1.7.1.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針	【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」(以下「火災防護に関する規則」)及びこれらに準拠する「火災防護に関する規則」(以下「火災防護に関する規則」)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 a. 水災の発生防止対策 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止措置は、水災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シーム構造の採用、オイルメン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに視覚的監視及び点検による、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の水災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、管の設置又は配管による配管上の考慮を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は水災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はタイアップラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク	設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g)水災による損傷の防止」(04-添1-1-p-1~2)及び「ロ、(3)h、(b)水災による損傷の防止」(04-添1-p-2)はDB、SAを統合して記載しているが、設計及び工事計画ではDB、SAを統合して整理している。																	

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 359 1626 499">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1626 359 1941 499">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1941 359 2249 499">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="2249 359 2368 499">整合性</th> <th data-bbox="2368 359 2487 499">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 499 1626 1822"> <p>①火災防護対策を講じる設計を以下に当り、原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区域に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響領域のそれとを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1626 499 1941 1822"> <p>火災防護対策を講じる設計を以下に当り、原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区域に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響領域のそれとを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="1941 499 2249 1822"> <p>①火災防護対策を講じる設計を以下に当り、原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="2249 499 2368 1822"> <p>設計及び工事の計画の①の火災防護対策及び火災区域の区域を火災区域として設定し、火災防護対策を講じる設計を講じる。②の火災防護対策は、他の区域と分離されている区域を、③火災防護対策を講じる設計を講じる。系統分欄も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="2368 499 2487 1822"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1822 1626 1827"> <p>(c-1) 基本事項</p> <p>(c-1-1) 火災区域及び火災区域の設計</p> <p>建屋①等の火災区域は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、以下に火災防護対策を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1626 1822 1941 1827"> <p>1.7.1.1.1 火災区域及び火災区域の設計</p> <p>建屋①等、原子炉格納容器及びタービン等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、1.7.1.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器において確保する機器並びに他の配管を考慮し、火災区域として設定する。</p> </td> <td data-bbox="1941 1822 2249 1827"> <p>1. 火災防護対策の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対策施設及び重大事故等対策施設</p> <p><中略></p> <p>建屋①等、原子炉格納容器、タービン等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災区域として設定する。系統分欄も考慮して、火災区域として設定する。</p> </td> <td data-bbox="2249 1822 2368 1827"> <p>設計及び工事の計画の①の火災防護対策は、他の区域と分離されている区域を、火災区域として設定する。以下にも記載があることから、<input checked="" type="checkbox"/>「既記載」と判断する。</p> </td> <td data-bbox="2368 1822 2487 1827"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1827 1626 1831"> <p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p> </td> <td data-bbox="1626 1827 1941 1831"> <p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p> </td> <td data-bbox="1941 1827 2249 1831"> <p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p> </td> <td data-bbox="2249 1827 2368 1831"> <p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p> </td> <td data-bbox="2368 1827 2487 1831"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>①火災防護対策を講じる設計を以下に当り、原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区域に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響領域のそれとを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>火災防護対策を講じる設計を以下に当り、原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区域に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響領域のそれとを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>①火災防護対策を講じる設計を以下に当り、原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の①の火災防護対策及び火災区域の区域を火災区域として設定し、火災防護対策を講じる設計を講じる。②の火災防護対策は、他の区域と分離されている区域を、③火災防護対策を講じる設計を講じる。系統分欄も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p><中略></p>		<p>(c-1) 基本事項</p> <p>(c-1-1) 火災区域及び火災区域の設計</p> <p>建屋①等の火災区域は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、以下に火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>1.7.1.1.1 火災区域及び火災区域の設計</p> <p>建屋①等、原子炉格納容器及びタービン等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、1.7.1.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器において確保する機器並びに他の配管を考慮し、火災区域として設定する。</p>	<p>1. 火災防護対策の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対策施設及び重大事故等対策施設</p> <p><中略></p> <p>建屋①等、原子炉格納容器、タービン等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災区域として設定する。系統分欄も考慮して、火災区域として設定する。</p>	<p>設計及び工事の計画の①の火災防護対策は、他の区域と分離されている区域を、火災区域として設定する。以下にも記載があることから、<input checked="" type="checkbox"/>「既記載」と判断する。</p>		<p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p>	<p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p>	<p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p>	<p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p>		<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>①火災防護対策を講じる設計を以下に当り、原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区域に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響領域のそれとを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>火災防護対策を講じる設計を以下に当り、原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区域に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響領域のそれとを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>①火災防護対策を講じる設計を以下に当り、原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の①の火災防護対策及び火災区域の区域を火災区域として設定し、火災防護対策を講じる設計を講じる。②の火災防護対策は、他の区域と分離されている区域を、③火災防護対策を講じる設計を講じる。系統分欄も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p><中略></p>																			
<p>(c-1) 基本事項</p> <p>(c-1-1) 火災区域及び火災区域の設計</p> <p>建屋①等の火災区域は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、以下に火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>1.7.1.1.1 火災区域及び火災区域の設計</p> <p>建屋①等、原子炉格納容器及びタービン等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、1.7.1.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器において確保する機器並びに他の配管を考慮し、火災区域として設定する。</p>	<p>1. 火災防護対策の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準対策施設及び重大事故等対策施設</p> <p><中略></p> <p>建屋①等、原子炉格納容器、タービン等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災区域として設定する。系統分欄も考慮して、火災区域として設定する。</p>	<p>設計及び工事の計画の①の火災防護対策は、他の区域と分離されている区域を、火災区域として設定する。以下にも記載があることから、<input checked="" type="checkbox"/>「既記載」と判断する。</p>																			
<p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p>	<p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p>	<p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p>	<p>建屋①のうち、火災の影響領域の対策が必要が火災区域(原子炉の高温停止及び低温度停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火</p>																			

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考															
	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1350 359 1484 642">設置許可申請書(本文)</th><th data-bbox="1350 642 1484 1047">設計及び工事の計画 該当事項</th><th data-bbox="1350 1047 1484 1402">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th><th data-bbox="1350 1402 1484 1757">設計及び工事の計画 該当事項</th><th data-bbox="1350 1757 1484 1822">備考</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1484 359 1662 642"><p>(c-1-3) 火災防護計画</p><p>他の火災区域と3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により分離する。</p><p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、以下に示す^①火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する区域として設定する。</p><p>また、火災区域は、建屋内で設定した火災区域を系統分離に応じて分類して設定する。</p></td><td data-bbox="1484 642 1662 1047"><p>設計及び工事の計画 該当事項</p><p>設計及び工事の計画 該当事項</p><p>設計及び工事の計画 該当事項</p></td><td data-bbox="1484 1047 1662 1402"><p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p><p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計した必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シール、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p><p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「1.7.1.1.2. 安全機能を有する構造物、系統及び機器」において選択する機器等を設置する区域を、火災区域に設定する。</p><p>また、火災区域は、建屋内で設定した火災区域を系統分離に応じて分類して設定する。</p></td><td data-bbox="1484 1402 1662 1757"><p>設計及び工事の計画 該当事項</p><p>設計及び工事の計画 該当事項</p><p>設計及び工事の計画 該当事項</p></td><td data-bbox="1484 1757 1662 1822"></td></tr><tr><td data-bbox="1662 359 1840 642"><p>(c-1-3) 火災防護計画</p><p>1.7.1.1.2 安全機能を有する構造物、系統及び機器</p><p>①(c) 火災による相俣の防止については、運転中の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの起大を防止するために必要となる以下の設計基準事故対策のうち、原子炉施設において火災が発生した場合に、^②火災防護原子炉の電源停止及び低溫停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器を設置する目的の構造物、系統及び機器を、^③火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器とする。</p></td><td data-bbox="1662 642 1840 1047"><p>設計及び工事の計画 該当事項</p><p>設計及び工事の計画 該当事項</p><p>設計及び工事の計画 該当事項</p></td><td data-bbox="1662 1047 1840 1402"><p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p><p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計した必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シール、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p><p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、^④火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する区域として設定する。この屋根防止を考慮した管組については、運用を定める。</p><p>火災区域は、建屋内で^⑤設定した火災区域を系統分離の系統及び機器の設置並びに設計基準事故対策と重大事故等対策施設の配置に応じて分類して設定する。</p><p><中略></p><p>1. 火災防護計画の基本設計方針</p><p>1.1 設計基準事故対策及び重大事故等対策施設</p><p><中略></p><p>火災防護原子炉施設において火災が発生した場合に、運転中の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの起大を防止するために必要となる以下の設計基準事故対策のうち、^⑥火災防護原子炉の電源停止及び低溫停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器を設置する目的の構造物、系統及び機器を、^⑦火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器とする。</p></td><td data-bbox="1662 1402 1840 1757"><p>設計及び工事の計画 該当事項</p><p>設計及び工事の計画 該当事項</p><p>設計及び工事の計画 該当事項</p></td><td data-bbox="1662 1757 1840 1822"></td></tr></tbody></table>	設置許可申請書(本文)	設計及び工事の計画 該当事項	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	備考	<p>(c-1-3) 火災防護計画</p> <p>他の火災区域と3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、以下に示す^①火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する区域として設定する。</p> <p>また、火災区域は、建屋内で設定した火災区域を系統分離に応じて分類して設定する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計した必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シール、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「1.7.1.1.2. 安全機能を有する構造物、系統及び機器」において選択する機器等を設置する区域を、火災区域に設定する。</p> <p>また、火災区域は、建屋内で設定した火災区域を系統分離に応じて分類して設定する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p>		<p>(c-1-3) 火災防護計画</p> <p>1.7.1.1.2 安全機能を有する構造物、系統及び機器</p> <p>①(c) 火災による相俣の防止については、運転中の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの起大を防止するために必要となる以下の設計基準事故対策のうち、原子炉施設において火災が発生した場合に、^②火災防護原子炉の電源停止及び低溫停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器を設置する目的の構造物、系統及び機器を、^③火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計した必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シール、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、^④火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する区域として設定する。この屋根防止を考慮した管組については、運用を定める。</p> <p>火災区域は、建屋内で^⑤設定した火災区域を系統分離の系統及び機器の設置並びに設計基準事故対策と重大事故等対策施設の配置に応じて分類して設定する。</p> <p><中略></p> <p>1. 火災防護計画の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準事故対策及び重大事故等対策施設</p> <p><中略></p> <p>火災防護原子炉施設において火災が発生した場合に、運転中の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの起大を防止するために必要となる以下の設計基準事故対策のうち、^⑥火災防護原子炉の電源停止及び低溫停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器を設置する目的の構造物、系統及び機器を、^⑦火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p>		<p>記載の適正化</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設計及び工事の計画 該当事項	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	備考													
<p>(c-1-3) 火災防護計画</p> <p>他の火災区域と3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、以下に示す^①火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する区域として設定する。</p> <p>また、火災区域は、建屋内で設定した火災区域を系統分離に応じて分類して設定する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計した必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シール、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「1.7.1.1.2. 安全機能を有する構造物、系統及び機器」において選択する機器等を設置する区域を、火災区域に設定する。</p> <p>また、火災区域は、建屋内で設定した火災区域を系統分離に応じて分類して設定する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p>														
<p>(c-1-3) 火災防護計画</p> <p>1.7.1.1.2 安全機能を有する構造物、系統及び機器</p> <p>①(c) 火災による相俣の防止については、運転中の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの起大を防止するために必要となる以下の設計基準事故対策のうち、原子炉施設において火災が発生した場合に、^②火災防護原子炉の電源停止及び低溫停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器を設置する目的の構造物、系統及び機器を、^③火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計した必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シール、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、^④火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する区域として設定する。この屋根防止を考慮した管組については、運用を定める。</p> <p>火災区域は、建屋内で^⑤設定した火災区域を系統分離の系統及び機器の設置並びに設計基準事故対策と重大事故等対策施設の配置に応じて分類して設定する。</p> <p><中略></p> <p>1. 火災防護計画の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準事故対策及び重大事故等対策施設</p> <p><中略></p> <p>火災防護原子炉施設において火災が発生した場合に、運転中の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの起大を防止するために必要となる以下の設計基準事故対策のうち、^⑥火災防護原子炉の電源停止及び低溫停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器を設置する目的の構造物、系統及び機器を、^⑦火災防護安全機能を有する構造物、系統及び機器とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p>														

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変 更 前	変 更 後	備 考									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>原子炉施設全体を対象とした水素防音対策を実施するため、水素防音対策計画を策定する。水素防音対策計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任の範囲、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、水素発生時の対応策、水素防音対策の維持及び教育訓練の実施等に関する事項を、必要に応じて定める。また、原子炉施設の水素防音対策の実施に必要とする機器、系統及び機器並びに重大事故等対策施設については、水素の発生防止、水素の早期感知及び消火並びに水素の影響範囲の3つの段階に関する概念に基づき、必要な水素防音対策を実施することを定め、可燃物重大事故等対策設備等のその他の原子炉施設に適用することとする。</p> <p>本原水素については、原子炉施設を外部水素から防護するための運用策について定める。</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>設置及び工事の計画 設置事項</p> <p>設定する水素区域及び水素区域に対して、以下に示す水素の発生防止、水素の感知及び消火並びに水素の影響範囲のそれぞれを考慮した水素防音対策を講じる設計とする。</p> <p>可燃物重大事故等対策設備及び重大事故等対策施設は、水素の発生防止、水素の早期感知及び消火並びに水素の影響範囲の3つの段階に関する概念に基づき、必要な水素防音対策を実施することを定め、可燃物重大事故等対策設備等のその他の原子炉施設に適用することとする。</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>整合性</p> <p>運用に関する事項は、原水素防音対策計画に記載されている。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>(c-2) 水素発生防止</p> <p>(c-2-1) 水素の発生防止対策</p> <p>水素の発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p> </td> <td> <p>1.1.1.1 水素発生防止</p> <p>1.1.1.1.1 原子炉施設の水素発生防止</p> <p>原子炉施設の水素発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p> </td> <td> <p>本原水素については、原子炉施設を外部水素から防護するための運用策について定める。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>(c-2) 水素発生防止</p> <p>1.1.1.1.1 原子炉施設の水素発生防止</p> <p>原子炉施設の水素発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p> </td> <td> <p>1.1.1.1 水素発生防止</p> <p>1.1.1.1.1 原子炉施設の水素発生防止</p> <p>原子炉施設の水素発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p> </td> <td> <p>本原水素については、原子炉施設を外部水素から防護するための運用策について定める。</p> </td> </tr> </table>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>原子炉施設全体を対象とした水素防音対策を実施するため、水素防音対策計画を策定する。水素防音対策計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任の範囲、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、水素発生時の対応策、水素防音対策の維持及び教育訓練の実施等に関する事項を、必要に応じて定める。また、原子炉施設の水素防音対策の実施に必要とする機器、系統及び機器並びに重大事故等対策施設については、水素の発生防止、水素の早期感知及び消火並びに水素の影響範囲の3つの段階に関する概念に基づき、必要な水素防音対策を実施することを定め、可燃物重大事故等対策設備等のその他の原子炉施設に適用することとする。</p> <p>本原水素については、原子炉施設を外部水素から防護するための運用策について定める。</p>	<p>設置及び工事の計画 設置事項</p> <p>設定する水素区域及び水素区域に対して、以下に示す水素の発生防止、水素の感知及び消火並びに水素の影響範囲のそれぞれを考慮した水素防音対策を講じる設計とする。</p> <p>可燃物重大事故等対策設備及び重大事故等対策施設は、水素の発生防止、水素の早期感知及び消火並びに水素の影響範囲の3つの段階に関する概念に基づき、必要な水素防音対策を実施することを定め、可燃物重大事故等対策設備等のその他の原子炉施設に適用することとする。</p>	<p>整合性</p> <p>運用に関する事項は、原水素防音対策計画に記載されている。</p>	<p>(c-2) 水素発生防止</p> <p>(c-2-1) 水素の発生防止対策</p> <p>水素の発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>1.1.1.1 水素発生防止</p> <p>1.1.1.1.1 原子炉施設の水素発生防止</p> <p>原子炉施設の水素発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>本原水素については、原子炉施設を外部水素から防護するための運用策について定める。</p>	<p>(c-2) 水素発生防止</p> <p>1.1.1.1.1 原子炉施設の水素発生防止</p> <p>原子炉施設の水素発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>1.1.1.1 水素発生防止</p> <p>1.1.1.1.1 原子炉施設の水素発生防止</p> <p>原子炉施設の水素発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>本原水素については、原子炉施設を外部水素から防護するための運用策について定める。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>原子炉施設全体を対象とした水素防音対策を実施するため、水素防音対策計画を策定する。水素防音対策計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任の範囲、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、水素発生時の対応策、水素防音対策の維持及び教育訓練の実施等に関する事項を、必要に応じて定める。また、原子炉施設の水素防音対策の実施に必要とする機器、系統及び機器並びに重大事故等対策施設については、水素の発生防止、水素の早期感知及び消火並びに水素の影響範囲の3つの段階に関する概念に基づき、必要な水素防音対策を実施することを定め、可燃物重大事故等対策設備等のその他の原子炉施設に適用することとする。</p> <p>本原水素については、原子炉施設を外部水素から防護するための運用策について定める。</p>	<p>設置及び工事の計画 設置事項</p> <p>設定する水素区域及び水素区域に対して、以下に示す水素の発生防止、水素の感知及び消火並びに水素の影響範囲のそれぞれを考慮した水素防音対策を講じる設計とする。</p> <p>可燃物重大事故等対策設備及び重大事故等対策施設は、水素の発生防止、水素の早期感知及び消火並びに水素の影響範囲の3つの段階に関する概念に基づき、必要な水素防音対策を実施することを定め、可燃物重大事故等対策設備等のその他の原子炉施設に適用することとする。</p>	<p>整合性</p> <p>運用に関する事項は、原水素防音対策計画に記載されている。</p>									
<p>(c-2) 水素発生防止</p> <p>(c-2-1) 水素の発生防止対策</p> <p>水素の発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>1.1.1.1 水素発生防止</p> <p>1.1.1.1.1 原子炉施設の水素発生防止</p> <p>原子炉施設の水素発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>本原水素については、原子炉施設を外部水素から防護するための運用策について定める。</p>									
<p>(c-2) 水素発生防止</p> <p>1.1.1.1.1 原子炉施設の水素発生防止</p> <p>原子炉施設の水素発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>1.1.1.1 水素発生防止</p> <p>1.1.1.1.1 原子炉施設の水素発生防止</p> <p>原子炉施設の水素発生防止については、原水素又は引込水性物質に対して水素の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>本原水素については、原子炉施設を外部水素から防護するための運用策について定める。</p>									

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1407 1151 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="252 1054 1151 1407">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="252 646 1151 1054">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="252 357 1151 646">整合性</th> <th data-bbox="252 279 1151 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="445 1407 1151 1759"> <p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="445 1054 1151 1407"> <p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>放熱部分等により発生する水蒸の蒸溜防止対策並びに</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的設計を「1.7.1.2.1.1 発火性及び引火性物質」から「1.7.1.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> </td> <td data-bbox="445 646 1151 1054"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域内又は火災区域画内へ水蒸を内包するポンペを挿入する場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画において有機溶剤を使用する場合は、使用場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火性の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域画に設置しないことよって、蒸溜性の微粉及び静電気が火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、蒸火源への対策として、金属製の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水蒸熱源表面は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことよって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止対策</p> <p><中略></p> <p>本蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画内へ水蒸を内包するポンペを挿入する場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画において有機溶剤を使用する場合は、使用場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火性の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域画に設置しないことよって、蒸溜性の微粉及び静電気が火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、蒸火源への対策として、金属製の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水蒸熱源表面は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことよって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>(1) 火災の発生防止対策</p> <p><中略></p> <p>本蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止における水蒸濃度の検知は、蓄電池室及び液体制御タンク室に水蒸濃度検知器を設置し、水蒸の燃焼限界濃度の40%以下の濃度にて中央制御室又は\square警報を発生する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障時間を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="445 357 1151 646"> <p>整合性</p> </td> <td data-bbox="445 279 1151 357"> <p>備考</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p>	<p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>放熱部分等により発生する水蒸の蒸溜防止対策並びに</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的設計を「1.7.1.2.1.1 発火性及び引火性物質」から「1.7.1.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域内又は火災区域画内へ水蒸を内包するポンペを挿入する場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画において有機溶剤を使用する場合は、使用場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火性の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域画に設置しないことよって、蒸溜性の微粉及び静電気が火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、蒸火源への対策として、金属製の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水蒸熱源表面は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことよって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止対策</p> <p><中略></p> <p>本蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画内へ水蒸を内包するポンペを挿入する場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画において有機溶剤を使用する場合は、使用場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火性の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域画に設置しないことよって、蒸溜性の微粉及び静電気が火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、蒸火源への対策として、金属製の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水蒸熱源表面は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことよって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>(1) 火災の発生防止対策</p> <p><中略></p> <p>本蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止における水蒸濃度の検知は、蓄電池室及び液体制御タンク室に水蒸濃度検知器を設置し、水蒸の燃焼限界濃度の40%以下の濃度にて中央制御室又は\square警報を発生する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障時間を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1407 2249 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1350 1054 2249 1407">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1350 646 2249 1054">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1350 357 2249 646">整合性</th> <th data-bbox="1350 279 2249 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1573 1407 2249 1759"> <p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1573 1054 2249 1407"> <p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>放熱部分等により発生する水蒸の蒸溜防止対策並びに</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的設計を「1.7.1.2.1.1 発火性及び引火性物質」から「1.7.1.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> </td> <td data-bbox="1573 646 2249 1054"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>えい検知、私大防止及び防煙の対策を行う設計とする。</p> <p>水蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域内又は火災区域画内へ水蒸を内包するポンペを挿入する場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画において有機溶剤を使用する場合は、使用場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火性の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域画に設置しないことよって、蒸溜性の微粉及び静電気が火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、蒸火源への対策として、金属製の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水蒸熱源表面は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことよって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>(1) 火災の発生防止対策</p> <p><中略></p> <p>本蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止における水蒸濃度の検知は、蓄電池室及び液体制御タンク室に水蒸濃度検知器を設置し、水蒸の燃焼限界濃度の40%以下の濃度にて中央制御室又は\square警報を発生する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障時間を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1573 357 2249 646"> <p>整合性</p> </td> <td data-bbox="1573 279 2249 357"> <p>備考</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p>	<p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>放熱部分等により発生する水蒸の蒸溜防止対策並びに</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的設計を「1.7.1.2.1.1 発火性及び引火性物質」から「1.7.1.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>えい検知、私大防止及び防煙の対策を行う設計とする。</p> <p>水蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域内又は火災区域画内へ水蒸を内包するポンペを挿入する場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画において有機溶剤を使用する場合は、使用場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火性の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域画に設置しないことよって、蒸溜性の微粉及び静電気が火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、蒸火源への対策として、金属製の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水蒸熱源表面は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことよって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>(1) 火災の発生防止対策</p> <p><中略></p> <p>本蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止における水蒸濃度の検知は、蓄電池室及び液体制御タンク室に水蒸濃度検知器を設置し、水蒸の燃焼限界濃度の40%以下の濃度にて中央制御室又は\square警報を発生する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障時間を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>(頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p>	<p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>放熱部分等により発生する水蒸の蒸溜防止対策並びに</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的設計を「1.7.1.2.1.1 発火性及び引火性物質」から「1.7.1.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域内又は火災区域画内へ水蒸を内包するポンペを挿入する場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画において有機溶剤を使用する場合は、使用場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火性の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域画に設置しないことよって、蒸溜性の微粉及び静電気が火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、蒸火源への対策として、金属製の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水蒸熱源表面は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことよって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止対策</p> <p><中略></p> <p>本蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画内へ水蒸を内包するポンペを挿入する場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画において有機溶剤を使用する場合は、使用場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火性の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域画に設置しないことよって、蒸溜性の微粉及び静電気が火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、蒸火源への対策として、金属製の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水蒸熱源表面は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことよって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>(1) 火災の発生防止対策</p> <p><中略></p> <p>本蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止における水蒸濃度の検知は、蓄電池室及び液体制御タンク室に水蒸濃度検知器を設置し、水蒸の燃焼限界濃度の40%以下の濃度にて中央制御室又は\square警報を発生する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障時間を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>																		
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p>	<p>可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、</p> <p>蒸火源への対策、</p> <p>本蒸に対する蒸気及び</p> <p>蒸えい検知対策、</p> <p>放熱部分等により発生する水蒸の蒸溜防止対策並びに</p> <p>電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的設計を「1.7.1.2.1.1 発火性及び引火性物質」から「1.7.1.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>えい検知、私大防止及び防煙の対策を行う設計とする。</p> <p>水蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域内又は火災区域画内へ水蒸を内包するポンペを挿入する場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区域画において有機溶剤を使用する場合は、使用場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火性の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域画に設置しないことよって、蒸溜性の微粉及び静電気が火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、蒸火源への対策として、金属製の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水蒸熱源表面は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことよって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>(1) 火災の発生防止対策</p> <p><中略></p> <p>本蒸を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、液体制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわれないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水蒸を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画は、多重化した空間機器による機械蒸気を行い、水蒸濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止における水蒸濃度の検知は、蓄電池室及び液体制御タンク室に水蒸濃度検知器を設置し、水蒸の燃焼限界濃度の40%以下の濃度にて中央制御室又は\square警報を発生する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障時間を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>																		

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前			変更後			備考
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考		
<p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止措置は、水素や酸素の濃度が高い状態で蓄積及び燃焼することを防止する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p><中略></p>	<p>放射線分解等により発生する水素の蓄積防止措置は、水素や酸素の濃度が低い状態で蓄積及び燃焼することを防止する設計とする。</p> <p>また、加圧炉内も運転中は常に1次冷卻材と蒸気を平衡状態とすることとし、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度が低い状態で蓄積することを防止する設計とする。重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュウラス内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	<p>整合性</p>			
<p>(c-2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>区画定域(安全機能)を有する構造物、系統及び機器のうち、①圧力受容器、②燃料容器、③燃料容器の熱媒体、④冷却材、⑤圧力容器、⑥配管、⑦機器、⑧機器の付属品、⑨機器の部品及び機器の部品、⑩機器の部品及び機器の部品、⑪機器の部品及び機器の部品、⑫機器の部品及び機器の部品、⑬機器の部品及び機器の部品、⑭機器の部品及び機器の部品、⑮機器の部品及び機器の部品、⑯機器の部品及び機器の部品、⑰機器の部品及び機器の部品、⑱機器の部品及び機器の部品、⑲機器の部品及び機器の部品、⑳機器の部品及び機器の部品、㉑機器の部品及び機器の部品、㉒機器の部品及び機器の部品、㉓機器の部品及び機器の部品、㉔機器の部品及び機器の部品、㉕機器の部品及び機器の部品、㉖機器の部品及び機器の部品、㉗機器の部品及び機器の部品、㉘機器の部品及び機器の部品、㉙機器の部品及び機器の部品、㉚機器の部品及び機器の部品、㉛機器の部品及び機器の部品、㉜機器の部品及び機器の部品、㉝機器の部品及び機器の部品、㉞機器の部品及び機器の部品、㉟機器の部品及び機器の部品、㊱機器の部品及び機器の部品、㊲機器の部品及び機器の部品、㊳機器の部品及び機器の部品、㊴機器の部品及び機器の部品、㊵機器の部品及び機器の部品、㊶機器の部品及び機器の部品、㊷機器の部品及び機器の部品、㊸機器の部品及び機器の部品、㊹機器の部品及び機器の部品、㊺機器の部品及び機器の部品、㊻機器の部品及び機器の部品、㊼機器の部品及び機器の部品、㊽機器の部品及び機器の部品、㊾機器の部品及び機器の部品、㊿機器の部品及び機器の部品、</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>1.7.1.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器に対しては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>断熱によって故障時間を早期に遮断し、過電流による過熱及び燃焼を防止する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、加圧炉以外の1次冷卻材系統は高圧水の一相流とし、また、加圧炉内も運転中は常に1次冷卻材と蒸気を平衡状態とすることとし、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度が低い状態で蓄積することを防止する設計とする。</p> <p>重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュウラス内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設置許可申請書(本文)における①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿は、設計及び工事の計画の図面と照合し、図面と一致している。</p> <p>設置許可申請書(本文)における①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿は、設計及び工事の計画の図面と照合し、図面と一致している。</p> <p>設置許可申請書(本文)における①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿は、設計及び工事の計画の図面と照合し、図面と一致している。</p>			
						<p>記載の適正化</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>(頁番号の変更)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 1780 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1050 1780 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 1780 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 331 1780 646">整合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1780 1402 2249 1759"> <p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>このうち、安全機能を有する機器に使用するケーブルは、原則、①可燃試験により自己防火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、</p> <p>設計書ケーブルのように可燃試験により延焼性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計</p> </td> <td data-bbox="1780 1050 2249 1402"> <p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下とする。</p> <p>・不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。</p> <p>・構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3 難燃ケーブルの使用</p> <p>安全機能を有する機器に使用するケーブルは、可燃試験により自己防火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、設計書ケーブルは、微細電線・微細ケーブルを要する場合、耐火性を確保するために、絶縁体に着火性の低い炭化水素</p> </td> <td data-bbox="1780 646 2249 1050"> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤炭素材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたものは建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重大な機器等又は重大事故等対処施設を設ける⑥炭素材の材質は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器がコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼を有しないこと、加熱を除去した場合はその燃焼部が広がる火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運用とすることから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重大な機器等又は重大事故等対処施設に使用する⑤炭素材の材質は、原則、①自己防火性を確認したUL94V-0(UL94V-0)1080V以上の可燃試験及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、設計書ケーブルのように可燃試験により延焼性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計として注</p> </td> <td data-bbox="1780 331 2249 646"> <p>設計及び工事の計画の①は建設省告示第1400号の①と同等に認定している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	<p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>このうち、安全機能を有する機器に使用するケーブルは、原則、①可燃試験により自己防火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、</p> <p>設計書ケーブルのように可燃試験により延焼性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計</p>	<p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下とする。</p> <p>・不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。</p> <p>・構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3 難燃ケーブルの使用</p> <p>安全機能を有する機器に使用するケーブルは、可燃試験により自己防火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、設計書ケーブルは、微細電線・微細ケーブルを要する場合、耐火性を確保するために、絶縁体に着火性の低い炭化水素</p>	<p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤炭素材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたものは建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重大な機器等又は重大事故等対処施設を設ける⑥炭素材の材質は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器がコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼を有しないこと、加熱を除去した場合はその燃焼部が広がる火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運用とすることから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重大な機器等又は重大事故等対処施設に使用する⑤炭素材の材質は、原則、①自己防火性を確認したUL94V-0(UL94V-0)1080V以上の可燃試験及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、設計書ケーブルのように可燃試験により延焼性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計として注</p>	<p>設計及び工事の計画の①は建設省告示第1400号の①と同等に認定している。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性							
<p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>このうち、安全機能を有する機器に使用するケーブルは、原則、①可燃試験により自己防火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、</p> <p>設計書ケーブルのように可燃試験により延焼性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計</p>	<p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下とする。</p> <p>・不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。</p> <p>・構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3 難燃ケーブルの使用</p> <p>安全機能を有する機器に使用するケーブルは、可燃試験により自己防火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、設計書ケーブルは、微細電線・微細ケーブルを要する場合、耐火性を確保するために、絶縁体に着火性の低い炭化水素</p>	<p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤炭素材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたものは建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重大な機器等又は重大事故等対処施設を設ける⑥炭素材の材質は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器がコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼を有しないこと、加熱を除去した場合はその燃焼部が広がる火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運用とすることから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重大な機器等又は重大事故等対処施設に使用する⑤炭素材の材質は、原則、①自己防火性を確認したUL94V-0(UL94V-0)1080V以上の可燃試験及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、設計書ケーブルのように可燃試験により延焼性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計として注</p>	<p>設計及び工事の計画の①は建設省告示第1400号の①と同等に認定している。</p>							

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 359 1745 499">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1344 499 1745 640">設置許可申請書(添付書類)該当事項</th> <th data-bbox="1344 640 1745 781">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1344 781 1745 921">整合性</th> <th data-bbox="1344 921 1745 1062">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1745 359 1982 499"> <p>(c-2-3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1745 499 1982 640"> <p>設置許可申請書(添付書類)「該当事項」リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に収容することとし、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を処理した電線管内は、外気から容易に燃焼性の耐熱シール材を処理した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で収納し、遮断性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排酸について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈にしたがって、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p> </td> <td data-bbox="1745 640 1982 781"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の状況で火災の発生し、蒸留及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明(安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置する設計とする)と、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈)に従い、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p> </td> <td data-bbox="1745 781 1982 921"></td> <td data-bbox="1745 921 1982 1062"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1982 359 2249 499"> <p>(c-2-3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1982 499 2249 640"> <p>設置許可申請書(添付書類)「該当事項」リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に収容することとし、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を処理した電線管内は、外気から容易に燃焼性の耐熱シール材を処理した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で収納し、遮断性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排酸について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈にしたがって、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p> </td> <td data-bbox="1982 640 2249 781"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の状況で火災の発生し、蒸留及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明(安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置する設計とする)と、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈)に従い、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p> </td> <td data-bbox="1982 781 2249 921"></td> <td data-bbox="1982 921 2249 1062"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2249 359 2516 499"> <p>(c-2-3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="2249 499 2516 640"> <p>設置許可申請書(添付書類)「該当事項」リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に収容することとし、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を処理した電線管内は、外気から容易に燃焼性の耐熱シール材を処理した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で収納し、遮断性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排酸について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈にしたがって、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p> </td> <td data-bbox="2249 640 2516 781"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の状況で火災の発生し、蒸留及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明(安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置する設計とする)と、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈)に従い、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p> </td> <td data-bbox="2249 781 2516 921"></td> <td data-bbox="2249 921 2516 1062"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>(c-2-3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類)「該当事項」リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に収容することとし、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を処理した電線管内は、外気から容易に燃焼性の耐熱シール材を処理した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で収納し、遮断性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排酸について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈にしたがって、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の状況で火災の発生し、蒸留及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明(安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置する設計とする)と、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈)に従い、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>			<p>(c-2-3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類)「該当事項」リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に収容することとし、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を処理した電線管内は、外気から容易に燃焼性の耐熱シール材を処理した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で収納し、遮断性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排酸について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈にしたがって、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の状況で火災の発生し、蒸留及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明(安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置する設計とする)と、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈)に従い、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>			<p>(c-2-3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類)「該当事項」リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に収容することとし、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を処理した電線管内は、外気から容易に燃焼性の耐熱シール材を処理した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で収納し、遮断性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排酸について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈にしたがって、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の状況で火災の発生し、蒸留及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明(安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置する設計とする)と、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈)に従い、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>			<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>(c-2-3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類)「該当事項」リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に収容することとし、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を処理した電線管内は、外気から容易に燃焼性の耐熱シール材を処理した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で収納し、遮断性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排酸について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈にしたがって、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の状況で火災の発生し、蒸留及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明(安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置する設計とする)と、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈)に従い、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>																				
<p>(c-2-3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類)「該当事項」リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に収容することとし、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を処理した電線管内は、外気から容易に燃焼性の耐熱シール材を処理した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で収納し、遮断性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排酸について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈にしたがって、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の状況で火災の発生し、蒸留及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明(安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置する設計とする)と、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈)に従い、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>																				
<p>(c-2-3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類)「該当事項」リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に収容することとし、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を処理した電線管内は、外気から容易に燃焼性の耐熱シール材を処理した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で収納し、遮断性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排酸について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈にしたがって、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の状況で火災の発生し、蒸留及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排酸等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明(安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに比べて十分な支持性能をもつ構造物に設置する設計とする)と、「発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈)に従い、耐震クラスに相当した位置に設置する。</p>																				

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>(c-3)1. 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を決定し、<u>固有の信号を発生する異なる①種類の感知器を組合せて設置する設計とする。</u></p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>1.7.1.3.1.1 火災感知器の設置条件等の考慮 火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、煙度、空気流等の設置条件で、予想される火災の性質を考慮して設置する設計とする。</p> <p>1.7.1.3.1.2 固有の信号を発生する異なる火災感知器の設置条件等の考慮 火災感知設備の火災感知器は、「1.7.1.3.1.1 火災感知器の設置条件等の考慮」の燃焼条件等や火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の安全機能を有する機器の種類に応じて予想される火災の性質を考慮し、火災を早期に感知できるよう、<u>固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の外線感知器、アナログ式でないが、発生する赤外線又は赤外線感知器を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器(感煙分離型)が放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(感煙分離型)以下、注記なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防火型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない、初期型の熱感知器及びアナログ式でない、初期型の熱感知器を選定する設計とする。</u></p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない、初期型の熱検出装置、長距離におたつてケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
	<p>設計及び工事計画 該当事項</p> <p>火災感知器の選定、警報の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における燃焼条件(放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置)を考慮し、使用可能な感知器及び同等の機能を有する機器(以下「感知器等」という。)を選定し、それぞれ感知器及び検出装置(以下「感知器等」という。)について警報を防止するための方を採用し、その中から設置場所ごとに異なる①感知方式の感知器等の組合せを選定する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤外線感知器又は赤外線感知器を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(感煙分離型)が放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(感煙分離型)以下、注記なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防火型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない、初期型の熱感知器及びアナログ式でない、初期型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない、初期型の熱検出装置、長距離におたつてケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事計画の計画の整合性 ①、②は設置計画(設置計画)と本文との整合性を確認し、整合性を確保している。</p>
	<p>火災感知器の選定、警報の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における燃焼条件(放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置)を考慮し、使用可能な感知器及び同等の機能を有する機器(以下「感知器等」という。)を選定し、それぞれ感知器及び検出装置(以下「感知器等」という。)について警報を防止するための方を採用し、その中から設置場所ごとに異なる①感知方式の感知器等の組合せを選定する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤外線感知器又は赤外線感知器を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(感煙分離型)が放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(感煙分離型)以下、注記なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防火型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない、初期型の熱感知器及びアナログ式でない、初期型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない、初期型の熱検出装置、長距離におたつてケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式</p>	<p>備考</p> <p>設置許可申請書の本文から、設置許可申請書(添付書類A)の記載に基づいて適正化を実施することとする。</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:33%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width:33%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width:33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:33%;">整合性</th> <th style="width:33%;">備考</th> </tr> <tr> <td> <p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、検出装置及び炎検出装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については併せて定める水災区域内の感知器の備置性及び火災感知装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> </td> <td> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(雨ど設備からの影響を含む)、煙の濃度(煙灰及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分極型)及びアナログ式の熱感知器は煙灰及び水蒸気の影響を受けにくい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙灰を受取りにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切燃型の熱感知器、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない切燃型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線の影響、設備配管)を考慮し、火災影響、引火性気体の滞留の防止、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から器具の身長を基準とする最適な感知方式の感知器を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> </td> <td> <p>整合性</p> </td> <td> <p>備考</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、検出装置及び炎検出装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については併せて定める水災区域内の感知器の備置性及び火災感知装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p>	<p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(雨ど設備からの影響を含む)、煙の濃度(煙灰及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分極型)及びアナログ式の熱感知器は煙灰及び水蒸気の影響を受けにくい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙灰を受取りにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切燃型の熱感知器、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない切燃型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線の影響、設備配管)を考慮し、火災影響、引火性気体の滞留の防止、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から器具の身長を基準とする最適な感知方式の感知器を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:33%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width:33%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width:33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:33%;">整合性</th> <th style="width:33%;">備考</th> </tr> <tr> <td> <p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> </td> <td> <p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項</p> <p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、検出装置及び炎検出装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については併せて定める水災区域内の感知器の備置性及び火災感知装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については併せて定める水災区域内の感知器の備置性及び火災感知装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> </td> <td> <p>整合性</p> </td> <td> <p>備考</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項</p> <p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、検出装置及び炎検出装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については併せて定める水災区域内の感知器の備置性及び火災感知装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については併せて定める水災区域内の感知器の備置性及び火災感知装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、検出装置及び炎検出装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については併せて定める水災区域内の感知器の備置性及び火災感知装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p>	<p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(雨ど設備からの影響を含む)、煙の濃度(煙灰及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分極型)及びアナログ式の熱感知器は煙灰及び水蒸気の影響を受けにくい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙灰を受取りにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切燃型の熱感知器、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない切燃型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線の影響、設備配管)を考慮し、火災影響、引火性気体の滞留の防止、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から器具の身長を基準とする最適な感知方式の感知器を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>																		
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項</p> <p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を抽出することで誤作動が少なく、紫外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知器に着火熱サーモカメラを選定し、検出装置及び炎検出装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については併せて定める水災区域内の感知器の備置性及び火災感知装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については併せて定める水災区域内の感知器の備置性及び火災感知装置の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知器と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>																		

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width:30%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width:30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:10%;">整合性</th> <th style="width:10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区域は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>屋外エリアは、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナロ</p> </td> <td> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を単位として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から感知口等の空気吹出口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場合は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満たさないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の妨げを考慮した場合、以下のホ. に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場合は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができない場合は、火災区域又は火災区域において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない。例外は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対策施設及び発生火源となり得る設備を本体的に監視で</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 04-添 1-1-e-6 -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考		<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区域は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>屋外エリアは、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナロ</p>	<p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を単位として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から感知口等の空気吹出口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場合は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満たさないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の妨げを考慮した場合、以下のホ. に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場合は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができない場合は、火災区域又は火災区域において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない。例外は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対策施設及び発生火源となり得る設備を本体的に監視で</p>			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width:30%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width:30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:10%;">整合性</th> <th style="width:10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区域は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、動作の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に準じ、検出装置については即項において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知機及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知機と同等以上の方法により設置することとし、誤作動を防止するための対策を講ずる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下のイ. から面. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を単位として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から感知口等の空気吹出口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場合は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満たさないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の妨げを考慮した場合、以下のホ. に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 04-添 1-1-e-13 -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考		<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区域は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、動作の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に準じ、検出装置については即項において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知機及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知機と同等以上の方法により設置することとし、誤作動を防止するための対策を講ずる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下のイ. から面. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を単位として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から感知口等の空気吹出口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場合は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満たさないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の妨げを考慮した場合、以下のホ. に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p>			<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
	<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区域は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>屋外エリアは、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナロ</p>	<p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を単位として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から感知口等の空気吹出口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場合は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満たさないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の妨げを考慮した場合、以下のホ. に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場合は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができない場合は、火災区域又は火災区域において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない。例外は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対策施設及び発生火源となり得る設備を本体的に監視で</p>																				
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
	<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区域は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、動作の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に準じ、検出装置については即項において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知機及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知機と同等以上の方法により設置することとし、誤作動を防止するための対策を講ずる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下のイ. から面. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を単位として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から感知口等の空気吹出口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場合は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満たさないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の妨げを考慮した場合、以下のホ. に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p>																				

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1402 1130 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="252 1050 1130 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="252 644 1130 1050">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="252 359 1130 644">整合性</th> <th data-bbox="252 275 1130 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 1402 1130 1759"> <p>方式でない火感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>燃料取扱用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 燃料取扱用海水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用海水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用海水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用海水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(2) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="252 1050 1130 1402"> <p>方式でない火感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>燃料取扱用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 燃料取扱用海水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用海水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用海水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用海水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(2) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="252 644 1130 1050"> <p>きるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を併用において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知装置の感知器及び受信機に係る仕様上の規格を定める者(第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を海水火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>ただし、燃料取扱用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区域画及び隣接火災区域画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="252 359 1130 644"></td> <td data-bbox="252 275 1130 359"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	<p>方式でない火感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>燃料取扱用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 燃料取扱用海水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用海水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用海水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用海水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(2) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>方式でない火感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>燃料取扱用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 燃料取扱用海水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用海水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用海水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用海水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(2) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>きるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を併用において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知装置の感知器及び受信機に係る仕様上の規格を定める者(第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を海水火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>ただし、燃料取扱用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区域画及び隣接火災区域画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 1402 2252 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1344 1050 2252 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1344 644 2252 1050">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="1344 359 2252 644">整合性</th> <th data-bbox="1344 275 2252 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 1402 2252 1759"> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的線量の高い原子炉格納容器ルーブ及び加圧調整室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するようない火災を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱線等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防煙型の熱感知器とアナログ式でない防煙型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない防煙型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p> </td> <td data-bbox="1344 1050 2252 1402"> <p>屋外エリアは、火災による煙は瞬間に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火源又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の着火を防止するため、アナログ式でない防煙型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的線量の高い原子炉格納容器ルーブ及び加圧調整室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するようない火災を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱線等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防煙型の熱感知器とアナログ式でない防煙型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない防煙型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p> </td> <td data-bbox="1344 644 2252 1050"> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合、火災区域画又は火災区域画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対策施設及び火災区域画となる機器を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を併用において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知装置の感知器及び受信機に係る仕様上の規格を定める者(第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を海水火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1344 359 2252 644"> <p>設置許可上の整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p> </td> <td data-bbox="1344 275 2252 359"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	<p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的線量の高い原子炉格納容器ルーブ及び加圧調整室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するようない火災を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱線等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防煙型の熱感知器とアナログ式でない防煙型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない防煙型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>屋外エリアは、火災による煙は瞬間に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火源又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の着火を防止するため、アナログ式でない防煙型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的線量の高い原子炉格納容器ルーブ及び加圧調整室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するようない火災を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱線等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防煙型の熱感知器とアナログ式でない防煙型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない防煙型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合、火災区域画又は火災区域画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対策施設及び火災区域画となる機器を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を併用において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知装置の感知器及び受信機に係る仕様上の規格を定める者(第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を海水火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p>	<p>設置許可上の整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p>		<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>方式でない火感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>燃料取扱用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 燃料取扱用海水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用海水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用海水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用海水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(2) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>方式でない火感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>燃料取扱用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 燃料取扱用海水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用海水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用海水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用海水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(2) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>きるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を併用において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知装置の感知器及び受信機に係る仕様上の規格を定める者(第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を海水火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>ただし、燃料取扱用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区域画及び隣接火災区域画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p>																				
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的線量の高い原子炉格納容器ルーブ及び加圧調整室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するようない火災を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱線等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防煙型の熱感知器とアナログ式でない防煙型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない防煙型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>屋外エリアは、火災による煙は瞬間に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火源又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の着火を防止するため、アナログ式でない防煙型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的線量の高い原子炉格納容器ルーブ及び加圧調整室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するようない火災を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱線等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防煙型の熱感知器とアナログ式でない防煙型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない防煙型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合、火災区域画又は火災区域画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対策施設及び火災区域画となる機器を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を併用において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知装置の感知器及び受信機に係る仕様上の規格を定める者(第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を海水火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p>	<p>設置許可上の整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p>																			

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>(2) 復水ピットエリア 復水ピットの上面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること。復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはないと判断したが、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>1.7.1.3.1.3 火災受信機能 中央制御室に設置する火災受信機能等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器の作動状況を常時監視する設計とする。 火災受信機能等は、火災感知器を構成する火災感知器に依りて、以下の機能を有するよう設計する。 (1) 作動したアナログ式の火災感知器を1つずつ特定すること、火災の発生場所を特定する機能 (2) 作動したアナログ式でない火災感知器を1つずつ特定すること、火災の発生場所を特定する機能 (3) 作動したアナログ式でない火災感知器を1つずつ特定すること、火災の発生場所を特定する機能</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機能は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能と有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> b. 上記a.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災受信機能は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風被害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を回復する設計とする。 (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように①重要電気装置は、外部電源喪失時において、外部電源からの電力供給が停止した場合でも、蓄電池による電力供給が確保されることとする。また、原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備については、非常用電源からの受電も可能とし、蓄電池の容量も満足するものとする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <p>1.7.1.3.1.4 火災感知設備の電源確保</p> <p>火災区域又は火災区域に設置する火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように消防法を満足する蓄電池を設ける設計とする。この蓄電池は、ディーゼル発電機から電力が供給開始されるまでの容量を有し、また、原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備については、非常用電源からの受電も可能とし、蓄電池の容量も満足するものとする。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災感知設備の設計</p> <p>(c) 火災感知設備の設計上の考慮</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその電源を除く)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備は、①非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるため、非常用電源であるディーゼル発電機から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、所内常設直流電源設備(3系統目)及びその電源を除く)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備は、①非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその電源を除く)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計</p> <p>(c) 火災感知設備の設計上の考慮</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機等は、感知等の設置場所を1つつ指定することにより火災の発生箇所を特定することができるものとし、中央制御室において監視可能な設計とする。</p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機等は、作動した火災感知器を1つつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において監視可能な設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の①は、設置工事計画(本文)の①の火災感知設備に整合していることとなる。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針(c)火災感知設備の設計上の考慮は、POF-添1-1-e-16を再掲。</p> <p>- 01-添1-e-17 -</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>(c-3-2) 消火設備</p> <p>火災発端安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区域で、火災発生時の火災の発生により消火活動が困難となることには、スプリンクラー、ハロン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置し、消火を行う設計とする。</p> <p>(3) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域に設置する消火設備</p> <p>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域には、自動消火設備又は手動操作可能な固定式消火設備若しくは、 で手動操作可能な固定式消火設備を設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>火災発端安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区域に、煙の破損、損壊又は動作により消火活動が困難となることには、スプリンクラー、ハロン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備又は手動操作可能な固定式消火設備若しくは、 で手動操作可能な固定式消火設備を設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の①、②は、設置認可申請書「本文(五号)」等の図説を具体的に記載していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の①、②は、設置認可申請書「本文(五号)」等の図説を具体的に記載していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の①、②は、設置認可申請書「本文(五号)」等の図説を具体的に記載していることから整合している。</p>
		<p>備考</p> <p>設計及び工事の計画の①、②は、設置認可申請書「本文(五号)」等の図説を具体的に記載していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の①、②は、設置認可申請書「本文(五号)」等の図説を具体的に記載していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の①、②は、設置認可申請書「本文(五号)」等の図説を具体的に記載していることから整合している。</p> <p>- 01-添 1-1-e-18 -</p>

記載の適正化

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文) 前に②職員等の退出ができるよう警報を発生させる設計とする。</p> <p>また、③原子炉の運転停止及び低運転時に係る警報時、承認及び監視担当の系統分離を行うための消火設備については、動防火設備の単一故障も考慮し系統分離に応じた集立性を備えた設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項 消火設備は、動作前に職員等の退出ができるように警報を発生させる設計とする。 <中略></p> <p>1.7.1.3.2.4 系統分離に応じた集立性の考慮 原子炉の安全停止に必要な機器等のうち、火災初発対象機器等の系統分離を行うために設置するスプリンクラー、ハロン消火設備等の自動消火設備は、以下に示す方法により、系統分離に応じた集立性を備える設計とする。 ・静的機器である消火配管、外部からの信号、動力を必要としない、明黒型スプリンクラー等は、静的機器は24時間以内の単一故障の想定が必要であり、また、基準地震動で損傷しないよう設計するため、多重化しない。 ・動的機器であるスプリンクラーの予動作弁等を多重化すること、動的機器の単一故障を想定しても、縦系列の火災防護対象機器等の消火設備が同時に機能を失わない設計とする。 ・火災防護対象機器等の系列ごとに消火設備を設置すること、動的機器であるハロン消火設備の容器弁等の単一故障を想定しても、両系列の火災防護対象機器等の消火設備が同時に機能を失わない設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.8 消火用水の最大放水量の確保 消火用水供給系の水源である淡水タンク、地槽等により淡水タンクが使用できない場合使用する消火水バックアップタンクは、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(2900m³)を確保する設計とする。 <中略></p> <p>1.7.1.3.2.9 消火用水の優先供給 所内消火系と共用しない消火を発生させる設計並びに火災発生時において、消火用水供給系は、所内消火系と共用しない運用に</p>	<p>整合性 は、設置許可申請書(本文)の②の配置を長期的に取替していることから、整合している。</p> <p>設置及び工事の計画は、設置許可申請書の②の配置を長期的に取替していることから、整合している。</p> <p>設置及び工事の計画は、設置許可申請書の②の配置を長期的に取替していることから、整合している。</p> <p>設置及び工事の計画は、設置許可申請書の②の配置を長期的に取替していることから、整合している。</p>
	<p>設計及び工事の計画 該当事項 火災時、二酸化炭素消火設備、フロンケミカルガス上消火設備は、動作前に②職員等の退出ができるように警報を発生させる設計とする。</p> <p>b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分離に応じた集立性 ③火災防護対象機器及び低運転時等の相互の系統分離を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全滅ハロン消火設備、所内ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケープルトレイ消火設備及びフロアケープルトレイ消火設備は、動防火設備の単一故障を想定したスプリンクラーの予動作弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分離に応じた集立性を有する設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火水の容量 <中略> 消火用水供給系の水源である淡水タンク(3号機設備、1・2・3・4号機共用(以下同じ))、地槽等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水バックアップタンク(3号機設備、3・4号機共用(以下同じ))は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(2900m³)を確保する設計とする。 所内消火体及び屋外消火体の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>b. 消火設備の系統構成 (c) 消火用水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系は、所内消火系と共用しない運用に</p>	<p>備考 記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考										
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。</p> <p>また、屋内、屋外の①消火機関を考慮し消火栓を配置するよ うに、</p> <p>移動式消火設備を配置する設計とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 359 1365 1759">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th data-bbox="1365 359 1383 1759">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1383 359 1400 1759">整合性</th> <th data-bbox="1400 359 1418 1759">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1400 359 1484 1759"> <p>ない運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 消火用水供給系は、消火用水タンクを2基設置し、多重性を有する設計とする。消火用水供給系は、電動消火ポンプ、ディーゼル消火ポンプ、廃棄物焼却消火ポンプを1台ずつ設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、6基の消火水タンク、2台の消火水タンクアップポンプを配置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプを2台設置する等、系統の多重性を有する設計とし、水源は、使用可能な場合に水源とする消火タンクを2基、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、1基設置する設計とする。また、燃料取扱室消火ポンプは、原子炉格納容器スプレイ設備により消火を行う時間は24時間以内であることから、単一電源を想定しない設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.12 消火栓の配置 安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区域に設置する消火栓は、消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第17条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し、屋内は消火栓から半径5mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.7 移動式消火設備の配置 移動式消火設備は、使用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第82条の五に基づき、消火ポンプ等の機械材を備え付けられている化学消防自動車に1台配置する設計とする。また、化学消防自動車は、屋内は消火栓から半径5mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.6 固定火災の性質に応じた消火設備の配置 消火設備は、想定される火災の性質に応じて十分な配置を確保し、</p> </td> <td data-bbox="1484 359 1573 1759"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>より、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である消火タンク及び消火水タンクアップポンプには、「a. 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p>(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系は、電動消火ポンプ（3号機設備、3・4号機共用）（以下同じ）、ディーゼル消火ポンプ（3号機設備、1・2・3・4号機共用）（以下同じ）、及び廃棄物焼却消火ポンプ（3号機設備、1・2・3・4号機共用）（以下同じ）の設置による多様性を有する設計とする。また、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、6基の消火水タンクアップポンプ（3号機設備、3・4号機共用）（以下同じ）、6基の消火水タンクアップポンプ（3号機設備、3・4号機共用）（以下同じ）、6基の消火水タンクアップポンプの設置により多重性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、2下の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1基の燃料取扱室消火ポンプを2台設置する設計とする。また、燃料取扱室消火ポンプは、原子炉格納容器スプレイ設備により消火を行う時間を考慮した容量とする。</p> </td> <td data-bbox="1573 359 1662 1759"> <p>整合性</p> <p>設置許可申請書（本文）の①の消火機関は、設計及び工事の計画に準拠しているため、整合している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1829 1270 2018"> <p>記載の適正化</p> </td> <td data-bbox="1270 1829 2368 2018"> <p>8. その他</p> <p>(a) 移動式消火設備（3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管）（以下同じ） 移動式消火設備は、機庫の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機庫内のある化学消防自動車及び化学消防自動車は、機庫内のある化学消防自動車又は機庫内にある化学消防自動車に1台配置する設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線放射の上昇）に応じて十分な容量を確保するために、アップリンク</p> </td> <td data-bbox="2368 1829 2852 2018"> <p>備考</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>ない運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 消火用水供給系は、消火用水タンクを2基設置し、多重性を有する設計とする。消火用水供給系は、電動消火ポンプ、ディーゼル消火ポンプ、廃棄物焼却消火ポンプを1台ずつ設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、6基の消火水タンク、2台の消火水タンクアップポンプを配置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプを2台設置する等、系統の多重性を有する設計とし、水源は、使用可能な場合に水源とする消火タンクを2基、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、1基設置する設計とする。また、燃料取扱室消火ポンプは、原子炉格納容器スプレイ設備により消火を行う時間は24時間以内であることから、単一電源を想定しない設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.12 消火栓の配置 安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区域に設置する消火栓は、消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第17条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し、屋内は消火栓から半径5mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.7 移動式消火設備の配置 移動式消火設備は、使用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第82条の五に基づき、消火ポンプ等の機械材を備え付けられている化学消防自動車に1台配置する設計とする。また、化学消防自動車は、屋内は消火栓から半径5mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.6 固定火災の性質に応じた消火設備の配置 消火設備は、想定される火災の性質に応じて十分な配置を確保し、</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>より、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である消火タンク及び消火水タンクアップポンプには、「a. 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p>(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系は、電動消火ポンプ（3号機設備、3・4号機共用）（以下同じ）、ディーゼル消火ポンプ（3号機設備、1・2・3・4号機共用）（以下同じ）、及び廃棄物焼却消火ポンプ（3号機設備、1・2・3・4号機共用）（以下同じ）の設置による多様性を有する設計とする。また、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、6基の消火水タンクアップポンプ（3号機設備、3・4号機共用）（以下同じ）、6基の消火水タンクアップポンプ（3号機設備、3・4号機共用）（以下同じ）、6基の消火水タンクアップポンプの設置により多重性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、2下の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1基の燃料取扱室消火ポンプを2台設置する設計とする。また、燃料取扱室消火ポンプは、原子炉格納容器スプレイ設備により消火を行う時間を考慮した容量とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設置許可申請書（本文）の①の消火機関は、設計及び工事の計画に準拠しているため、整合している。</p>	<p>記載の適正化</p>	<p>8. その他</p> <p>(a) 移動式消火設備（3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管）（以下同じ） 移動式消火設備は、機庫の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機庫内のある化学消防自動車及び化学消防自動車は、機庫内のある化学消防自動車又は機庫内にある化学消防自動車に1台配置する設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線放射の上昇）に応じて十分な容量を確保するために、アップリンク</p>	<p>備考</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考									
<p>ない運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 消火用水供給系は、消火用水タンクを2基設置し、多重性を有する設計とする。消火用水供給系は、電動消火ポンプ、ディーゼル消火ポンプ、廃棄物焼却消火ポンプを1台ずつ設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、6基の消火水タンク、2台の消火水タンクアップポンプを配置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプを2台設置する等、系統の多重性を有する設計とし、水源は、使用可能な場合に水源とする消火タンクを2基、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、1基設置する設計とする。また、燃料取扱室消火ポンプは、原子炉格納容器スプレイ設備により消火を行う時間は24時間以内であることから、単一電源を想定しない設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.12 消火栓の配置 安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区域に設置する消火栓は、消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第17条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し、屋内は消火栓から半径5mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.7 移動式消火設備の配置 移動式消火設備は、使用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第82条の五に基づき、消火ポンプ等の機械材を備え付けられている化学消防自動車に1台配置する設計とする。また、化学消防自動車は、屋内は消火栓から半径5mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.6 固定火災の性質に応じた消火設備の配置 消火設備は、想定される火災の性質に応じて十分な配置を確保し、</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>より、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である消火タンク及び消火水タンクアップポンプには、「a. 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p>(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系は、電動消火ポンプ（3号機設備、3・4号機共用）（以下同じ）、ディーゼル消火ポンプ（3号機設備、1・2・3・4号機共用）（以下同じ）、及び廃棄物焼却消火ポンプ（3号機設備、1・2・3・4号機共用）（以下同じ）の設置による多様性を有する設計とする。また、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、6基の消火水タンクアップポンプ（3号機設備、3・4号機共用）（以下同じ）、6基の消火水タンクアップポンプ（3号機設備、3・4号機共用）（以下同じ）、6基の消火水タンクアップポンプの設置により多重性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により消火タンクが使用できない場合に備え、2下の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1基の燃料取扱室消火ポンプを2台設置する設計とする。また、燃料取扱室消火ポンプは、原子炉格納容器スプレイ設備により消火を行う時間を考慮した容量とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設置許可申請書（本文）の①の消火機関は、設計及び工事の計画に準拠しているため、整合している。</p>										
<p>記載の適正化</p>	<p>8. その他</p> <p>(a) 移動式消火設備（3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管）（以下同じ） 移動式消火設備は、機庫の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機庫内のある化学消防自動車及び化学消防自動車は、機庫内のある化学消防自動車又は機庫内にある化学消防自動車に1台配置する設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線放射の上昇）に応じて十分な容量を確保するために、アップリンク</p>	<p>備考</p>										

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設計及び工事計画(本文)</p> <p>九条、ハロン消火設備は、消防法施行規則第二十条に基づき設計する。また、ケープルトレイ消火設備は、実証試験⁽¹⁰⁾により消火性能が確認された消火剤濃度以上となる容量以上を確保するよう設計する。エアロゾル消火設備は、U275(F)ed Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消火剤濃度以上となる容量以上を確保する。遠隔放水設備は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。</p> <p>1.1.1.3.2.8 消火剤の水の最大放水量の確保⁽¹¹⁾に示す。</p> <p>1.1.1.3.2.14 管理区域内からの放出消火剤の放出防止 管理区域内で放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への放出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、放射性廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>⑩消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響、蒸気発生による二次的影響を受けず、火災が発生していない火災電源設備による二次的影響を受けず、系統及び機器に悪影響を及ぼさないよう設計し、</p>	<p>設計及び工事計画(本文)</p> <p>九条、ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、水噴霧消火設備及びフロンケープルトレイ消火設備については消防法施行規則に基づき消火剤を確保する設計とする。</p> <p>また、ケープルトレイ消火設備の消火剤は、実証試験により消火性能を確認した試験の消火剤濃度以上となる容量以上を確保する。エアロゾル消火設備の消火剤は、U275(F)ed Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消火剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。遠隔放水設備は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。</p> <p><中略></p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (b) 管理区域内からの放出消火剤の放出防止 管理区域内で放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への放出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、放射性廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 ⑩スプリングヘッドは、閉鎖型のスプリングヘッドの使用、ケープルトレイへのシールド対策により、火災が発生していない火災防備上重要な機器等及び重大事故等対象機器が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに爆発、蒸気発生等による二次的影響を受けず、系統及び機器に悪影響を及ぼさないよう設計とする。</p> <p>⑪火災発生時の二次的影響、二酸化炭素消火設備及びフロンケープルトレイ消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の使用により、火災が発生していない火災防備上重要な機器等及び重大事故等対象機器が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに爆発、蒸気発生等による二次的影響を受けず、系統及び機器に悪影響を及ぼさないよう設計する。</p> <p>また、これら消火設備のガスボンベ及び制御盤は、消防法施行規則第十九条、第二十条に基づき、消火対象空間には設置せず、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁等によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>ケープルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤を採用するとともに、ケープルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留めることにより、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、蒸気発生による二次的影響が、火災の火炎、熱による直接的な影響を受けず、系統及び機器に悪影響を及ぼさないよう設計する。</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>放射能汚染物質を貯蔵、処理する施設に使用する水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、放射性汚染物質の閉じ込め機能に影響を及ぼさない水を消火剤とすることで、火災の火炎、熱による直接的影響のみならず、煙、蒸気、放射線、断熱及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.11 消火設備の電源確保 動作に電源が必要な消火設備は、外部電源喪失時に当該設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。ただし、消火水バンプアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源から受電することで、外部電源喪失時に当該設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>外部電源喪失時の電源確保を図るとともに、 中央制御室に故障警報を発生させる設計とする。</p> <p>また、消火設備への移動及び搬入を行うため、蓄電池を内蔵する照灯器具を設置する設計とする。</p> <p>(c-4) 火災の影響軽減</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項</p> <p>を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、①消火設備空間に設置しない設計とする。 ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>e. 消火設備の電源確保 ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時は全交流動力電源喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。 消火水バンプアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。 スプリングロー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアクレープ消火設備、コアロケット消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物搬送消火ポンプ、消火水バンプアップポンプ、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングロー、二酸化炭素消火設備、クレープ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアクレープ消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は\squareに発生させる設計とする。</p> <p>8. その他 (b) 消火用の照灯器具 建屋内の消火栓、消火設備見逃等の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の搬入を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照灯器具を設置する。</p> <p>1. 1. 3 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設計許可申請書(本文)</p> <p>火災の影響軽減については、①安全機能を有する構造物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する水災区域又は水災区域又は水災区域の火災及び隣接する水災区域又は水災区域における火災による影響を軽減するため、</p> <p>②又は水災影響が何れ以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計、</p> <p>又は1時間以上の耐火能力を有する区画等で互いの区画を分離する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災の影響軽減のための対策</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する水災区域又は水災区域又は水災区域又は水災区域の火災及び隣接する水災区域又は水災区域における火災による影響を軽減するための対策を講じる</p> <p>1.7.1.4.1.1 水災区域の分離から1.7.1.4.1.8 組タンクに対する火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.4.1.2 水災影響軽減等の系統分離</p> <p><中略></p> <p>(1) 3時間以上の耐火能力を有する区画等 互いに相隣する系列の水災影響軽減設備等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確保した区画等で分離する設計とする。</p> <p>(2) 水災影響が何れ以上、水災感知設備及び自動消火設備 互いに相隣する系列の水災影響軽減設備等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確保し、かつ、水災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。</p> <p>(3) 1時間以上の耐火能力を有する区画等で互いの区画を分離する設計とする。</p> <p>互いに相隣する系列の水災影響軽減設備等について、互いの系列間を分離する区画等で互いの区画を分離する設計とする。</p> <p>性能を有する設計とする。</p> <p>1時間耐火設備を全面に施工するケーブレットレイの上部には火災源を感知しない設計とし、ケーブレットレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う水浸が、ケーブレットレイ上面まで達しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備の起動停止を考慮した感知部の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p> <p>自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の種類仕様)に示すものを設置する。</p> <p>(b) 1時間耐火設備、水災感知設備及び自動消火設備 火災影響軽減設備等は、想定される火災に対して1時間以上の耐火能力を有する区画等の設計によって、互いに相隣する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>区画は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1時間耐火設備を全面に施工するケーブレットレイの上部には火災源を感知しない設計とし、ケーブレットレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う水浸が、ケーブレットレイ上面まで達しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備の起動停止を考慮した感知部の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の記載は、設置工事申請書(本文)の①を記載した点、②を記載した点、③を記載した点、④を記載した点、⑤を記載した点、⑥を記載した点、⑦を記載した点、⑧を記載した点、⑨を記載した点、⑩を記載した点、⑪を記載した点、⑫を記載した点、⑬を記載した点、⑭を記載した点、⑮を記載した点、⑯を記載した点、⑰を記載した点、⑱を記載した点、⑲を記載した点、⑳を記載した点、㉑を記載した点、㉒を記載した点、㉓を記載した点、㉔を記載した点、㉕を記載した点、㉖を記載した点、㉗を記載した点、㉘を記載した点、㉙を記載した点、㉚を記載した点、㉛を記載した点、㉜を記載した点、㉝を記載した点、㉞を記載した点、㉟を記載した点、㊱を記載した点、㊲を記載した点、㊳を記載した点、㊴を記載した点、㊵を記載した点、㊶を記載した点、㊷を記載した点、㊸を記載した点、㊹を記載した点、㊺を記載した点、㊻を記載した点、㊼を記載した点、㊽を記載した点、㊾を記載した点、㊿を記載した点、</p>

記載の適正化

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>設計許可申請書(本文) 系統分断を行うためには設置する消火設備は、系統分断に依じた独立性を有する設計とする。</p> <p>ただし、火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、中央制御室内の火災初期警報発生装置等に閉しては、金属外装ケーブル、線生スイッチの距離①等による分断措置。</p>	<p>設計及び工事計画(該当事項) 消火設備は、早期防火を目的として、自動消火設備である全線ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、ケーブルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備又はフロアケーブルダクト消火設備を設置し、「1. 1. 2 火災の感知及び消火(2) 消火設備 b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分断に依じた独立性」に示す系統分断に依じた独立性を有する設計とする。</p> <p>b. 中央制御室の火災の影響軽減のための措置 中央制御室は、火災により中央制御室の1つの区画の安全機能の全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手順を定めるとともに、以下に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計とする。 a. 以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。 系統分断として、中央制御室の動作スイッチ等間、①警報配線間、②警報配線ダクト間とは、近接する他の構成部に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき分断措置を行う設計とし、中央制御室のケーブルは、当該試験の結果に基づき分断措置を行わない設計とし、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認した金属外装ケーブル、テフロンのケーブル及び燃焼ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>1.7.1.4.1.3 中央制御室に対する火災の影響軽減のための措置 <中略></p> <p>(1) 距離距離等による系統分断 中央制御室の動作スイッチ及びケーブルは、火災を発生させて近接する他の構成部に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき、以下に示す分断措置を講じる設計とする。 a. 動作スイッチは、厚さ2mmの剛板製板で覆い、さらに、上下方向47mm、左右方向25mmの剛板距離を確保する。 b. 箱内配線は、相違する系列の端子台間5mm以上、相違する系列のテフロンのケーブル間5mm以上の剛板距離を確保する。 c. 相違する系列間を分断するための配線用スリヤとしては、金属スリヤによる剛板又は剛板距離5mmを確保した型配線ダクトとする。 d. ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、テフロンのケーブル及び燃焼ケーブルを使用する。</p> <p>(2) 高感度感知器の設置による早期の火災感知 a. 中央制御室内にアナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。 b. 中央制御室内には、火災の早期感知を目的として、高感度感知器を設置する設計とする。</p> <p>(3) 警報発生運転員による早期の消火活動 a. 自動消火設備は設置しないが、中央制御室に火災が発生しても、高感度煙感知器の作動により、警報発生運転員が早期に消火活動を行うことにより、相違する系列の火災防護対策機器等への火災の影響を防止できる設計とする。 b. 警報発生運転員が早期消火を図るために消火活動の手順を定め、訓練を実施する。</p> <p>高感度感知器の設置。 中央制御室は、中央制御室内に火災の早期感知を目的として、高感度感知器を設置し、 また、警報発生運転員の早期消火活動に係る運用を定め、管理することによって、相違する系列の火災防護対策機器等に対する火災の影響軽減対策を行う。 火災発生箇所の特定制限が必要な場合も想定し、手動操作による固定式消火設備であるフロアケーブル消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>整合性 設計及び工事の計画書の①は、設置工事計画書(本文)の「1. 1. 2 火災の感知及び消火」を具体的に記載している。</p> <p>記載の適正化</p> <p style="text-align: right;">- 01-添1-1-a-24 -</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>また、原子炉格納容器内の火災防護対象機器等に因しては、火災防護対象機器等の系統を制御する距離の確保、火災防護対象機器等に接続するおそれがある火災を感知する火災感知器の配置</p> <p>1.7.1.4.1.4 原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための対応</p> <p>(1) 火災防護対象機器等への延焼を抑制する距離の確保及び火災防護対象機器等に接続するおそれがある火災を感知する火災感知器の配置</p> <p>原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生器のループごとに設置すること、及び異なる原子炉格納容器貫通部を隔って原子炉格納容器外に接続すること等、延焼を抑制する。火災感知器は火災防護対象機器等に接続するおそれがある機器又はケーブル上レイの火災を感知する配置とする。</p> <p>(2) 火災感知設備</p> <p>設置する火災感知器は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ系及び加圧器系に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>(3) 消火要員又は原子炉格納容器スプレイ設備による消火</p> <p>a. 自動消火設備は設置しないが、消火要員が原子炉格納容器内へ進入可能な場合は、手順を定め、訓練を実施している防爆型とする。消火器、消火栓を用いて早期に消火を行う設計とする。</p> <p>b. 消火要員が原子炉格納容器内へ進入困難な場合は、中央制御室で手動操作可能な原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を実施する設計とする。なお、1次冷却ポンプの上部は開口となっており、1次冷却材がシブに火災が発生した場合にも、原子炉格納容器スプレイ設備による消火は可能である。</p> <p>1.7.1.4.2 火災影響評価</p> <p>火災の影響評価は、安全設備系及び原子炉停止系の自動停止装置の動作による影響を考慮し、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能喪失することなく、原子炉の停止を抑制する機能を確保することなく、火災影響評価に</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>e. 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対応</p> <p>原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機能の動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に必要な手順を定めるとともに、a. に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と2同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>(a) 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生器のループごとに設置すること、及び異なる原子炉格納容器貫通部を隔って原子炉格納容器外に接続すること等、延焼を抑制する。6m以上の距離を確保する設計とするが、火災防護対象機器等のうち火災防護対象ケーブルについては系列間に可燃物として機器又はケーブル上レイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブル専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を促す設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>(b) 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ系及び加圧器系に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>(c) 相連する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の消火による消火活動及び進入困難な場合の多量性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>(2) 原子炉の安全確保</p> <p>b. 火災の影響評価</p> <p>(a) 火災区画又は火災区画に設置される各機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>設備の設置状況は、安全設備系及び原子炉停止系の自動停止装置の動作による影響を考慮し、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能喪失することなく、原子炉の停止を抑制する機能を確保することなく、火災影響評価に</p>	<p>整合性</p> <p>設置許可申請書(本文)の10は、設計及び工事の計画の2で記載しているが、記載されている。</p> <p>設計及び工事の計画は、設置許可申請書(本文)の10の1で記載されている。</p> <p>設計及び工事の計画は、設置許可申請書(本文)の10の1で記載されている。</p>

記載の適正化

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考										
<p>設置許可申請書（本文） 1.7.1.4.2.1 水災伝播評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区域）に火災の影響を及ぼす火災区域（区域）に対する火災影響評価に示す火災影響評価値より確認する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 359 1397 1759">設置許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="1397 359 1486 1759">設置許可申請書（添付書類）該当事項</th> <th data-bbox="1486 359 1576 1759">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="1576 359 1665 1759">整合性</th> <th data-bbox="1665 359 1694 1759">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 359 1486 1759"> <p>1.7.1.4.2.1 水災伝播評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区域）に火災の影響を及ぼす火災区域（区域）に対する火災影響評価に示す火災影響評価値より確認する。</p> </td> <td data-bbox="1486 359 1576 1759"> <p>1.7.1.4.2.1 水災伝播評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区域）に火災の影響を及ぼす火災区域（区域）に対する火災影響評価に示す火災影響評価値より確認する。</p> </td> <td data-bbox="1576 359 1665 1759"> <p>設計及び工事計画 該当事項 1.7.1.4.2.1 水災伝播評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区域）に火災の影響を及ぼす火災区域（区域）に対する火災影響評価に示す火災影響評価値より確認する。</p> </td> <td data-bbox="1665 359 1694 1759"> <p>整合性 一致している。</p> </td> <td data-bbox="1694 359 1724 1759"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類）該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	<p>1.7.1.4.2.1 水災伝播評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区域）に火災の影響を及ぼす火災区域（区域）に対する火災影響評価に示す火災影響評価値より確認する。</p>	<p>1.7.1.4.2.1 水災伝播評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区域）に火災の影響を及ぼす火災区域（区域）に対する火災影響評価に示す火災影響評価値より確認する。</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項 1.7.1.4.2.1 水災伝播評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区域）に火災の影響を及ぼす火災区域（区域）に対する火災影響評価に示す火災影響評価値より確認する。</p>	<p>整合性 一致している。</p>		<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類）該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考								
<p>1.7.1.4.2.1 水災伝播評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区域）に火災の影響を及ぼす火災区域（区域）に対する火災影響評価に示す火災影響評価値より確認する。</p>	<p>1.7.1.4.2.1 水災伝播評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区域）に火災の影響を及ぼす火災区域（区域）に対する火災影響評価に示す火災影響評価値より確認する。</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項 1.7.1.4.2.1 水災伝播評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区域）に火災の影響を及ぼす火災区域（区域）に対する火災影響評価に示す火災影響評価値より確認する。</p>	<p>整合性 一致している。</p>									

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 2249 1465">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1050 2249 1402">設置許可申請書(添付書類八)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 2249 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 499 2249 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 352 2249 499">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1402 2249 1822"></td> <td data-bbox="1347 1050 2249 1402"></td> <td data-bbox="1347 646 2249 1050"> <p>1. 1. 3 本炉の影響軽減 (1) 本炉の影響軽減対策 d. 換気空調設備に対する本炉の影響軽減のための対策 本炉防護対象機器等を設置する本炉区域に設置する換気空調設備は、単独の本炉区域又は本炉区域の本炉の影響を軽減するために、加圧タンクを設置する。 換気空調設備は、開放への放射性物質の放出を避けるために、排気筒に繋がるタンクを併設し同様に運転できるようにする。 e. 排気筒に繋がる本炉の影響軽減のための対策 排気筒に設置する加圧容器等は、異常異常時に増加する流量の排気設備に、よって、本炉区域の排気を排気する設計とする。 風気カーテンが設置するアライメントは、自動消火設備であるアライメントがアライメント消火設備により本炉区域の排気を抑制されることから、排気は不要である。 f. 加圧タンクに対する本炉の影響軽減のための対策 本炉区域又は本炉区域に設置する加圧タンクは、加圧タンク内で発生するガス本機換気設備による排気又はシント管により排気される設計とする。</p> <p>1. 1. 4 設備の共用 消火設備の一部は、本炉区域において必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なる場所に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 本炉防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 本炉防護設備の主要設備リスト」に示す。</p> </td> <td data-bbox="1347 499 2249 646"></td> <td data-bbox="1347 352 2249 499"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考			<p>1. 1. 3 本炉の影響軽減 (1) 本炉の影響軽減対策 d. 換気空調設備に対する本炉の影響軽減のための対策 本炉防護対象機器等を設置する本炉区域に設置する換気空調設備は、単独の本炉区域又は本炉区域の本炉の影響を軽減するために、加圧タンクを設置する。 換気空調設備は、開放への放射性物質の放出を避けるために、排気筒に繋がるタンクを併設し同様に運転できるようにする。 e. 排気筒に繋がる本炉の影響軽減のための対策 排気筒に設置する加圧容器等は、異常異常時に増加する流量の排気設備に、よって、本炉区域の排気を排気する設計とする。 風気カーテンが設置するアライメントは、自動消火設備であるアライメントがアライメント消火設備により本炉区域の排気を抑制されることから、排気は不要である。 f. 加圧タンクに対する本炉の影響軽減のための対策 本炉区域又は本炉区域に設置する加圧タンクは、加圧タンク内で発生するガス本機換気設備による排気又はシント管により排気される設計とする。</p> <p>1. 1. 4 設備の共用 消火設備の一部は、本炉区域において必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なる場所に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 本炉防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 本炉防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>			<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
		<p>1. 1. 3 本炉の影響軽減 (1) 本炉の影響軽減対策 d. 換気空調設備に対する本炉の影響軽減のための対策 本炉防護対象機器等を設置する本炉区域に設置する換気空調設備は、単独の本炉区域又は本炉区域の本炉の影響を軽減するために、加圧タンクを設置する。 換気空調設備は、開放への放射性物質の放出を避けるために、排気筒に繋がるタンクを併設し同様に運転できるようにする。 e. 排気筒に繋がる本炉の影響軽減のための対策 排気筒に設置する加圧容器等は、異常異常時に増加する流量の排気設備に、よって、本炉区域の排気を排気する設計とする。 風気カーテンが設置するアライメントは、自動消火設備であるアライメントがアライメント消火設備により本炉区域の排気を抑制されることから、排気は不要である。 f. 加圧タンクに対する本炉の影響軽減のための対策 本炉区域又は本炉区域に設置する加圧タンクは、加圧タンク内で発生するガス本機換気設備による排気又はシント管により排気される設計とする。</p> <p>1. 1. 4 設備の共用 消火設備の一部は、本炉区域において必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なる場所に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 本炉防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 本炉防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>										

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>b. 重大事故等対処施設(原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対処施設に記載)</p> <p>(b) 火災による損傷の防止</p> <p>(b-2-1) 火災の発生防止措置 火災の発生防止については、発火性及び引火性物質に対して火災の発生防止措置を講ずるほか、</p> <p>1.7.2.2.1 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針 1.7.2.2.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針 1.7.2.2.2.1 火災の発生防止措置</p> <p>1.7.2.2.2.1 重大事故等対処施設の火災発生防止措置 重大事故等対処施設の火災発生防止については、発火性及び引火性物質に対して火災の発生防止措置を講ずるほか、</p> <p>【火災防護設備】 目的の定義は「商用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」[商用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準]に関する規則]及びこれらの解釈並びに「商用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(平成25年5月31日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1. 設計基準対処施設及び重大事故等対処施設 1.1.1. 設計基準対処施設及び重大事故等対処施設 a. 火災の発生防止措置 ① 発火性及び引火性物質に対する火災の発生防止措置は、火災区域又は火災区域に設置する消清油又は燃焼油を内包する設備並びに水蒸気を内包する設備を対象とする。 消清油又は燃焼油を内包する設備は、溶接構造の採用、オイラルパン、ドレンリム、覆及び回収装置の設置並びに積層の監視及び点検による、消清油又は燃焼油の漏れの状態の監視、燃えいっ助止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、消清油又は燃焼油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に對する機能が損なわれないよう、壁の設置又は積層による配置上の考慮を行う設計とする。 消清油又は燃焼油を内包する設備がある火災区域又は火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 消清油又は燃焼油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一時間以上の運転に必要な量にとり定める設計とする。 水蒸気を内包する設備のうち気体燃焼物処理設備、体積制タンク及びこれらに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はダイヤグラムによって、漏れいっ助止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 水蒸気を内包する設備である蓄電池、気体燃焼物処理設備、体積制タンク</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>b. 重大事故等対処施設(原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対処施設に記載)</p> <p>(b) 火災による損傷の防止</p> <p>(b-2-1) 火災の発生防止措置 火災の発生防止については、発火性及び引火性物質に対して火災の発生防止措置を講ずるほか、</p> <p>1.7.2.2.1 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針 1.7.2.2.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針 1.7.2.2.2.1 火災の発生防止措置</p> <p>1.7.2.2.2.1 重大事故等対処施設の火災発生防止措置 重大事故等対処施設の火災発生防止については、発火性及び引火性物質に対して火災の発生防止措置を講ずるほか、</p> <p>【火災防護設備】 目的の定義は「商用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」[商用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準]に関する規則]及びこれらの解釈並びに「商用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(平成25年6月19日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1. 設計基準対処施設及び重大事故等対処施設 1.1.1. 設計基準対処施設及び重大事故等対処施設 a. 火災の発生防止措置 ① 発火性及び引火性物質に対する火災の発生防止措置は、火災区域又は火災区域に設置する消清油又は燃焼油を内包する設備並びに水蒸気を内包する設備を対象とする。 消清油又は燃焼油を内包する設備は、溶接構造の採用、オイラルパン、ドレンリム、覆及び回収装置の設置並びに積層の監視及び点検による、消清油又は燃焼油の漏れの状態の監視、燃えいっ助止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、消清油又は燃焼油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に對する機能が損なわれないよう、壁の設置又は積層による配置上の考慮を行う設計とする。 消清油又は燃焼油を内包する設備がある火災区域又は火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 消清油又は燃焼油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一時間以上の運転に必要な量にとり定める設計とする。 水蒸気を内包する設備のうち気体燃焼物処理設備、体積制タンク及びこれらに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はダイヤグラムによって、漏れいっ助止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 水蒸気を内包する設備である蓄電池、気体燃焼物処理設備、体積制タンク</p>	<p>設置許可申請書(本文) 「ロ」.(3)a.(c)火災による損傷の防止(004-添1-1-p-1~7)及び「ロ」.(3)b.(b)火災による損傷の防止(004-添1-1-p-2)の両方を併用して記載している 004-添1-1-p-2を併用 設計及び工事の計画の整合性 004-添1-1-p-2を併用</p> <p>設置許可申請書(本文) 「ロ」.(3)a.(c)火災による損傷の防止(004-添1-1-p-1~28)及び「ロ」.(3)b.(b)火災による損傷の防止(004-添1-1-p-29~53)の両方を併用して記載している 004-添1-1-p-2を併用 設計及び工事の計画の整合性 004-添1-1-p-2を併用</p> <p>設置許可申請書(本文) 「ロ」.(3)a.(c)火災による損傷の防止(004-添1-1-p-1~2)を併用 設計及び工事の計画の整合性 004-添1-1-p-2を併用</p>

記載の適正化
(頁番号の変更)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設計許可申請書(本文)</p> <p>①火災防護対策を講じる設計を行わずに、重大事故等対策施設を設ける区域を火災区域及び火災区域として設定する。</p> <p>②火災防護設備は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、重大事故等対策施設として設定する。</p> <p>③なお、「(3)(1)イ、(5-1)」火災区域及び火災区域の設計において、火災の影響軽減の対策として設定する火災区域は、他の火災区域より分離する。</p>	<p>設計許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>火災防護対策を講じる設計を行わずに、重大事故等対策施設を設ける区域を火災区域及び火災区域として設定する。</p> <p>②火災防護設備は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、重大事故等対策施設として設定する。</p> <p>③なお、「(3)(1)イ、(5-1)」火災区域及び火災区域の設計において、火災の影響軽減の対策として設定する火災区域は、他の火災区域より分離する。</p> <p>④また、「(3)(1)イ、(5-1)」火災区域及び火災区域の設計において、火災の影響軽減の対策として設定する火災区域は、他の火災区域より分離する。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災防護対策を講じる設計を行わずに、重大事故等対策施設を設ける区域を火災区域及び火災区域として設定する。</p> <p>②火災防護設備は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、重大事故等対策施設として設定する。</p> <p>③なお、「(3)(1)イ、(5-1)」火災区域及び火災区域の設計において、火災の影響軽減の対策として設定する火災区域は、他の火災区域より分離する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災防護対策を講じる設計を行わずに、重大事故等対策施設を設ける区域を火災区域及び火災区域として設定する。</p> <p>②火災防護設備は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、重大事故等対策施設として設定する。</p> <p>③なお、「(3)(1)イ、(5-1)」火災区域及び火災区域の設計において、火災の影響軽減の対策として設定する火災区域は、他の火災区域より分離する。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
<p>火災防護対策を講じる設計を行わずに、重大事故等対策施設を設ける区域を火災区域及び火災区域として設定する。</p> <p>②火災防護設備は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、重大事故等対策施設として設定する。</p> <p>③なお、「(3)(1)イ、(5-1)」火災区域及び火災区域の設計において、火災の影響軽減の対策として設定する火災区域は、他の火災区域より分離する。</p>	<p>火災防護対策を講じる設計を行わずに、重大事故等対策施設を設ける区域を火災区域及び火災区域として設定する。</p> <p>②火災防護設備は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、重大事故等対策施設として設定する。</p> <p>③なお、「(3)(1)イ、(5-1)」火災区域及び火災区域の設計において、火災の影響軽減の対策として設定する火災区域は、他の火災区域より分離する。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>また、火災区画は、建屋内で設定した火災区画を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置等に応じて分割して設定する。</p> <p>(b-2) 火災防護計画 「(3)(1)h.(c)(3)」。火災防護計画」に定める。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項 として設定する。また、火災区画の境界付近においても可燃物を置かない管理を実施する。 <中略></p> <p>また、火災区画は、建屋内及び火災区画を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置と考慮し、分割して設定する。</p> <p>1.7.2.1.2 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設 重大事故等対処施設である常設重大事故等対処設備及び当該設備に使用しているケーブルを火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設とする。</p> <p>1.7.2.1.3 火災防護計画 「1.5.1.1.6」。火災防護計画」の基本方針を適用する。</p> <p>(b-2) 火災発生防止 火災発生防止 1.7.2.2.1 重大事故等対処設備の火災発生防止 重大事故等対処施設の火災発生防止については、火災区画又は引火性物質に対して火災の発生防止措置を講じるほか、</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災区画は、建屋内及び火災区画を重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。</p> <p>設置する火災区画及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの防火防層の概念に基づき、必要火災防護対策を講じることを保安規定に従い、その他の設計基準等と照合し、可燃性液体貯蔵設備、多相性貯蔵設備及びその他の発電用原子炉施設は、保安規定に照準に於いて火災防護対策を講ずることを含め、管理工を。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準事故対処施設及び重大事故等対処施設 1.1.1 火災発生防止 1.1.1.1 火災の発生防止 火災発生防止措置 火災発生防止措置は、火災発生又は火災区画に設置する消清油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。 消清油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造又はシーラ構造の採用、オイルパン、ドレンリム、環状は回収装置の設置並びに液面の監視及び空機による潤滑油、燃焼油の漏えいの早期検知によって、漏えい防止、圧入防止及び初期の対策を行う設計とし、消清油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、環の設置又は断開による配置上の考慮を行う設計とする。 消清油又は燃料油を内包する設備がある火災区画又は火災区画は、空調機</p>	<p>整合性</p> <p>適用に関する事項は原設計に照準して対応する。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「1.1.1」火災発生防止」は104添付-e-4.5を参照。</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前		変更後		備考
設置許可申請書(本文)	設計及び工事計画(該当事項)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事計画(該当事項)	整合性
可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	設計及び工事計画の基 本設計方針「1. 火災の発 生防止対策」は P04-添1- 1-a-2.3 を参照。
蒸気源への対策。	蒸気源への対策。	蒸気源への対策。	蒸気源への対策。	
本蒸気に対する蒸気及び	本蒸気に対する蒸気及び	本蒸気に対する蒸気及び	本蒸気に対する蒸気及び	
漏えい検知対策。	漏えい検知対策、放射線分等により発生する水素の蓄積防止 対策並びに	漏えい検知対策、放射線分等により発生する水素の蓄積防止 対策並びに	漏えい検知対策、放射線分等により発生する水素の蓄積防止 対策並びに	
				- 04-添1-1-e-9 -
設置許可申請書(本文)	設計及び工事計画(該当事項)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事計画(該当事項)	整合性
可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	設計及び工事計画の基 本設計方針「(1) 火災の 発生防止対策」は P04-添 1-1-e-1を参照。
蒸気源への対策。	蒸気源への対策。	蒸気源への対策。	蒸気源への対策。	
本蒸気に対する蒸気及び	本蒸気に対する蒸気及び	本蒸気に対する蒸気及び	本蒸気に対する蒸気及び	
記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)	記載の適正化	記載の適正化	
				- 04-添1-1-e-32 -

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前			変更後			備考
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
<p>重ガス系の過熱蒸気による過熱及び燃焼の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策は、水素や酸素の濃度を高い状態で制御及び検出することを防止する設計とする。</p>	<p>重ガス系の過熱蒸気による過熱及び燃焼の防止対策等を講じる設計とし、具体的な設計を「1.7.2.2.1.1 発火性又は引火性物質」から「1.7.2.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> <p>水素に対する換気及び漏えい検知対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに</p> <p><中略></p>	<p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の重ガス系は、保護用電源、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び燃焼を防止する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却系は高圧水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度を高い状態で制御、蓄積することを防止する設計とする。重大事故時の原子炉格納容器内及びアンモニア内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	<p>漏えい検知対策。</p> <p>重ガス系の過熱蒸気による過熱及び燃焼の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策は、水素や酸素の濃度を高い状態で制御及び検出することを防止する設計とする。</p>	<p>漏えい検知対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに</p> <p>重ガス系の過熱蒸気による過熱及び燃焼の防止対策等を講じる設計とし、具体的な設計を「1.7.2.2.1.1 発火性又は引火性物質」から「1.7.2.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> <p>水素に対する換気及び漏えい検知対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに</p> <p><中略></p>	<p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の重ガス系は、保護用電源、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び燃焼を防止する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系は、高圧水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度を高い状態で制御、蓄積することを防止する設計とする。重大事故時の原子炉格納容器内及びアンモニア内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p style="text-align: center;">- 04-添1-1-e-10 -</p>
<p>(b-2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対処施設のうち、①主要な構造材、②機室内の電気配線及び燃焼室の燃焼材料、③ファン、④コンクリート、⑤ステンレス鋼、⑥換気空調設備のファン、⑦保温材及び⑧機室内の材料は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、</p>	<p>1.7.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対処施設に対しては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、</p>	<p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機軸、配管、ダクト、トレイ、電線管、架の躯体及びこれらの支持構造物の①主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のバッキング類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた機室内に設置し直後火災に晒されることのない設計とする。また、金属で覆われた機器の駆動部の覆物及び金属で覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部の空間によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、②機内の電気配線及び駆動部は、可燃性物質である絶縁材を占めているものを使用する設計とする。</p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p>	<p>設計及び工事の計画(本文)に、 表は①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧の項目は、設計及び工事の計画の①～⑧番号の箇所に対応する。 ①はP04-添1-1-e-6を再掲。 設計及び工事の計画(本文)に、 表は①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧の項目は、設計及び工事の計画の①～⑧番号の箇所に対応する。 ①はP04-添1-1-e-6を再掲。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>		

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 1982 1455">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 1982 1115">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 642 1982 705">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 506 1982 569">整合性</th> <th data-bbox="1347 359 1982 422">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2050 1402 2249 1755"> 不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、代替材料を 採用する設計。若しくは、 当該施設の不燃性を確保するために必要な代替材料の 使用が技術上の困難な場合において、当該施設における火災 等が燃焼及び設計基準事故等対処施設において火災が発生す ることを防止するための措置を講じる設計とする。 </td> <td data-bbox="2050 1052 2249 1377"> 不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、以下とする。 ・代替材料を使用する設計とする。 ・重大事故等対処施設の不燃性を確保するために必要な代替材料 の使用が技術上の困難な場合において、当該施設における火災 等に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故等対処 設備において火災が発生することを防止するための措置を 講じる設計とする。 </td> <td data-bbox="1397 642 1982 1041"> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、④燃焼試験機 のアライメントは、アライメントを規定するJIS L 1091(繊維製品の燃焼 試験方法)又は「JICA No. 11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法指針 (公衆団体法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設 計とする。 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤絶縁材は、 原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基 づき認定を受けた不燃性材料を使用する設計とする。 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設を設置する⑥絶縁の具 装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法 に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験 により確認した不燃性材料並びに消防法に基づき防火物品又はこれと同等 の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。また し、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、 不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい 燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部分が広がらず他の火災 防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子 炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等 対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管 理する運用を有することから、難燃性材料を使用する設計とする。また、中央 制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。 <中略> (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性 材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を採用する 設計。若しくは、 当該建築物、系統及び設備の不燃性を確保するために必要な代替材料の使用 が技術上の困難な場合は、当該建築物、系統及び設備における火災に起因して 他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生 することを防止するための措置を講じる設計とする。 <中略> </td> <td data-bbox="1397 506 1982 569"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP04-添1-1-e-6を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP04-添1-1-e-7を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP04-添1-1-e-7を 再掲。 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、代替材料を 採用する設計。若しくは、 当該施設の不燃性を確保するために必要な代替材料の 使用が技術上の困難な場合において、当該施設における火災 等が燃焼及び設計基準事故等対処施設において火災が発生す ることを防止するための措置を講じる設計とする。	不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、以下とする。 ・代替材料を使用する設計とする。 ・重大事故等対処施設の不燃性を確保するために必要な代替材料 の使用が技術上の困難な場合において、当該施設における火災 等に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故等対処 設備において火災が発生することを防止するための措置を 講じる設計とする。	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、④燃焼試験機 のアライメントは、アライメントを規定するJIS L 1091(繊維製品の燃焼 試験方法)又は「JICA No. 11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法指針 (公衆団体法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設 計とする。 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤絶縁材は、 原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基 づき認定を受けた不燃性材料を使用する設計とする。 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設を設置する⑥絶縁の具 装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法 に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験 により確認した不燃性材料並びに消防法に基づき防火物品又はこれと同等 の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。また し、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、 不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい 燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部分が広がらず他の火災 防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子 炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等 対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管 理する運用を有することから、難燃性材料を使用する設計とする。また、中央 制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。 <中略> (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性 材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を採用する 設計。若しくは、 当該建築物、系統及び設備の不燃性を確保するために必要な代替材料の使用 が技術上の困難な場合は、当該建築物、系統及び設備における火災に起因して 他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生 することを防止するための措置を講じる設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP04-添1-1-e-6を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP04-添1-1-e-7を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP04-添1-1-e-7を 再掲。	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考							
不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、代替材料を 採用する設計。若しくは、 当該施設の不燃性を確保するために必要な代替材料の 使用が技術上の困難な場合において、当該施設における火災 等が燃焼及び設計基準事故等対処施設において火災が発生す ることを防止するための措置を講じる設計とする。	不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、以下とする。 ・代替材料を使用する設計とする。 ・重大事故等対処施設の不燃性を確保するために必要な代替材料 の使用が技術上の困難な場合において、当該施設における火災 等に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故等対処 設備において火災が発生することを防止するための措置を 講じる設計とする。	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、④燃焼試験機 のアライメントは、アライメントを規定するJIS L 1091(繊維製品の燃焼 試験方法)又は「JICA No. 11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法指針 (公衆団体法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設 計とする。 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤絶縁材は、 原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基 づき認定を受けた不燃性材料を使用する設計とする。 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設を設置する⑥絶縁の具 装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法 に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験 により確認した不燃性材料並びに消防法に基づき防火物品又はこれと同等 の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。また し、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、 不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい 燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部分が広がらず他の火災 防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子 炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等 対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管 理する運用を有することから、難燃性材料を使用する設計とする。また、中央 制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。 <中略> (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性 材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を採用する 設計。若しくは、 当該建築物、系統及び設備の不燃性を確保するために必要な代替材料の使用 が技術上の困難な場合は、当該建築物、系統及び設備における火災に起因して 他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生 することを防止するための措置を講じる設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP04-添1-1-e-6を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP04-添1-1-e-7を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP04-添1-1-e-7を 再掲。								

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 359 1368 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1368 359 1389 1759">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1389 359 1409 1759">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1409 359 1430 1759">整合性</th> <th data-bbox="1430 359 1451 1759">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1451 359 1528 1759"> <p>このうち、重大事故等対策施設に使用するケーブルは、①原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用するが、</p> <p>放射線遮蔽設備用ケーブルのように引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。当該ケーブルは、引張試験及び設計基準事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1528 359 1647 1759"> <p>1.7.2.2.3 難燃ケーブルの使用</p> <p>重大事故等対策施設に使用するケーブルには、原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、放射線遮蔽設備用ケーブルは、微細電線・微細ケーブルを扱うため、前ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い樹脂がコートされているケーブルを使用する。このケーブルは、自己消火性を確認するUL1666垂直引張試験は満足するが、延焼性を認めるIEEES1100垂直引張試験の要求を満足しない。</p> </td> <td data-bbox="1647 359 1973 1759"> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、①自己消火性を確認するUL1666(UL1666)1000V以上、引張試験及び設計基準に延焼性を確認するIEEES1100垂直引張試験又は引張試験を満足するIEEES1100垂直引張試験による、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>放射線遮蔽設備の専用ケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認するUL1666(Fourth Edition)1000V以上、引張試験及び設計基準に延焼性を確認するIEEES1100垂直引張試験又は引張試験を満足するIEEES1100垂直引張試験による、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。放射線遮蔽設備の専用ケーブル及び通信設備の専用ケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針(公社団法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="1973 359 2033 1759"> <p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PO4-添1-e-7、8を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PO4-添1-e-34、35を参照。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 359 1647 1759"> <p>また、通信設備の専用ケーブルのように難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難なケーブルは、当該ケーブルの火災に起因して他の重大事故等対策施設及び設計基準事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1647 359 1973 1759"> <p>また、通信設備の専用ケーブルは、通信事業者の指定するケーブルを使用する必要がある場合や製造者等により機器本体とケーブル(電源アダプタ等を含む)を含めた電気用品としての安全性が確認されている場合、又は電源コードが求められる場合は、難燃ケーブルの使用が技術上困難である。これらのケーブルは、急激な温度上昇に耐える、延焼防止材により保護する、又は専用の電線管に敷設するなどの措置を講じる。また、他の重大事故等対策施設及び設計基準事故等対策施設に火災が発生することを防止する設計とする。</p> <p>1.7.2.2.4 換気空調設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対策施設に対して、「JIS L 1091、JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針」を満足する難燃性材料又は難燃性材料の使用の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.5 樹脂材に対する不燃性材料の使用</p> </td> <td data-bbox="1973 359 2033 1759"> <p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PO4-添1-e-34、35を参照。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>このうち、重大事故等対策施設に使用するケーブルは、①原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用するが、</p> <p>放射線遮蔽設備用ケーブルのように引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。当該ケーブルは、引張試験及び設計基準事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>	<p>1.7.2.2.3 難燃ケーブルの使用</p> <p>重大事故等対策施設に使用するケーブルには、原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、放射線遮蔽設備用ケーブルは、微細電線・微細ケーブルを扱うため、前ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い樹脂がコートされているケーブルを使用する。このケーブルは、自己消火性を確認するUL1666垂直引張試験は満足するが、延焼性を認めるIEEES1100垂直引張試験の要求を満足しない。</p>	<p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、①自己消火性を確認するUL1666(UL1666)1000V以上、引張試験及び設計基準に延焼性を確認するIEEES1100垂直引張試験又は引張試験を満足するIEEES1100垂直引張試験による、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>放射線遮蔽設備の専用ケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認するUL1666(Fourth Edition)1000V以上、引張試験及び設計基準に延焼性を確認するIEEES1100垂直引張試験又は引張試験を満足するIEEES1100垂直引張試験による、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。放射線遮蔽設備の専用ケーブル及び通信設備の専用ケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針(公社団法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PO4-添1-e-7、8を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PO4-添1-e-34、35を参照。</p>	<p>また、通信設備の専用ケーブルのように難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難なケーブルは、当該ケーブルの火災に起因して他の重大事故等対策施設及び設計基準事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>	<p>また、通信設備の専用ケーブルは、通信事業者の指定するケーブルを使用する必要がある場合や製造者等により機器本体とケーブル(電源アダプタ等を含む)を含めた電気用品としての安全性が確認されている場合、又は電源コードが求められる場合は、難燃ケーブルの使用が技術上困難である。これらのケーブルは、急激な温度上昇に耐える、延焼防止材により保護する、又は専用の電線管に敷設するなどの措置を講じる。また、他の重大事故等対策施設及び設計基準事故等対策施設に火災が発生することを防止する設計とする。</p> <p>1.7.2.2.4 換気空調設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対策施設に対して、「JIS L 1091、JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針」を満足する難燃性材料又は難燃性材料の使用の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.5 樹脂材に対する不燃性材料の使用</p>	<p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PO4-添1-e-34、35を参照。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考										
<p>このうち、重大事故等対策施設に使用するケーブルは、①原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用するが、</p> <p>放射線遮蔽設備用ケーブルのように引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。当該ケーブルは、引張試験及び設計基準事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>	<p>1.7.2.2.3 難燃ケーブルの使用</p> <p>重大事故等対策施設に使用するケーブルには、原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、放射線遮蔽設備用ケーブルは、微細電線・微細ケーブルを扱うため、前ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い樹脂がコートされているケーブルを使用する。このケーブルは、自己消火性を確認するUL1666垂直引張試験は満足するが、延焼性を認めるIEEES1100垂直引張試験の要求を満足しない。</p>	<p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、①自己消火性を確認するUL1666(UL1666)1000V以上、引張試験及び設計基準に延焼性を確認するIEEES1100垂直引張試験又は引張試験を満足するIEEES1100垂直引張試験による、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>放射線遮蔽設備の専用ケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認するUL1666(Fourth Edition)1000V以上、引張試験及び設計基準に延焼性を確認するIEEES1100垂直引張試験又は引張試験を満足するIEEES1100垂直引張試験による、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。放射線遮蔽設備の専用ケーブル及び通信設備の専用ケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針(公社団法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PO4-添1-e-7、8を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PO4-添1-e-34、35を参照。</p>											
<p>また、通信設備の専用ケーブルのように難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難なケーブルは、当該ケーブルの火災に起因して他の重大事故等対策施設及び設計基準事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>	<p>また、通信設備の専用ケーブルは、通信事業者の指定するケーブルを使用する必要がある場合や製造者等により機器本体とケーブル(電源アダプタ等を含む)を含めた電気用品としての安全性が確認されている場合、又は電源コードが求められる場合は、難燃ケーブルの使用が技術上困難である。これらのケーブルは、急激な温度上昇に耐える、延焼防止材により保護する、又は専用の電線管に敷設するなどの措置を講じる。また、他の重大事故等対策施設及び設計基準事故等対策施設に火災が発生することを防止する設計とする。</p> <p>1.7.2.2.4 換気空調設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対策施設に対して、「JIS L 1091、JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針」を満足する難燃性材料又は難燃性材料の使用の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.5 樹脂材に対する不燃性材料の使用</p>	<p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PO4-添1-e-34、35を参照。</p>												

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 2249 1453">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1054 2249 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 2249 1054">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 352 2249 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 277 2249 352">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1402 2249 1829"> <p>0-2-3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつて、燃焼に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の附属施設の種類、構造及び設備の取組に関する取組設計とする。</p> <p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災発生防止を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 1054 2249 1402"> <p>重大事故等対処施設に對して、「1.7.1.2.2.5 保温材に對する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.2.6 建屋内部材に對する不燃性材料の使用</p> <p>重大事故等對処施設を敷設する建屋の内部材に對して、「1.7.1.2.2.6 建屋内部材に對する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.3 落雷、地震、地盤等の自然現象による火災の発生防止</p> <p><中略></p> <p>したがって、落雷、地震、森林火災及び竜巻(風(台風)を含む。)について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下の火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.7.2.2.2 地震による火災の発生防止</p> <p>重大事故等對処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつて、燃焼に設置する設計とともに、自らが破壊又は崩壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、前項については、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基礎に関する取組の解説」にしたがう設計とする。</p> <p>1.7.2.2.3 森林火災による火災の発生防止</p> <p>屋外の重大事故等對処施設は、「1.11 外部火災防護」に関する基本方針に基づき評価し、設置した防火帯による防護又は防火帯に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 646 2249 1054"> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等對処施設を敷設する建屋の内部材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等對処施設を敷設する建屋の内部材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃材料並びに消防火災に適用する設計とする。ただし、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等對処施設に連続しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等對処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する取組を行うことから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、蒸気田原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつて、燃焼に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の技術仕様に関する取組の解説」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。重大事故等對処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつて、敷設する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の位置に関する取組の解説」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p> <p>② 重大事故等對処施設は、森林火災に對し、防火帯による防護又は防火帯に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とし、</p> </td> <td data-bbox="1347 352 2249 646"> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PM-104-104-34を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止は、PM-104-104-8,9を再掲。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>0-2-3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつて、燃焼に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の附属施設の種類、構造及び設備の取組に関する取組設計とする。</p> <p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災発生防止を講じる設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設に對して、「1.7.1.2.2.5 保温材に對する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.2.6 建屋内部材に對する不燃性材料の使用</p> <p>重大事故等對処施設を敷設する建屋の内部材に對して、「1.7.1.2.2.6 建屋内部材に對する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.3 落雷、地震、地盤等の自然現象による火災の発生防止</p> <p><中略></p> <p>したがって、落雷、地震、森林火災及び竜巻(風(台風)を含む。)について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下の火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.7.2.2.2 地震による火災の発生防止</p> <p>重大事故等對処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつて、燃焼に設置する設計とともに、自らが破壊又は崩壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、前項については、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基礎に関する取組の解説」にしたがう設計とする。</p> <p>1.7.2.2.3 森林火災による火災の発生防止</p> <p>屋外の重大事故等對処施設は、「1.11 外部火災防護」に関する基本方針に基づき評価し、設置した防火帯による防護又は防火帯に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等對処施設を敷設する建屋の内部材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等對処施設を敷設する建屋の内部材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃材料並びに消防火災に適用する設計とする。ただし、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等對処施設に連続しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等對処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する取組を行うことから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、蒸気田原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつて、燃焼に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の技術仕様に関する取組の解説」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。重大事故等對処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつて、敷設する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の位置に関する取組の解説」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p> <p>② 重大事故等對処施設は、森林火災に對し、防火帯による防護又は防火帯に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とし、</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PM-104-104-34を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止は、PM-104-104-8,9を再掲。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考							
<p>0-2-3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつて、燃焼に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の附属施設の種類、構造及び設備の取組に関する取組設計とする。</p> <p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災発生防止を講じる設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設に對して、「1.7.1.2.2.5 保温材に對する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.2.6 建屋内部材に對する不燃性材料の使用</p> <p>重大事故等對処施設を敷設する建屋の内部材に對して、「1.7.1.2.2.6 建屋内部材に對する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.3 落雷、地震、地盤等の自然現象による火災の発生防止</p> <p><中略></p> <p>したがって、落雷、地震、森林火災及び竜巻(風(台風)を含む。)について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下の火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.7.2.2.2 地震による火災の発生防止</p> <p>重大事故等對処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつて、燃焼に設置する設計とともに、自らが破壊又は崩壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、前項については、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基礎に関する取組の解説」にしたがう設計とする。</p> <p>1.7.2.2.3 森林火災による火災の発生防止</p> <p>屋外の重大事故等對処施設は、「1.11 外部火災防護」に関する基本方針に基づき評価し、設置した防火帯による防護又は防火帯に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等對処施設を敷設する建屋の内部材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等對処施設を敷設する建屋の内部材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃材料並びに消防火災に適用する設計とする。ただし、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等對処施設に連続しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等對処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する取組を行うことから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、蒸気田原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつて、燃焼に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の技術仕様に関する取組の解説」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。重大事故等對処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつて、敷設する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の位置に関する取組の解説」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p> <p>② 重大事故等對処施設は、森林火災に對し、防火帯による防護又は防火帯に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とし、</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用は、PM-104-104-34を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止は、PM-104-104-8,9を再掲。</p>								

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前		変更後		備考
<p>(イ) 火災の感知及び消火</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、周囲の伝身を発生する異なる①種類を組み合わせることで設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>1.7.2.3 火災の感知及び消火</p> <p>1.7.2.3.1.1 火災感知器の選定条件等の考慮</p> <p>1.7.2.3.1.2 周囲の伝身を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、周囲の伝身を発生する異なる①種類を組み合わせることで設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>2. 火災の感知及び消火</p> <p>火災感知器として、火災感知器(4号機設置)、3号機設置、3・4号機共用、3号機設置、1・2・3・4号機共用、3号機設置(以下同じ)及び火災受信機(3号機設置、3・4号機共用、3号機設置(以下同じ))を、3号機設置、1・2・3・4号機共用、3号機設置(以下同じ)を設置し、火災区域又は火災区域の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「火災感知器」は、P04-添1-1-4-2を再掲。</p>	<p>備考</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「火災感知器」は、P04-添1-1-4-2を再掲。</p>
<p>1.7.2.3.1.1 火災感知器の選定条件等の考慮</p> <p>1.7.2.3.1.2 周囲の伝身を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、周囲の伝身を発生する異なる①種類を組み合わせることで設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>1.7.2.3 火災の感知及び消火</p> <p>1.7.2.3.1 火災感知器の選定条件等の考慮</p> <p>1.7.2.3.1.1 火災感知器の選定条件等の考慮</p> <p>1.7.2.3.1.2 周囲の伝身を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、周囲の伝身を発生する異なる①種類を組み合わせることで設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>2. 火災の感知及び消火</p> <p>火災感知器として、火災感知器(4号機設置)、3号機設置、3・4号機共用、3号機設置、1・2・3・4号機共用、3号機設置(以下同じ)及び火災受信機(3号機設置、3・4号機共用、3号機設置(以下同じ))を、3号機設置、1・2・3・4号機共用、3号機設置(以下同じ)を設置し、火災区域又は火災区域の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「火災感知器」は、P04-添1-1-4-2を再掲。</p>	<p>備考</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「火災感知器」は、P04-添1-1-4-2を再掲。</p>
<p>1.7.2.3.1.1 火災感知器の選定条件等の考慮</p> <p>1.7.2.3.1.2 周囲の伝身を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、周囲の伝身を発生する異なる①種類を組み合わせることで設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>1.7.2.3 火災の感知及び消火</p> <p>1.7.2.3.1 火災感知器の選定条件等の考慮</p> <p>1.7.2.3.1.1 火災感知器の選定条件等の考慮</p> <p>1.7.2.3.1.2 周囲の伝身を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、周囲の伝身を発生する異なる①種類を組み合わせることで設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>2. 火災の感知及び消火</p> <p>火災感知器として、火災感知器(4号機設置)、3号機設置、3・4号機共用、3号機設置、1・2・3・4号機共用、3号機設置(以下同じ)及び火災受信機(3号機設置、3・4号機共用、3号機設置(以下同じ))を、3号機設置、1・2・3・4号機共用、3号機設置(以下同じ)を設置し、火災区域又は火災区域の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「火災感知器」は、P04-添1-1-4-2を再掲。</p>	<p>備考</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「火災感知器」は、P04-添1-1-4-2を再掲。</p>

記載の適正化
(頁番号の変更)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1409 1843 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 1843 1409">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 1843 1052">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 1843 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 279 1843 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1843 1409 2249 1759"> <p>また、消火設備は、震損、暴動作又は設備作が起きた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1843 1052 2249 1409"> <p>また、消火設備は、震損、暴動作又は設備作が起きた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1843 646 2249 1052"> <p>(a) 凍結防止対策 外気温度が約0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を個別に通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の②機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>(b) 風水害対策 デイゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物箱消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリンクラー、全線ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備(ブイゼル発電機前)、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルトレイ消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により②機能及び性能が阻害されるよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消火設備は、風水害により②機能及び性能が阻害されないよう、屋外に凍結防止対策を講じる設計とする。</p> <p>(c) 凍結寒冷対策 消火配管は、凍結時における凍結寒冷対策として、建屋棟内には溶融剤手を採用するとともに、②屋上北はほとんど屋内に設置する。</p> <p>また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を②棟内に設置する。</p> <p>(2) 消火設備 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策設備を設置する火災区域又は火災区域には、設備の震損、暴動作又は設備作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するための必要な機能を有する電気及び機械設備に②影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。</p> </td> <td data-bbox="1843 359 2249 646"> <p>設計及び工事の計画の基礎は、設置許可申請書(本文)の設計及び工事の計画の基礎に於ける自然現象の考慮は、POF-添1-e-9、10を参照。</p> </td> <td data-bbox="1843 279 2249 359"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>また、消火設備は、震損、暴動作又は設備作が起きた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。</p>	<p>また、消火設備は、震損、暴動作又は設備作が起きた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(a) 凍結防止対策 外気温度が約0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を個別に通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の②機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>(b) 風水害対策 デイゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物箱消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリンクラー、全線ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備(ブイゼル発電機前)、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルトレイ消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により②機能及び性能が阻害されるよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消火設備は、風水害により②機能及び性能が阻害されないよう、屋外に凍結防止対策を講じる設計とする。</p> <p>(c) 凍結寒冷対策 消火配管は、凍結時における凍結寒冷対策として、建屋棟内には溶融剤手を採用するとともに、②屋上北はほとんど屋内に設置する。</p> <p>また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を②棟内に設置する。</p> <p>(2) 消火設備 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策設備を設置する火災区域又は火災区域には、設備の震損、暴動作又は設備作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するための必要な機能を有する電気及び機械設備に②影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、設置許可申請書(本文)の設計及び工事の計画の基礎に於ける自然現象の考慮は、POF-添1-e-9、10を参照。</p>		<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>また、消火設備は、震損、暴動作又は設備作が起きた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。</p>	<p>また、消火設備は、震損、暴動作又は設備作が起きた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(a) 凍結防止対策 外気温度が約0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を個別に通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の②機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>(b) 風水害対策 デイゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物箱消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリンクラー、全線ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備(ブイゼル発電機前)、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルトレイ消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により②機能及び性能が阻害されるよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消火設備は、風水害により②機能及び性能が阻害されないよう、屋外に凍結防止対策を講じる設計とする。</p> <p>(c) 凍結寒冷対策 消火配管は、凍結時における凍結寒冷対策として、建屋棟内には溶融剤手を採用するとともに、②屋上北はほとんど屋内に設置する。</p> <p>また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を②棟内に設置する。</p> <p>(2) 消火設備 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策設備を設置する火災区域又は火災区域には、設備の震損、暴動作又は設備作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するための必要な機能を有する電気及び機械設備に②影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は特殊の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な消火設備となる。</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、設置許可申請書(本文)の設計及び工事の計画の基礎に於ける自然現象の考慮は、POF-添1-e-9、10を参照。</p>									

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>0-3-1) 火災感知装置</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を決定し、 題旨の信号を発生する異なる①種類と組み合わせる設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>1.7.2.3.1.1) 火災感知器の選定条件等の考慮の基本的方針を「1.7.1.3.1.1) 火災感知器の選定条件等の考慮」に適用する。</p> <p>1.7.2.3.1.2) 題旨の信号を発生する異なる火災感知器の選定条件等の考慮は、「1.7.2.3.1.1) 火災感知器の選定条件等の考慮」の選定条件等や火災感知器を設置する火災区域又は火災区域で予想される火災の性質を考慮し、火災を早期に感知できるよう、直直の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でないが、炎が発生する赤外線又は赤外線を検知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある多感知器から異なる種類の感知器を組み合わせる設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
<p>スプリングラダーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を積まれた消火活動の実施、プランド運転状況の確認を行う運用とする。</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項</p> <p>スプリングラダーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を積まれた消火活動の実施、プランド運転状況の確認を行う運用とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>(1) 火災感知装置</p> <p>火災感知装置として、火災感知器(4号機設置、3・4号機共用、3号機に設置)、3号機設置、1・2・3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。)及び火災炎炬燵機(3号機設置、3・4号機共用、3号機に設置)、3号機設置、1・2・3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。)を設置し、火災区域又は火災区域の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設式発電機設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p>(a) 火災感知器の選定、動作時の防止及び組合せ</p> <p>火災感知器のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における燃焼条件(放射熱の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置)を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という。)を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知装置場所」という。)について動作を防止するための方針を採り、その中から設置場所ごとに異なる①感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発生する赤外線又は赤外線を検知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない、赤外線感知器、放射線感知器の空間監視に適したアナログ式でない、熱感知器(スポット型又は差動分布型)、場所で使用可能なアナログ式でない、熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、注記なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響に遭したアナログ式の防火型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防煙型の熱感知器及びアナログ式でない防煙型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の熱感知器、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防煙型の熱感知器、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に遭した光ファイバ</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事計画の「1.7.2.3.1.1) 火災感知器の選定条件等の考慮」(本文五号)と「1.7.2.3.1.1) 火災感知器の選定条件等の考慮」(本文五号)との整合性を確認し、一致している。</p>	<p>備考</p> <p>設計及び工事計画の「1.7.2.3.1.1) 火災感知器の選定条件等の考慮」(本文五号)と「1.7.2.3.1.1) 火災感知器の選定条件等の考慮」(本文五号)との整合性を確認し、一致している。</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width: 33%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width: 33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> </td> <td> <p>監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分岐型)及びアナログ式でない煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けやすい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を塵埃を吸引みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない煙感知器は、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができれば屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)及び環境条件(放射線の影響、引火性気体の滞留の上昇、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から屋上の屋上を基準とする②感知方式の感知器等を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選定する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については項目においては求める火災区域内の感知器の性能性及び火災感知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防条例がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分岐型)及びアナログ式でない煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けやすい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を塵埃を吸引みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない煙感知器は、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができれば屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)及び環境条件(放射線の影響、引火性気体の滞留の上昇、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から屋上の屋上を基準とする②感知方式の感知器等を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選定する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については項目においては求める火災区域内の感知器の性能性及び火災感知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防条例がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width: 33%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width: 33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>一式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備した熱リモカメラを運用し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防火型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない炎感知器の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分岐型)及びアナログ式でない煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けやすい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を塵埃を吸引みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない煙感知器は、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができれば屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)及び環境条件(放射線の影響、引火性気体の滞留の上昇、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から屋上の屋上を基準とする②感知方式の感知器等を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> </td> <td> <p>監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分岐型)及びアナログ式でない煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けやすい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を塵埃を吸引みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない煙感知器は、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができれば屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)及び環境条件(放射線の影響、引火性気体の滞留の上昇、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から屋上の屋上を基準とする②感知方式の感知器等を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>一式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備した熱リモカメラを運用し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防火型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない炎感知器の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分岐型)及びアナログ式でない煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けやすい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を塵埃を吸引みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない煙感知器は、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができれば屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)及び環境条件(放射線の影響、引火性気体の滞留の上昇、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から屋上の屋上を基準とする②感知方式の感知器等を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p>	<p>監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分岐型)及びアナログ式でない煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けやすい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を塵埃を吸引みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない煙感知器は、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができれば屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)及び環境条件(放射線の影響、引火性気体の滞留の上昇、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から屋上の屋上を基準とする②感知方式の感知器等を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p>			<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分岐型)及びアナログ式でない煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けやすい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を塵埃を吸引みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない煙感知器は、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができれば屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)及び環境条件(放射線の影響、引火性気体の滞留の上昇、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から屋上の屋上を基準とする②感知方式の感知器等を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選定する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については項目においては求める火災区域内の感知器の性能性及び火災感知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防条例がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p>																				
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>一式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備した熱リモカメラを運用し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防火型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない炎感知器の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分岐型)及びアナログ式でない煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けやすい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を塵埃を吸引みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない煙感知器は、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができれば屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)及び環境条件(放射線の影響、引火性気体の滞留の上昇、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から屋上の屋上を基準とする②感知方式の感知器等を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p>	<p>監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分岐型)及びアナログ式でない煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けやすい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を塵埃を吸引みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない煙感知器は、赤外線を検知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、赤特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができれば屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)及び環境条件(放射線の影響、引火性気体の滞留の上昇、風雨の影響、設備配管)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から屋上の屋上を基準とする②感知方式の感知器等を選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p>																				

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">設置許可申請書（本文）</th> <th style="width:33%;">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th style="width:33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:10%;">整合性</th> <th style="width:10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</td> <td> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場合は、消防法施行規則第29条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができる。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の窮乏を考慮した場合、以下のホ、に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第29条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場合は、感知器等を消防法施行規則第29条第4項に基づき設置した理由と同水準で感知できるように設計することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知することができる設計とし、これができない場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第29条第4項の適用対象ではない限り、火災防護上重要な</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考		ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。	<p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場合は、消防法施行規則第29条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができる。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の窮乏を考慮した場合、以下のホ、に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第29条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場合は、感知器等を消防法施行規則第29条第4項に基づき設置した理由と同水準で感知できるように設計することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知することができる設計とし、これができない場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第29条第4項の適用対象ではない限り、火災防護上重要な</p>			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">設置許可申請書（本文）</th> <th style="width:33%;">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th style="width:33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:10%;">整合性</th> <th style="width:10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</td> <td> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、動作の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第29条第4項に示す、検出装置については即項においては求める火災区域内の感知器の検知性能及び火災報知設備の感知性能と同等以上の規格を定める者令第18条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置することとし、誤作動を防止するための方量を選択する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の1.からiii.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場合は、消防法施行規則第29条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができる。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の窮乏を考慮した場合、以下のホ、に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第29条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考		ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。	<p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、動作の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第29条第4項に示す、検出装置については即項においては求める火災区域内の感知器の検知性能及び火災報知設備の感知性能と同等以上の規格を定める者令第18条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置することとし、誤作動を防止するための方量を選択する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の1.からiii.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場合は、消防法施行規則第29条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができる。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の窮乏を考慮した場合、以下のホ、に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第29条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は</p>			<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
	ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。	<p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場合は、消防法施行規則第29条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができる。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の窮乏を考慮した場合、以下のホ、に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第29条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場合は、感知器等を消防法施行規則第29条第4項に基づき設置した理由と同水準で感知できるように設計することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知することができる設計とし、これができない場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第29条第4項の適用対象ではない限り、火災防護上重要な</p>																				
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
	ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。	<p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、動作の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第29条第4項に示す、検出装置については即項においては求める火災区域内の感知器の検知性能及び火災報知設備の感知性能と同等以上の規格を定める者令第18条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置することとし、誤作動を防止するための方量を選択する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の1.からiii.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場合は、消防法施行規則第29条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができる。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の窮乏を考慮した場合、以下のホ、に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第29条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は</p>																				

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1402 379 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="252 1050 379 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="252 646 379 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="252 352 379 646">整合性</th> <th data-bbox="252 275 379 352">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1402 845 1759"> <p>火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="379 1050 845 1402"> <p>火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="379 646 845 1050"> <p>な機器等、重大事故等対策施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるような感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の運用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を向項において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準等対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="379 352 845 646"> <p>設計及び工事の計画の整合性</p> </td> <td data-bbox="379 275 845 352"> <p>設計及び工事の計画の基準 本設計方針(2)水災の感知及び消火(1)104添付1-1-7を参照。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 04-添付1-1-1-12 -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>な機器等、重大事故等対策施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるような感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の運用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を向項において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準等対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の整合性</p>	<p>設計及び工事の計画の基準 本設計方針(2)水災の感知及び消火(1)104添付1-1-7を参照。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1402 1478 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1350 1050 1478 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1350 646 1478 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1350 352 1478 646">整合性</th> <th data-bbox="1350 275 1478 352">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1478 1402 1982 1759"> <p>屋外エリアは、火災による煙は側面に散逸し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火源又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の警報を防止するため、アナログ式でない切断型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的濃度の高い原子炉格納容器ループ及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本室が発生するようないかなる事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる前熱源等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃焼</p> </td> <td data-bbox="1478 1050 1982 1402"> <p>屋外エリアは、火災による煙は側面に散逸し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火源又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の警報を防止するため、アナログ式でない切断型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的濃度の高い原子炉格納容器ループ及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本室が発生するようないかなる事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる前熱源等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃焼</p> </td> <td data-bbox="1478 646 1982 1050"> <p>は発電所の1年間の集積量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、から、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同水準で感知できるような設計とすることにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができるない場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の運用対象ではないが、屋内に準ずるような機器等、重大事故等対策施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるような感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の運用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を向項において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1478 352 1982 646"> <p>設計及び工事の計画の整合性</p> </td> <td data-bbox="1478 275 1982 352"> <p>設計許可との整合性の観点から、設置許可申請書</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 04-添付1-1-1-12 -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>屋外エリアは、火災による煙は側面に散逸し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火源又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の警報を防止するため、アナログ式でない切断型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的濃度の高い原子炉格納容器ループ及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本室が発生するようないかなる事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる前熱源等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃焼</p>	<p>屋外エリアは、火災による煙は側面に散逸し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火源又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の警報を防止するため、アナログ式でない切断型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的濃度の高い原子炉格納容器ループ及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本室が発生するようないかなる事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる前熱源等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃焼</p>	<p>は発電所の1年間の集積量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、から、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同水準で感知できるような設計とすることにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができるない場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の運用対象ではないが、屋内に準ずるような機器等、重大事故等対策施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるような感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の運用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を向項において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性</p>	<p>設計許可との整合性の観点から、設置許可申請書</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>な機器等、重大事故等対策施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるような感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の運用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を向項において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準等対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の整合性</p>	<p>設計及び工事の計画の基準 本設計方針(2)水災の感知及び消火(1)104添付1-1-7を参照。</p>																		
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>屋外エリアは、火災による煙は側面に散逸し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火源又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の警報を防止するため、アナログ式でない切断型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的濃度の高い原子炉格納容器ループ及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本室が発生するようないかなる事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる前熱源等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃焼</p>	<p>屋外エリアは、火災による煙は側面に散逸し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火源又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の警報を防止するため、アナログ式でない切断型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的濃度の高い原子炉格納容器ループ及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本室が発生するようないかなる事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防煙型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる前熱源等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃焼</p>	<p>は発電所の1年間の集積量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、から、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同水準で感知できるような設計とすることにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができるない場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の運用対象ではないが、屋内に準ずるような機器等、重大事故等対策施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるような感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の運用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を向項において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性</p>	<p>設計許可との整合性の観点から、設置許可申請書</p>																		

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>が気化することを考慮し、アナログ式でない防煙型の熱感知器とアナログ式でない防煙型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない防煙型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、動作を防止する設計とする。アナログ式でない防煙型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、動作を防止する設計とする。</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.1.2 火災の感知及び消火」は 100添付レポートを再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.1.2 火災の感知及び消火」は 100添付レポートを再掲。</p> <p>1.1.2 火災の感知及び消火</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットを設置する火災区域及び燃料ピットを設置する火災区域は、当該火災区域において火災が発生した場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取替用水ピットエリア 燃料取替用水ピットの前面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>(5) 燃料取替用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(6) 燃料ピットエリア 燃料ピットの前面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>上記a.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における燃料線、取付面高さ、湿度、温度、空気流の重要基準、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、非外線量の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるよう、煙直の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でないが、炎が発生する非外線又は非外線感知器とするため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器からなる煙直の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを指定することで、動作を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器の動作を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない場所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.1.2 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 352 1448 499">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1344 499 1448 646">設置許可申請書(添付書類八)該当事項 したがって、概ねヒットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</th> <th data-bbox="1344 646 1448 846">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1344 846 1448 951">整合性</th> <th data-bbox="1344 951 1448 1822">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1448 352 1492 1822">1.7.2.3.1.3 火災受信機</td> <td data-bbox="1492 352 1685 1822"> <p>「1.7.1.3.1.3 火災受信機」の基本方針を適用する。 なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1685 352 1982 1822"> <p>(1) 火災感知設備 a. 火災防壁上重要機器等又は重大事故等対処機(所内常設設備)設置(3系統目)を除く。)及びその電路を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び中央制御室においても中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを採用する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風や雪の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を回復する設計とする。 <中略></p> </td> <td data-bbox="1982 352 2027 1822">設計及び工事の計画の基本設計方針(1)火災感知設備は104添付16-16を参照。</td> <td data-bbox="2027 352 2249 1822"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2249 352 2294 1822">1.7.2.3.1.4 火災感知設備の遠隔監視</td> <td data-bbox="2294 352 2487 1822"></td> <td data-bbox="2487 352 2680 1822"> <p>b. 上記a.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び中央制御室においても中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略></p> </td> <td data-bbox="2680 352 2724 1822"></td> <td data-bbox="2724 352 2858 1822"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項 したがって、概ねヒットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	1.7.2.3.1.3 火災受信機	<p>「1.7.1.3.1.3 火災受信機」の基本方針を適用する。 なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p>	<p>(1) 火災感知設備 a. 火災防壁上重要機器等又は重大事故等対処機(所内常設設備)設置(3系統目)を除く。)及びその電路を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び中央制御室においても中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを採用する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風や雪の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を回復する設計とする。 <中略></p>	設計及び工事の計画の基本設計方針(1)火災感知設備は104添付16-16を参照。		1.7.2.3.1.4 火災感知設備の遠隔監視		<p>b. 上記a.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び中央制御室においても中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略></p>			<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項 したがって、概ねヒットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考													
1.7.2.3.1.3 火災受信機	<p>「1.7.1.3.1.3 火災受信機」の基本方針を適用する。 なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p>	<p>(1) 火災感知設備 a. 火災防壁上重要機器等又は重大事故等対処機(所内常設設備)設置(3系統目)を除く。)及びその電路を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び中央制御室においても中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを採用する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風や雪の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を回復する設計とする。 <中略></p>	設計及び工事の計画の基本設計方針(1)火災感知設備は104添付16-16を参照。														
1.7.2.3.1.4 火災感知設備の遠隔監視		<p>b. 上記a.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び中央制御室においても中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略></p>															

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文) 火災感知設備は、全交直動力電源機室等において火災の感知が可能となるよう①電源機室及び②中央制御室及び③非常用電源室及び④非常用電源室に設置する火災感知設備は、全交直動力電源機室等において火災の感知が可能となるよう、消防法を満足する蓄電池を有し、この蓄電池は、代替電源又は火災感知設備が供給開始されるまでの容量を有し、また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備については、非常用電源からの受電も可能とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項 火災感知設備は、外部電源喪失又は全交直動力電源機室等において火災の感知が可能となるため、非常用電源又は代替電源から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内設置直交電源設備(3系統目)及びその電源を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備は、①非常用電源からの受電も可能とする。 <中略> b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備は、外部電源喪失又は全交直動力電源機室等において火災の感知が可能となるため、非常用電源である[]から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、所内設置直交電源設備(3系統目)及びその電源を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備は、①非常用電源からの受電も可能とする。 <中略> (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内設置直交電源設備(3系統目)及びその電源を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]</p>	<p>整合性 設計及び工事の計画の①火災感知設備は、設置許可申請書本文の①の①の設置を具体的に記載していること、②、③、④を併記していること、</p> <p>設計及び工事の計画の①火災感知設備は、設置許可申請書本文の①の①の設置を具体的に記載していること、②、③、④を併記していること、</p>

記載の適正化

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
<p>(6-8-2) 消火設備</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面で、火災発生時の煙の充満①等により消火活動が困難となる場合には、スプリンクラー、ハロー消火設備②等の自動消火設備又は手動機作による明滅式消火設備を設置し、消火を行う設計とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 2249 1455">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 2249 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 2249 1052">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 2249 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 279 2249 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1463 1402 2249 1829"> <p>(2) 消火設備</p> <p>1.7.2.3.2 消火設備 1.7.2.3.2.1 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面に設置する消火設備 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面には、消火設備は、当該火災区域又は火災区域面が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面であることを考慮して設計する。</p> <p>(3) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面には、自動消火設備又は手動機作可能な明滅式消火設備若しくは消火設備を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1463 1052 2249 1402"> <p>(2) 消火設備</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面には、消火設備は、当該火災区域又は火災区域面が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面であることを考慮して設計する。</p> <p>(3) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面には、自動消火設備又は手動機作可能な明滅式消火設備若しくは消火設備を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1463 646 2249 1052"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災防壁上重要な機器等又は重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面には、設備の破損、移動又は損傷により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満①又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動機作可能な明滅式消火設備であるスプリンクラー(1号機設備)、3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。)、②全長スロト消火設備(4号機設備)、3号機共用、3号機に設置(以下同じ。)、②前面ハロー消火設備、②フェーズナシ消火設備、②二酸化炭素消火設備、三乙ロゾル消火設備(4号機設備)、3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。)、②水噴霧消火設備(3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。))、②二酸化炭素消火設備(3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。))、②遠隔投込装置(3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。))により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、自動消火設備である潜水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>スプリンクラーは、消火対象が室外範囲内に入る設計とし、動作後は消火状態の検出、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>フロアケーブクルフトを撤く中央制御室及び中央制御室は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防壁上重要な機器等又は重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面の消火設備は、以下の設計を行う。</p> </td> <td data-bbox="1463 359 2249 646"> <p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の記載と①、②は、設置許可申請書(本文)の①、②の内容を具体的に記載していること、および、裏付けしている。</p> </td> <td data-bbox="1463 279 2249 359"> <p>備考</p> <p>設計及び工事の計画の記載と本設計方針(2)消火設備1は、図1-1-1-18,38,39を参照。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>(2) 消火設備</p> <p>1.7.2.3.2 消火設備 1.7.2.3.2.1 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面に設置する消火設備 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面には、消火設備は、当該火災区域又は火災区域面が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面であることを考慮して設計する。</p> <p>(3) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面には、自動消火設備又は手動機作可能な明滅式消火設備若しくは消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>(2) 消火設備</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面には、消火設備は、当該火災区域又は火災区域面が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面であることを考慮して設計する。</p> <p>(3) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面には、自動消火設備又は手動機作可能な明滅式消火設備若しくは消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災防壁上重要な機器等又は重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面には、設備の破損、移動又は損傷により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満①又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動機作可能な明滅式消火設備であるスプリンクラー(1号機設備)、3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。)、②全長スロト消火設備(4号機設備)、3号機共用、3号機に設置(以下同じ。)、②前面ハロー消火設備、②フェーズナシ消火設備、②二酸化炭素消火設備、三乙ロゾル消火設備(4号機設備)、3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。)、②水噴霧消火設備(3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。))、②二酸化炭素消火設備(3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。))、②遠隔投込装置(3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。))により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、自動消火設備である潜水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>スプリンクラーは、消火対象が室外範囲内に入る設計とし、動作後は消火状態の検出、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>フロアケーブクルフトを撤く中央制御室及び中央制御室は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防壁上重要な機器等又は重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面の消火設備は、以下の設計を行う。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の記載と①、②は、設置許可申請書(本文)の①、②の内容を具体的に記載していること、および、裏付けしている。</p>	<p>備考</p> <p>設計及び工事の計画の記載と本設計方針(2)消火設備1は、図1-1-1-18,38,39を参照。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>(2) 消火設備</p> <p>1.7.2.3.2 消火設備 1.7.2.3.2.1 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面に設置する消火設備 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面には、消火設備は、当該火災区域又は火災区域面が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面であることを考慮して設計する。</p> <p>(3) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面には、自動消火設備又は手動機作可能な明滅式消火設備若しくは消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>(2) 消火設備</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面には、消火設備は、当該火災区域又は火災区域面が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面であることを考慮して設計する。</p> <p>(3) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域面には、自動消火設備又は手動機作可能な明滅式消火設備若しくは消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災防壁上重要な機器等又は重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面には、設備の破損、移動又は損傷により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満①又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動機作可能な明滅式消火設備であるスプリンクラー(1号機設備)、3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。)、②全長スロト消火設備(4号機設備)、3号機共用、3号機に設置(以下同じ。)、②前面ハロー消火設備、②フェーズナシ消火設備、②二酸化炭素消火設備、三乙ロゾル消火設備(4号機設備)、3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。)、②水噴霧消火設備(3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。))、②二酸化炭素消火設備(3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。))、②遠隔投込装置(3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。))により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、自動消火設備である潜水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>スプリンクラーは、消火対象が室外範囲内に入る設計とし、動作後は消火状態の検出、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>フロアケーブクルフトを撤く中央制御室及び中央制御室は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防壁上重要な機器等又は重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域面の消火設備は、以下の設計を行う。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の記載と①、②は、設置許可申請書(本文)の①、②の内容を具体的に記載していること、および、裏付けしている。</p>	<p>備考</p> <p>設計及び工事の計画の記載と本設計方針(2)消火設備1は、図1-1-1-18,38,39を参照。</p>								

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 361 1397 499">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 499 1397 638">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 638 1397 777">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 777 1397 915">整合性</th> <th data-bbox="1347 915 1397 1054">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1397 361 1893 499"> <p>ガス形水設備を設ける場合は、①以下の種類等に応じて動作用に②職員等の退出ができるよう警報を発生する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1397 499 1893 638"> <p>1.7.3.3.11 固定式ガス形水設備の退出警報 「1.7.1.3.2.13. 固定式ガス形水設備の退出警報」の基本方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1397 638 1893 777"> <p>e. 消火設備の警報 (b) 固定式ガス形水設備の退出警報 固定式ガス形水設備として設ける①会場フロア、機房フロア、燃料貯蔵庫、二酸化炭素貯蔵庫、エレクトロニクスフロア上層水設備は、動作用に②職員等以外の者の退出ができるよう警報を発生する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1397 777 1893 915"> <p>設計及び工事の計画の①は、設置許可申請書(本文)の①の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り、設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り。</p> </td> <td data-bbox="1397 915 1893 1054"> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針(h) 固定式ガス形水設備の退出警報はP04-添1-e-18、19を再掲。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1893 361 2252 499"> <p>消火用水供給量は、2時間の最大放水量を確保し、 消火用水供給量は、2時間の最大放水量を確保し、</p> </td> <td data-bbox="1893 499 2252 638"> <p>1.7.3.3.6 消火用水の最大放水量の確保 「1.7.1.3.2.8 消火用水の最大放水量の確保」の基本方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1893 638 2252 777"> <p>a. 消火設備の消火剤の容量 <中略> 消火用水供給系の水源である淡水タンク(3号機設備、1・2・3・4号機共用(以下同じ))、濃縮等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水タンクアップタンク(3号機設備、3・4号機共用(以下同じ))は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量②の40%を確保する設計とする。 屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> </td> <td data-bbox="1893 777 2252 915"> <p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り。</p> </td> <td data-bbox="1893 915 2252 1054"> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「a. 消火設備の消火剤の容量」はP04-添1-e-19を再掲。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2252 361 2852 499"> <p>屋内消水系統と共用しない消火水を優先する設計並びに</p> </td> <td data-bbox="2252 499 2852 638"> <p>1.7.3.3.7 消火用水の優先供給 「1.7.1.3.2.9 消火用水の優先供給」の基本方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="2252 638 2852 777"> <p>b. 消火設備の系統構成 (c) 消火用水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系統は、屋内消水系統と共用しない運用により、消火水を優先する設計とする。具体的には、本廠である淡水タンク及び消火水タンクアップタンクには、「a. 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて屋内消水系統を閉鎖等の運用を要するよう設計する。</p> </td> <td data-bbox="2252 777 2852 915"> <p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り。</p> </td> <td data-bbox="2252 915 2852 1054"> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「c) 消火用水の優先供給」はP04-添1-e-19、20を再掲。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>ガス形水設備を設ける場合は、①以下の種類等に応じて動作用に②職員等の退出ができるよう警報を発生する設計とする。</p>	<p>1.7.3.3.11 固定式ガス形水設備の退出警報 「1.7.1.3.2.13. 固定式ガス形水設備の退出警報」の基本方針を適用する。</p>	<p>e. 消火設備の警報 (b) 固定式ガス形水設備の退出警報 固定式ガス形水設備として設ける①会場フロア、機房フロア、燃料貯蔵庫、二酸化炭素貯蔵庫、エレクトロニクスフロア上層水設備は、動作用に②職員等以外の者の退出ができるよう警報を発生する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の①は、設置許可申請書(本文)の①の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り、設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針(h) 固定式ガス形水設備の退出警報はP04-添1-e-18、19を再掲。</p>	<p>消火用水供給量は、2時間の最大放水量を確保し、 消火用水供給量は、2時間の最大放水量を確保し、</p>	<p>1.7.3.3.6 消火用水の最大放水量の確保 「1.7.1.3.2.8 消火用水の最大放水量の確保」の基本方針を適用する。</p>	<p>a. 消火設備の消火剤の容量 <中略> 消火用水供給系の水源である淡水タンク(3号機設備、1・2・3・4号機共用(以下同じ))、濃縮等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水タンクアップタンク(3号機設備、3・4号機共用(以下同じ))は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量②の40%を確保する設計とする。 屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p>	<p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「a. 消火設備の消火剤の容量」はP04-添1-e-19を再掲。</p>	<p>屋内消水系統と共用しない消火水を優先する設計並びに</p>	<p>1.7.3.3.7 消火用水の優先供給 「1.7.1.3.2.9 消火用水の優先供給」の基本方針を適用する。</p>	<p>b. 消火設備の系統構成 (c) 消火用水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系統は、屋内消水系統と共用しない運用により、消火水を優先する設計とする。具体的には、本廠である淡水タンク及び消火水タンクアップタンクには、「a. 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて屋内消水系統を閉鎖等の運用を要するよう設計する。</p>	<p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「c) 消火用水の優先供給」はP04-添1-e-19、20を再掲。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>ガス形水設備を設ける場合は、①以下の種類等に応じて動作用に②職員等の退出ができるよう警報を発生する設計とする。</p>	<p>1.7.3.3.11 固定式ガス形水設備の退出警報 「1.7.1.3.2.13. 固定式ガス形水設備の退出警報」の基本方針を適用する。</p>	<p>e. 消火設備の警報 (b) 固定式ガス形水設備の退出警報 固定式ガス形水設備として設ける①会場フロア、機房フロア、燃料貯蔵庫、二酸化炭素貯蔵庫、エレクトロニクスフロア上層水設備は、動作用に②職員等以外の者の退出ができるよう警報を発生する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の①は、設置許可申請書(本文)の①の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り、設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針(h) 固定式ガス形水設備の退出警報はP04-添1-e-18、19を再掲。</p>																		
<p>消火用水供給量は、2時間の最大放水量を確保し、 消火用水供給量は、2時間の最大放水量を確保し、</p>	<p>1.7.3.3.6 消火用水の最大放水量の確保 「1.7.1.3.2.8 消火用水の最大放水量の確保」の基本方針を適用する。</p>	<p>a. 消火設備の消火剤の容量 <中略> 消火用水供給系の水源である淡水タンク(3号機設備、1・2・3・4号機共用(以下同じ))、濃縮等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水タンクアップタンク(3号機設備、3・4号機共用(以下同じ))は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量②の40%を確保する設計とする。 屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p>	<p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「a. 消火設備の消火剤の容量」はP04-添1-e-19を再掲。</p>																		
<p>屋内消水系統と共用しない消火水を優先する設計並びに</p>	<p>1.7.3.3.7 消火用水の優先供給 「1.7.1.3.2.9 消火用水の優先供給」の基本方針を適用する。</p>	<p>b. 消火設備の系統構成 (c) 消火用水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系統は、屋内消水系統と共用しない運用により、消火水を優先する設計とする。具体的には、本廠である淡水タンク及び消火水タンクアップタンクには、「a. 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて屋内消水系統を閉鎖等の運用を要するよう設計する。</p>	<p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を具体的な内容として取り、整合性として取り。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「c) 消火用水の優先供給」はP04-添1-e-19、20を再掲。</p>																		

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<p>変更前</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1409 1982 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 1982 1409">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 1982 1052">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 1982 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 279 1982 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1448 1409 1881 1759"> <p>水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。 また、屋外、屋外の消火制御を考慮し、消火栓を配置する上 とよに。 移動式消火設備を配置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1448 1052 1881 1409"> <p>1.7.2.3.2.2 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.9 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.10 消火栓の配置 「1.7.1.3.2.12 消火栓の配置」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.5 移動式消火設備の配置 「1.7.1.3.2.7 移動式消火設備」の基本方針を適用す る。</p> </td> <td data-bbox="1448 646 1881 1052"> <p>用により、消火を確保する設計とする。 b、消火設備の系統構成 (a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系は、電動消火ポンプ(3号機設備、3・4号機共用)(以 下同じ)、ディーゼル消火ポンプ(3号機設備、1・2・3・4号機 (以下同じ))及び緊急用消火ポンプ(3号機設備、1・2・3・4号機 共用)(以下同じ))の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基 の設置による多重性を有する設計とする。 また、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2号の消火水 バックアップポンプ(3号機設備、3・4号機共用)(以下同じ)、6基の 消火バックアップポンプの設置により多重性を有する設計とする。 原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない 場合に備え、2号の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1基の燃料取 替用ホットを設置する設計とする。静的機器である燃料取扱替用ホット は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とする。 d、消火設備の配置上の考慮 (c) 消火栓の配置 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設を設置する火災区域又は 火災区域に設置する消火栓は、消火活動に支障を及ぼし、屋内消火栓又は 屋外用消火栓を設置する。 e、その他 (a) 移動式消火設備(3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に 保管)(以下同じ)) 移動式消火設備は、緊急の火災を抑制した消火活動が可能に水圧を有し、 機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車が点検又は故障の場合に 備え、予備を1台配備する設計とする。 a、消火設備の消火水の容量 消火設備の消火水は、想定される火災の性質(急激な温度変化、爆の濃度 の上昇、余外輻射の上昇)に反応した十分な容量を確保するために、スプリン クラー、全粒ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、 水噴霧消火設備及びフロアクープアルタクト消火設備については消防法施行 規則に基づき消火水を配備する設計とする。 また、クープアルタクト消火設備の消火水は、実証試験により消火性能を確 認した状態の消火水量以上となる容量以上を確保するよう設計する。エア</p> </td> <td data-bbox="1448 359 1881 646"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 消火用 水供給系の多重性又は多 様性」はPM-添1-e-20 を参照。</p> </td> <td data-bbox="1448 279 1881 359"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1881 1409 2249 1759"> <p>また、屋外、屋外の消火制御を考慮し、消火栓を配置する上 とよに。 移動式消火設備を配置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1881 1052 2249 1409"> <p>1.7.2.3.2.2 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.9 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.10 消火栓の配置 「1.7.1.3.2.12 消火栓の配置」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.5 移動式消火設備の配置 「1.7.1.3.2.7 移動式消火設備」の基本方針を適用す る。</p> </td> <td data-bbox="1881 646 2249 1052"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(c) 消火栓 の配置」はPM-添1-e- 20を参照。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 移動式 消火設備」はPM-添1-e- 20を参照。</p> </td> <td data-bbox="1881 359 2249 646"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 消火用 水供給系の多重性又は多 様性」はPM-添1-e-20 を参照。</p> </td> <td data-bbox="1881 279 2249 359"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2249 1409 2368 1759"> <p>消火設備の消火水は、想定される火災の性質に反応した十分な容 量を確保し、</p> </td> <td data-bbox="2249 1052 2368 1409"> <p>1.7.2.3.2.4 想定火災の性質に反応した消火水の容量 「1.7.1.3.2.6 想定火災の性質に反応した消火水の容量」の基本 方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="2249 646 2368 1052"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「a、消火設備 の消火水の容量」はPM- 添1-e-20,21を参照。</p> </td> <td data-bbox="2249 359 2368 646"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「a、消火設備 の消火水の容量」はPM- 添1-e-20,21を参照。</p> </td> <td data-bbox="2249 279 2368 359"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。 また、屋外、屋外の消火制御を考慮し、消火栓を配置する上 とよに。 移動式消火設備を配置する設計とする。</p>	<p>1.7.2.3.2.2 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.9 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.10 消火栓の配置 「1.7.1.3.2.12 消火栓の配置」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.5 移動式消火設備の配置 「1.7.1.3.2.7 移動式消火設備」の基本方針を適用す る。</p>	<p>用により、消火を確保する設計とする。 b、消火設備の系統構成 (a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系は、電動消火ポンプ(3号機設備、3・4号機共用)(以 下同じ)、ディーゼル消火ポンプ(3号機設備、1・2・3・4号機 (以下同じ))及び緊急用消火ポンプ(3号機設備、1・2・3・4号機 共用)(以下同じ))の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基 の設置による多重性を有する設計とする。 また、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2号の消火水 バックアップポンプ(3号機設備、3・4号機共用)(以下同じ)、6基の 消火バックアップポンプの設置により多重性を有する設計とする。 原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない 場合に備え、2号の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1基の燃料取 替用ホットを設置する設計とする。静的機器である燃料取扱替用ホット は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とする。 d、消火設備の配置上の考慮 (c) 消火栓の配置 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設を設置する火災区域又は 火災区域に設置する消火栓は、消火活動に支障を及ぼし、屋内消火栓又は 屋外用消火栓を設置する。 e、その他 (a) 移動式消火設備(3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に 保管)(以下同じ)) 移動式消火設備は、緊急の火災を抑制した消火活動が可能に水圧を有し、 機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車が点検又は故障の場合に 備え、予備を1台配備する設計とする。 a、消火設備の消火水の容量 消火設備の消火水は、想定される火災の性質(急激な温度変化、爆の濃度 の上昇、余外輻射の上昇)に反応した十分な容量を確保するために、スプリン クラー、全粒ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、 水噴霧消火設備及びフロアクープアルタクト消火設備については消防法施行 規則に基づき消火水を配備する設計とする。 また、クープアルタクト消火設備の消火水は、実証試験により消火性能を確 認した状態の消火水量以上となる容量以上を確保するよう設計する。エア</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 消火用 水供給系の多重性又は多 様性」はPM-添1-e-20 を参照。</p>		<p>また、屋外、屋外の消火制御を考慮し、消火栓を配置する上 とよに。 移動式消火設備を配置する設計とする。</p>	<p>1.7.2.3.2.2 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.9 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.10 消火栓の配置 「1.7.1.3.2.12 消火栓の配置」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.5 移動式消火設備の配置 「1.7.1.3.2.7 移動式消火設備」の基本方針を適用す る。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(c) 消火栓 の配置」はPM-添1-e- 20を参照。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 移動式 消火設備」はPM-添1-e- 20を参照。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 消火用 水供給系の多重性又は多 様性」はPM-添1-e-20 を参照。</p>		<p>消火設備の消火水は、想定される火災の性質に反応した十分な容 量を確保し、</p>	<p>1.7.2.3.2.4 想定火災の性質に反応した消火水の容量 「1.7.1.3.2.6 想定火災の性質に反応した消火水の容量」の基本 方針を適用する。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「a、消火設備 の消火水の容量」はPM- 添1-e-20,21を参照。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「a、消火設備 の消火水の容量」はPM- 添1-e-20,21を参照。</p>		<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。 また、屋外、屋外の消火制御を考慮し、消火栓を配置する上 とよに。 移動式消火設備を配置する設計とする。</p>	<p>1.7.2.3.2.2 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.9 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.10 消火栓の配置 「1.7.1.3.2.12 消火栓の配置」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.5 移動式消火設備の配置 「1.7.1.3.2.7 移動式消火設備」の基本方針を適用す る。</p>	<p>用により、消火を確保する設計とする。 b、消火設備の系統構成 (a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系は、電動消火ポンプ(3号機設備、3・4号機共用)(以 下同じ)、ディーゼル消火ポンプ(3号機設備、1・2・3・4号機 (以下同じ))及び緊急用消火ポンプ(3号機設備、1・2・3・4号機 共用)(以下同じ))の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基 の設置による多重性を有する設計とする。 また、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2号の消火水 バックアップポンプ(3号機設備、3・4号機共用)(以下同じ)、6基の 消火バックアップポンプの設置により多重性を有する設計とする。 原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない 場合に備え、2号の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1基の燃料取 替用ホットを設置する設計とする。静的機器である燃料取扱替用ホット は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とする。 d、消火設備の配置上の考慮 (c) 消火栓の配置 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設を設置する火災区域又は 火災区域に設置する消火栓は、消火活動に支障を及ぼし、屋内消火栓又は 屋外用消火栓を設置する。 e、その他 (a) 移動式消火設備(3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に 保管)(以下同じ)) 移動式消火設備は、緊急の火災を抑制した消火活動が可能に水圧を有し、 機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車が点検又は故障の場合に 備え、予備を1台配備する設計とする。 a、消火設備の消火水の容量 消火設備の消火水は、想定される火災の性質(急激な温度変化、爆の濃度 の上昇、余外輻射の上昇)に反応した十分な容量を確保するために、スプリン クラー、全粒ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、 水噴霧消火設備及びフロアクープアルタクト消火設備については消防法施行 規則に基づき消火水を配備する設計とする。 また、クープアルタクト消火設備の消火水は、実証試験により消火性能を確 認した状態の消火水量以上となる容量以上を確保するよう設計する。エア</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 消火用 水供給系の多重性又は多 様性」はPM-添1-e-20 を参照。</p>																			
<p>また、屋外、屋外の消火制御を考慮し、消火栓を配置する上 とよに。 移動式消火設備を配置する設計とする。</p>	<p>1.7.2.3.2.2 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.9 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 「1.7.1.3.2.3 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」の 基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.10 消火栓の配置 「1.7.1.3.2.12 消火栓の配置」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.2.5 移動式消火設備の配置 「1.7.1.3.2.7 移動式消火設備」の基本方針を適用す る。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(c) 消火栓 の配置」はPM-添1-e- 20を参照。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 移動式 消火設備」はPM-添1-e- 20を参照。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 消火用 水供給系の多重性又は多 様性」はPM-添1-e-20 を参照。</p>																			
<p>消火設備の消火水は、想定される火災の性質に反応した十分な容 量を確保し、</p>	<p>1.7.2.3.2.4 想定火災の性質に反応した消火水の容量 「1.7.1.3.2.6 想定火災の性質に反応した消火水の容量」の基本 方針を適用する。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「a、消火設備 の消火水の容量」はPM- 添1-e-20,21を参照。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「a、消火設備 の消火水の容量」はPM- 添1-e-20,21を参照。</p>																			

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
<p>変更前</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 359 1368 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1368 359 1391 1759">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1391 359 1415 1759">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="1415 359 1439 1759">整合性</th> <th data-bbox="1439 359 1463 1759">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1463 359 1685 1759"> <p>管理区域で放出された場合、放射性物質を含むおそれのある排水の管理区域外への流出を防止する設計とする。</p> <p>③排水設備は、火災の発生による直接的な影響、流出液体等による二次的影響を受けず、火災が発生していない、重大事故等が原因に直接影響を及ぼさないよう④設置し、</p> </td> <td data-bbox="1685 359 1982 1759"> <p>1.7.2.3.2.12 管理区域からの放出排水の流出防止 「1.7.1.3.2.14 管理区域からの放出排水の流出防止」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.2.3 火災に対する二次的影響の考慮 「1.7.1.3.2.5 火災に対する二次的影響の考慮」の基本方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1982 359 2249 1759"> <p>設計及び工事計画 該当事項 ロゾル 消火設備の排水槽は、112775ft³(red Condensed Atmos) Extinguishing System (Units) で要求された消火剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。遠隔排水設備は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。 <中略></p> <p>d. 排水設備の配置上の考慮 (b) 管理区域からの放出排水の流出防止 管理区域で放出した排水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>d. 排水設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 ③火災による二次的影響の考慮 ④火災による二次的影響の考慮 ⑤火災による二次的影響の考慮 ⑥火災による二次的影響の考慮 ⑦火災による二次的影響の考慮 ⑧火災による二次的影響の考慮 ⑨火災による二次的影響の考慮 ⑩火災による二次的影響の考慮 ⑪火災による二次的影響の考慮 ⑫火災による二次的影響の考慮 ⑬火災による二次的影響の考慮 ⑭火災による二次的影響の考慮 ⑮火災による二次的影響の考慮 ⑯火災による二次的影響の考慮 ⑰火災による二次的影響の考慮 ⑱火災による二次的影響の考慮 ⑲火災による二次的影響の考慮 ⑳火災による二次的影響の考慮 ㉑火災による二次的影響の考慮 ㉒火災による二次的影響の考慮 ㉓火災による二次的影響の考慮 ㉔火災による二次的影響の考慮 ㉕火災による二次的影響の考慮 ㉖火災による二次的影響の考慮 ㉗火災による二次的影響の考慮 ㉘火災による二次的影響の考慮 ㉙火災による二次的影響の考慮 ㉚火災による二次的影響の考慮 ㉛火災による二次的影響の考慮 ㉜火災による二次的影響の考慮 ㉝火災による二次的影響の考慮 ㉞火災による二次的影響の考慮 ㉟火災による二次的影響の考慮 ㊱火災による二次的影響の考慮 ㊲火災による二次的影響の考慮 ㊳火災による二次的影響の考慮 ㊴火災による二次的影響の考慮 ㊵火災による二次的影響の考慮 ㊶火災による二次的影響の考慮 ㊷火災による二次的影響の考慮 ㊸火災による二次的影響の考慮 ㊹火災による二次的影響の考慮 ㊺火災による二次的影響の考慮 ㊻火災による二次的影響の考慮 ㊼火災による二次的影響の考慮 ㊽火災による二次的影響の考慮 ㊾火災による二次的影響の考慮 ㊿火災による二次的影響の考慮</p> </td> <td data-bbox="2249 359 2368 1759"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針 (b) 管理区 域内からの放出排水の 流出防止」は P04-添1- e-21 を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針 (a) 火災に よる二次的影響の考慮」 は P04-添1-e-21.22 を 再掲。</p> </td> <td data-bbox="2368 359 2487 1759"> <p>設計及び工事の計画の整合性は、設置許可申請書(本文)の③を具体的に記載し、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の整合性は、設置許可申請書(本文)の④の記載を具体的に記載し、整合している。</p> <p style="text-align: right;">- 04-添1-e-19 -</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	<p>管理区域で放出された場合、放射性物質を含むおそれのある排水の管理区域外への流出を防止する設計とする。</p> <p>③排水設備は、火災の発生による直接的な影響、流出液体等による二次的影響を受けず、火災が発生していない、重大事故等が原因に直接影響を及ぼさないよう④設置し、</p>	<p>1.7.2.3.2.12 管理区域からの放出排水の流出防止 「1.7.1.3.2.14 管理区域からの放出排水の流出防止」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.2.3 火災に対する二次的影響の考慮 「1.7.1.3.2.5 火災に対する二次的影響の考慮」の基本方針を適用する。</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項 ロゾル 消火設備の排水槽は、112775ft³(red Condensed Atmos) Extinguishing System (Units) で要求された消火剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。遠隔排水設備は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。 <中略></p> <p>d. 排水設備の配置上の考慮 (b) 管理区域からの放出排水の流出防止 管理区域で放出した排水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>d. 排水設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 ③火災による二次的影響の考慮 ④火災による二次的影響の考慮 ⑤火災による二次的影響の考慮 ⑥火災による二次的影響の考慮 ⑦火災による二次的影響の考慮 ⑧火災による二次的影響の考慮 ⑨火災による二次的影響の考慮 ⑩火災による二次的影響の考慮 ⑪火災による二次的影響の考慮 ⑫火災による二次的影響の考慮 ⑬火災による二次的影響の考慮 ⑭火災による二次的影響の考慮 ⑮火災による二次的影響の考慮 ⑯火災による二次的影響の考慮 ⑰火災による二次的影響の考慮 ⑱火災による二次的影響の考慮 ⑲火災による二次的影響の考慮 ⑳火災による二次的影響の考慮 ㉑火災による二次的影響の考慮 ㉒火災による二次的影響の考慮 ㉓火災による二次的影響の考慮 ㉔火災による二次的影響の考慮 ㉕火災による二次的影響の考慮 ㉖火災による二次的影響の考慮 ㉗火災による二次的影響の考慮 ㉘火災による二次的影響の考慮 ㉙火災による二次的影響の考慮 ㉚火災による二次的影響の考慮 ㉛火災による二次的影響の考慮 ㉜火災による二次的影響の考慮 ㉝火災による二次的影響の考慮 ㉞火災による二次的影響の考慮 ㉟火災による二次的影響の考慮 ㊱火災による二次的影響の考慮 ㊲火災による二次的影響の考慮 ㊳火災による二次的影響の考慮 ㊴火災による二次的影響の考慮 ㊵火災による二次的影響の考慮 ㊶火災による二次的影響の考慮 ㊷火災による二次的影響の考慮 ㊸火災による二次的影響の考慮 ㊹火災による二次的影響の考慮 ㊺火災による二次的影響の考慮 ㊻火災による二次的影響の考慮 ㊼火災による二次的影響の考慮 ㊽火災による二次的影響の考慮 ㊾火災による二次的影響の考慮 ㊿火災による二次的影響の考慮</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針 (b) 管理区 域内からの放出排水の 流出防止」は P04-添1- e-21 を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針 (a) 火災に よる二次的影響の考慮」 は P04-添1-e-21.22 を 再掲。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、設置許可申請書(本文)の③を具体的に記載し、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の整合性は、設置許可申請書(本文)の④の記載を具体的に記載し、整合している。</p> <p style="text-align: right;">- 04-添1-e-19 -</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考								
<p>管理区域で放出された場合、放射性物質を含むおそれのある排水の管理区域外への流出を防止する設計とする。</p> <p>③排水設備は、火災の発生による直接的な影響、流出液体等による二次的影響を受けず、火災が発生していない、重大事故等が原因に直接影響を及ぼさないよう④設置し、</p>	<p>1.7.2.3.2.12 管理区域からの放出排水の流出防止 「1.7.1.3.2.14 管理区域からの放出排水の流出防止」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.2.3 火災に対する二次的影響の考慮 「1.7.1.3.2.5 火災に対する二次的影響の考慮」の基本方針を適用する。</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項 ロゾル 消火設備の排水槽は、112775ft³(red Condensed Atmos) Extinguishing System (Units) で要求された消火剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。遠隔排水設備は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。 <中略></p> <p>d. 排水設備の配置上の考慮 (b) 管理区域からの放出排水の流出防止 管理区域で放出した排水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>d. 排水設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 ③火災による二次的影響の考慮 ④火災による二次的影響の考慮 ⑤火災による二次的影響の考慮 ⑥火災による二次的影響の考慮 ⑦火災による二次的影響の考慮 ⑧火災による二次的影響の考慮 ⑨火災による二次的影響の考慮 ⑩火災による二次的影響の考慮 ⑪火災による二次的影響の考慮 ⑫火災による二次的影響の考慮 ⑬火災による二次的影響の考慮 ⑭火災による二次的影響の考慮 ⑮火災による二次的影響の考慮 ⑯火災による二次的影響の考慮 ⑰火災による二次的影響の考慮 ⑱火災による二次的影響の考慮 ⑲火災による二次的影響の考慮 ⑳火災による二次的影響の考慮 ㉑火災による二次的影響の考慮 ㉒火災による二次的影響の考慮 ㉓火災による二次的影響の考慮 ㉔火災による二次的影響の考慮 ㉕火災による二次的影響の考慮 ㉖火災による二次的影響の考慮 ㉗火災による二次的影響の考慮 ㉘火災による二次的影響の考慮 ㉙火災による二次的影響の考慮 ㉚火災による二次的影響の考慮 ㉛火災による二次的影響の考慮 ㉜火災による二次的影響の考慮 ㉝火災による二次的影響の考慮 ㉞火災による二次的影響の考慮 ㉟火災による二次的影響の考慮 ㊱火災による二次的影響の考慮 ㊲火災による二次的影響の考慮 ㊳火災による二次的影響の考慮 ㊴火災による二次的影響の考慮 ㊵火災による二次的影響の考慮 ㊶火災による二次的影響の考慮 ㊷火災による二次的影響の考慮 ㊸火災による二次的影響の考慮 ㊹火災による二次的影響の考慮 ㊺火災による二次的影響の考慮 ㊻火災による二次的影響の考慮 ㊼火災による二次的影響の考慮 ㊽火災による二次的影響の考慮 ㊾火災による二次的影響の考慮 ㊿火災による二次的影響の考慮</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針 (b) 管理区 域内からの放出排水の 流出防止」は P04-添1- e-21 を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針 (a) 火災に よる二次的影響の考慮」 は P04-添1-e-21.22 を 再掲。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、設置許可申請書(本文)の③を具体的に記載し、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の整合性は、設置許可申請書(本文)の④の記載を具体的に記載し、整合している。</p> <p style="text-align: right;">- 04-添1-e-19 -</p>								

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>全交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、</p> <p>1.7.2.3.2.9 消火設備の電源確保 作動に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。ただし、消火水バクアップポンプは、代替電源から受電すること で、全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>1.7.2.3.2.8 消火設備の放電警報 「1.7.1.3.2.10 消火設備の放電警報」の基本方針を適用する。</p> <p>中央制御室又は 放電警報を発生する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>c. 消火設備の電源確保 ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。 消火水バクアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非交流電源又は代替電源から受電すること、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。 スプリンクラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブリング消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の放電警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バクアップポンプ、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、二酸化炭素消火設備、ケーブリング消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブリング消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の放電警報を中央制御室又は 三発生する設計とする。</p> <p>g. その他 (b) 消火用の照明器具 建内への消火栓、消火設備取付機の設置場所及び設置場所への通路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火 <中略> 火災区域又は火災区域の火災感知区域及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の損傷クラス及び重大事故等対応施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加減速試験又は解析、評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>(2) 消火設備 f. 消火設備に対する自然現象の考慮</p>	<p>整合性 ている。</p> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「c. 消火設備 の電源確保」は PO4-添1- 1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 消火設 備の放電警報」は PO4-添 1-1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(b) 消火用 の照明器具」は PO4-添1- 1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「1. 1. 2 火災の感知及び消火」は PO4-添1-1-e-37を再掲。</p> <p>- PO4-添1-e-50 -</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 2252 1455">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 2252 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 2252 1052">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 2252 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 279 2252 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1402 2252 1455"> 1.7.2.3.3.1 凍結防止対策 「1.7.1.3.3.1 凍結防止対策」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.3.2 風水害対策 「1.7.1.3.3.2 風水害対策」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.3.3 地震対策 (1) 地震対策 屋内の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火設備は、原則による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能な設計とする。 火災区域又は火災区域に設置される前扉、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対処する機能が維持される設計とする。 </td> <td data-bbox="1347 1052 2252 1402"> (a) 凍結防止対策 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火設備は、原則による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能な設計とする。 火災区域又は火災区域に設置される前扉、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対処する機能が維持される設計とする。 </td> <td data-bbox="1347 646 2252 1052"> (a) 凍結防止対策 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火設備は、原則による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能な設計とする。 火災区域又は火災区域に設置される前扉、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対処する機能が維持される設計とする。 </td> <td data-bbox="1347 359 2252 646"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 凍結防 止対策」は P04-添1-e- 38 を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(b) 風水害 対策」は P04-添1-e-38 を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(c) 地震変 位対策」は P04-添1-e- 37,38 を再掲。 </td> <td data-bbox="1347 279 2252 359"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	1.7.2.3.3.1 凍結防止対策 「1.7.1.3.3.1 凍結防止対策」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.3.2 風水害対策 「1.7.1.3.3.2 風水害対策」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.3.3 地震対策 (1) 地震対策 屋内の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火設備は、原則による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能な設計とする。 火災区域又は火災区域に設置される前扉、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対処する機能が維持される設計とする。	(a) 凍結防止対策 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火設備は、原則による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能な設計とする。 火災区域又は火災区域に設置される前扉、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対処する機能が維持される設計とする。	(a) 凍結防止対策 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火設備は、原則による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能な設計とする。 火災区域又は火災区域に設置される前扉、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対処する機能が維持される設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 凍結防 止対策」は P04-添1-e- 38 を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(b) 風水害 対策」は P04-添1-e-38 を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(c) 地震変 位対策」は P04-添1-e- 37,38 を再掲。		<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
1.7.2.3.3.1 凍結防止対策 「1.7.1.3.3.1 凍結防止対策」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.3.2 風水害対策 「1.7.1.3.3.2 風水害対策」の基本方針を適用する。 1.7.2.3.3.3 地震対策 (1) 地震対策 屋内の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火設備は、原則による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能な設計とする。 火災区域又は火災区域に設置される前扉、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対処する機能が維持される設計とする。	(a) 凍結防止対策 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火設備は、原則による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能な設計とする。 火災区域又は火災区域に設置される前扉、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対処する機能が維持される設計とする。	(a) 凍結防止対策 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。 屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火設備は、原則による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能な設計とする。 火災区域又は火災区域に設置される前扉、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対処する機能が維持される設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 凍結防 止対策」は P04-添1-e- 38 を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(b) 風水害 対策」は P04-添1-e-38 を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(c) 地震変 位対策」は P04-添1-e- 37,38 を再掲。									

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考															
<p>(b-4) その他 ① (b-2) 水災発生防止、(b-3) 水災の感知及び消火の注 文、重大事故発生等緊急事態の発生を考慮し、必要 事項を定める設計とする。</p> <p>1.7.2.4 その他 1.7.1.5.5. その他、その他、の基本方針を適用する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 2249 1459">発電用申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1050 2249 1402">発電用申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 2249 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 2249 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 359 2249 415">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1466 1402 2249 1759"> (b-4) その他 ① (b-2) 水災発生防止、(b-3) 水災の感知及び消火の注 文、重大事故発生等緊急事態の発生を考慮し、必要 事項を定める設計とする。 </td> <td data-bbox="1466 1050 2249 1402"> 1.7.2.4 その他 1.7.1.5.5. その他、その他、の基本方針を適用する。 </td> <td data-bbox="1377 646 2249 1050"> ① 1. 水災防護設備の基本設計方針 1.1. 設計基準対策施設及び重大事故等対策施設 1.1.1. 水災発生防止 (1) 水災の発生防止対策 <中略> ② 緊急時の水災防護設備の停止した場合による、中央制御室又は 安全監視室の緊急防護設備の停止による、緊急防護設備の停止による 二次事故を防止する。また、緊急時には、緊急防護設備の停止による 放射性汚染物質の漏洩及び放射性汚染物質の拡散を防止する水災区域 又は水災区域には、漏洩による放射性汚染物質の拡散を防止する ない設計とする。また、放射性汚染物質の漏洩を防止する使用済燃料 交換容器、使用済燃料及び使用済燃料の貯蔵容器、使用済燃料の貯蔵 庫とする。なお、放射性汚染物質として処理するまでの間、金属製の容器で貯蔵 するに十分な保護を要する。また、 <中略> 安全監視室は、緊急時の緊急防護設備の設置を目的とする 用し、緊急時のみを管理する運用とする。 <中略> (2) 可燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計と する。 </td> <td data-bbox="1377 359 2249 646"> 設計及び工事の計画(本文)の 00は、放射性汚染物質の 拡散を防止する設計として 定められている。また、 緊急時には、緊急防護設備 の停止による二次事故を 防止する設計としている。 </td> <td data-bbox="1377 359 2249 415"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針(1) 水災の 発生防止対策」は 004-添 1-1-p-27 を再掲。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1402 2249 1759"></td> <td data-bbox="1466 1050 2249 1402"></td> <td data-bbox="1377 646 2249 1050"> (4) 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火が導入しても水漏れとなるように使用済燃 料を貯蔵する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が貯蔵されても水漏れとならないよう、新燃料を 保管するタンクを二重のタンク間を有する設計とする。 </td> <td data-bbox="1377 359 2249 646"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2) 可燃性 材料又は難燃性材料の使 用」は 004-添1-1-p-34 を 再掲。 </td> <td data-bbox="1377 359 2249 415"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針(c) ポンプ 室の床の耐火対策」は 004-添1-1-p-27 を再掲。 </td> </tr> </tbody> </table>	発電用申請書(本文)	発電用申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	(b-4) その他 ① (b-2) 水災発生防止、(b-3) 水災の感知及び消火の注 文、重大事故発生等緊急事態の発生を考慮し、必要 事項を定める設計とする。	1.7.2.4 その他 1.7.1.5.5. その他、その他、の基本方針を適用する。	① 1. 水災防護設備の基本設計方針 1.1. 設計基準対策施設及び重大事故等対策施設 1.1.1. 水災発生防止 (1) 水災の発生防止対策 <中略> ② 緊急時の水災防護設備の停止した場合による、中央制御室又は 安全監視室の緊急防護設備の停止による、緊急防護設備の停止による 二次事故を防止する。また、緊急時には、緊急防護設備の停止による 放射性汚染物質の漏洩及び放射性汚染物質の拡散を防止する水災区域 又は水災区域には、漏洩による放射性汚染物質の拡散を防止する ない設計とする。また、放射性汚染物質の漏洩を防止する使用済燃料 交換容器、使用済燃料及び使用済燃料の貯蔵容器、使用済燃料の貯蔵 庫とする。なお、放射性汚染物質として処理するまでの間、金属製の容器で貯蔵 するに十分な保護を要する。また、 <中略> 安全監視室は、緊急時の緊急防護設備の設置を目的とする 用し、緊急時のみを管理する運用とする。 <中略> (2) 可燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計と する。	設計及び工事の計画(本文)の 00は、放射性汚染物質の 拡散を防止する設計として 定められている。また、 緊急時には、緊急防護設備 の停止による二次事故を 防止する設計としている。	設計及び工事の計画の基 本設計方針(1) 水災の 発生防止対策」は 004-添 1-1-p-27 を再掲。			(4) 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火が導入しても水漏れとなるように使用済燃 料を貯蔵する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が貯蔵されても水漏れとならないよう、新燃料を 保管するタンクを二重のタンク間を有する設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針(2) 可燃性 材料又は難燃性材料の使 用」は 004-添1-1-p-34 を 再掲。	設計及び工事の計画の基 本設計方針(c) ポンプ 室の床の耐火対策」は 004-添1-1-p-27 を再掲。	<p>記載の適正化</p>
発電用申請書(本文)	発電用申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考													
(b-4) その他 ① (b-2) 水災発生防止、(b-3) 水災の感知及び消火の注 文、重大事故発生等緊急事態の発生を考慮し、必要 事項を定める設計とする。	1.7.2.4 その他 1.7.1.5.5. その他、その他、の基本方針を適用する。	① 1. 水災防護設備の基本設計方針 1.1. 設計基準対策施設及び重大事故等対策施設 1.1.1. 水災発生防止 (1) 水災の発生防止対策 <中略> ② 緊急時の水災防護設備の停止した場合による、中央制御室又は 安全監視室の緊急防護設備の停止による、緊急防護設備の停止による 二次事故を防止する。また、緊急時には、緊急防護設備の停止による 放射性汚染物質の漏洩及び放射性汚染物質の拡散を防止する水災区域 又は水災区域には、漏洩による放射性汚染物質の拡散を防止する ない設計とする。また、放射性汚染物質の漏洩を防止する使用済燃料 交換容器、使用済燃料及び使用済燃料の貯蔵容器、使用済燃料の貯蔵 庫とする。なお、放射性汚染物質として処理するまでの間、金属製の容器で貯蔵 するに十分な保護を要する。また、 <中略> 安全監視室は、緊急時の緊急防護設備の設置を目的とする 用し、緊急時のみを管理する運用とする。 <中略> (2) 可燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計と する。	設計及び工事の計画(本文)の 00は、放射性汚染物質の 拡散を防止する設計として 定められている。また、 緊急時には、緊急防護設備 の停止による二次事故を 防止する設計としている。	設計及び工事の計画の基 本設計方針(1) 水災の 発生防止対策」は 004-添 1-1-p-27 を再掲。													
		(4) 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火が導入しても水漏れとなるように使用済燃 料を貯蔵する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が貯蔵されても水漏れとならないよう、新燃料を 保管するタンクを二重のタンク間を有する設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針(2) 可燃性 材料又は難燃性材料の使 用」は 004-添1-1-p-34 を 再掲。	設計及び工事の計画の基 本設計方針(c) ポンプ 室の床の耐火対策」は 004-添1-1-p-27 を再掲。													

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 1982 1457">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1050 1982 1402">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1347 642 1982 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 499 1982 642">整合性</th> <th data-bbox="1347 357 1982 499">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1402 1982 1822"></td> <td data-bbox="1347 1050 1982 1402"></td> <td data-bbox="1347 642 1982 1050"> <p>1. 1. 3 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 d. 換気空調設備に対する火災区域に隣接する換気空調設備は、他の火災対策対象機器等を設置する火災区域に隣接する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区域の火災の影響を軽減するために、排火タンクを設置する。 換気空調設備は、隣接への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し開閉できる設計とする。 e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が登陸する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排気する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。 f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区域に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象設備及び重大事故対策施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p> </td> <td data-bbox="1347 499 1982 642"></td> <td data-bbox="1347 357 1982 499"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「d. 換気空調 設備に対する火災の影響 軽減のための対策」は PO4-添1-e-28を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「e. 煙に対す る火災の影響軽減のため の対策」は PO4-添1-e- 28を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「f. 油タンク に対する火災の影響軽減 のための対策」は PO4-添 1-e-27を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「2. 主要対象 設備」は PO4-添1-e-28 を再掲。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考			<p>1. 1. 3 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 d. 換気空調設備に対する火災区域に隣接する換気空調設備は、他の火災対策対象機器等を設置する火災区域に隣接する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区域の火災の影響を軽減するために、排火タンクを設置する。 換気空調設備は、隣接への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し開閉できる設計とする。 e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が登陸する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排気する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。 f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区域に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象設備及び重大事故対策施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>		<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「d. 換気空調 設備に対する火災の影響 軽減のための対策」は PO4-添1-e-28を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「e. 煙に対す る火災の影響軽減のため の対策」は PO4-添1-e- 28を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「f. 油タンク に対する火災の影響軽減 のための対策」は PO4-添 1-e-27を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「2. 主要対象 設備」は PO4-添1-e-28 を再掲。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
		<p>1. 1. 3 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 d. 換気空調設備に対する火災区域に隣接する換気空調設備は、他の火災対策対象機器等を設置する火災区域に隣接する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区域の火災の影響を軽減するために、排火タンクを設置する。 換気空調設備は、隣接への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し開閉できる設計とする。 e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が登陸する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排気する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。 f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区域に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象設備及び重大事故対策施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>		<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「d. 換気空調 設備に対する火災の影響 軽減のための対策」は PO4-添1-e-28を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「e. 煙に対す る火災の影響軽減のため の対策」は PO4-添1-e- 28を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「f. 油タンク に対する火災の影響軽減 のための対策」は PO4-添 1-e-27を再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針「2. 主要対象 設備」は PO4-添1-e-28 を再掲。</p>								

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前		変更後		備考
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	整合性
<p>ス、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(1) 火災防護設備</p> <p>a、設計基準対象施設</p> <p>①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮し、火災感知及び初期火災に火災の影響軽減の機能を有するものとする。</p>	<p>10、その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原子炉施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。</p>	<p>10、その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原子炉施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。</p>	<p>10、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(1) 火災防護設備</p> <p>a、設計基準対象施設</p> <p>①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮し、火災感知及び初期火災に火災の影響軽減の機能を有するものとする。</p>	<p>本文(五)(3)(1)火災防護設備(PO4-添1-1-3-1～1-7)はD、S Aを分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD、S Aを統合して整理している。</p> <p>本文(五)(3)(1)a、設計基準対象施設(PO4-添1-1-7(目))ではD Bについて対比している。</p>
<p>【火災防護設備】</p> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらへの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年3月31日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1、火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2、火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1、火災防護設備の基本設計方針</p> <p>①設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>②設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策として、火災防護対策を講じる。火災防護対策を講じる。火災防護対策を講じる。</p> <p><中略></p> <p>設置する火災区域及び火災区域に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び初期火災並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>①火災の発生防止対策</p> <p>火災又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する構造物又は燃焼部を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれらに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわれないよう、庫の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画</p>	<p>【火災防護設備】</p> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらへの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年6月19日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1、火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2、火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1、火災防護設備の基本設計方針</p> <p>①設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>②設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策として、火災防護対策を講じる。火災防護対策を講じる。火災防護対策を講じる。</p> <p><中略></p> <p>設置する火災区域及び火災区域に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び初期火災並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>①火災の発生防止対策</p> <p>火災又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する構造物又は燃焼部を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれらに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわれないよう、庫の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画</p>	<p>本文(五)(3)(1)火災防護設備(PO4-添1-1-3-1～1-7)はD、S Aを分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD、S Aを統合して整理している。</p> <p>本文(五)(3)(1)a、設計基準対象施設(PO4-添1-1-7(目))ではD Bについて対比している。</p>		

記載の適正化

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="166 331 534 499">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="166 499 534 646">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="166 646 534 793">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="166 793 534 898">整合性</th> <th data-bbox="166 898 534 1827">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 331 1151 499"> <p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取仕及び工事の計画において、空気濃度の監視条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p> </td> <td data-bbox="534 499 1151 646"> <p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構成物、系統及び機器に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構成物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> </td> <td data-bbox="534 646 1151 793"> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="534 793 1151 898"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>水災区域内外へ水素を内包するポンプを保持含む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の40%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する設計とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="534 898 1151 1827"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取仕及び工事の計画において、空気濃度の監視条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構成物、系統及び機器に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構成物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>水災区域内外へ水素を内包するポンプを保持含む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の40%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する設計とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1270 331 1638 499">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1270 499 1638 646">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1270 646 1638 793">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1270 793 1638 898">整合性</th> <th data-bbox="1270 898 1638 1827">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1638 331 2249 499"> <p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取仕及び工事の計画において、空気濃度の監視条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p> </td> <td data-bbox="1638 499 2249 646"> <p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構成物、系統及び機器に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構成物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> </td> <td data-bbox="1638 646 2249 793"> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する設計とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1638 793 2249 898"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>水災区域内外へ水素を内包するポンプを保持含む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の40%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する設計とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1638 898 2249 1827"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取仕及び工事の計画において、空気濃度の監視条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構成物、系統及び機器に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構成物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する設計とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>水災区域内外へ水素を内包するポンプを保持含む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の40%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する設計とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p>		<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取仕及び工事の計画において、空気濃度の監視条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構成物、系統及び機器に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構成物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>水災区域内外へ水素を内包するポンプを保持含む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の40%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する設計とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p>																			
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取仕及び工事の計画において、空気濃度の監視条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構成物、系統及び機器に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構成物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する設計とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>水災区域内外へ水素を内包するポンプを保持含む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の40%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断機によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備のうち火災感知器は、水災区域又は水災区域における環境条件(①放射線の影響、引火気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配線)を考慮し、使用可能な感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という)を指定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という)について動作を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる②感知方式の感知器等の組み合わせを決定する設計とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、赤が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知に到着する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない熱感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない熱感知器(光電分極型)、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器(スポット型又は差動分布型)、以下、記載なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される場外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない切替型の熱感知器及びアナログ式でない切替型の熱感知器を指定する設計とする。</p>																			

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前		変更後		備考	
設置許可申請書(本文)	設計及び工事の計画 該当事項 (b) 火災感知器の設置方法 上記の「(a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知装置の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災警報上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。 1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの距離距離が1m以上あるときは、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 3. 空気吹出し口から水平に空気吹出される向きに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 <中略> (c) 火災感知装置の設計上の考慮 火災感知装置のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略>	整合性	備考	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)	
設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 10.5.1.3 主要設備 10.5.1.3.2 火災感知設備 火災感知設備は火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流速等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。 (1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号併用)、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号併用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設計及び工事の計画 該当事項 (a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せにて選択する感知器等の設置に当たり、各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。 (b) 火災感知器の設置方法 上記の「(a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等を選ばず設置することとなり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知装置の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するものとし、感知器の設置方法については、火災警報上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。 1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの距離距離が1m以上あるときは、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 3. 空気吹出し口から水平に空気吹出される向きに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 <中略> b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知装置のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流速等の環境条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災警報上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。 1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの距離距離が1m以上あるときは、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 3. 空気吹出し口から水平に空気吹出される向きに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 <中略>	整合性	備考		
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 10.5.1.3 主要設備 10.5.1.3.2 火災感知設備 火災感知装置のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流速等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。 (1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号併用)、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号併用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設計及び工事の計画 該当事項 (a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せにて選択する感知器等の設置に当たり、各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。 (b) 火災感知器の設置方法 上記の「(a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等を選ばず設置することとなり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知装置の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するものとし、感知器の設置方法については、火災警報上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。 1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの距離距離が1m以上あるときは、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 3. 空気吹出し口から水平に空気吹出される向きに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 <中略> b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知装置のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流速等の環境条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災警報上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。 1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの距離距離が1m以上あるときは、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 3. 空気吹出し口から水平に空気吹出される向きに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 <中略>	整合性	備考	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1409 1843 1766">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 1843 1409">設置許可申請書(添付書類八)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 1843 1052">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 1843 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 275 1843 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1843 1409 2249 1766"> <p>中央制御室で常時監視可能な火災受信機を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1843 1052 2249 1409"></td> <td data-bbox="1843 646 2249 1052"> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、区別火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <中略> 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、常時時及び非常後においても、区別火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析、評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。 (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設交流電源設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つつつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つつつ特定できるアラログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> 1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 (2) 消火設備 b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分層に応じた独立性 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分層を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全滅ハボン消火設備</p> </td> <td data-bbox="1843 359 2249 646"></td> <td data-bbox="1843 275 2249 359"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>中央制御室で常時監視可能な火災受信機を設置する設計とする。</p>		<p>1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、区別火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <中略> 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、常時時及び非常後においても、区別火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析、評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。 (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設交流電源設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つつつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つつつ特定できるアラログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> 1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 (2) 消火設備 b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分層に応じた独立性 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分層を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全滅ハボン消火設備</p>			<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>中央制御室で常時監視可能な火災受信機を設置する設計とする。</p>		<p>1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、区別火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <中略> 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、常時時及び非常後においても、区別火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析、評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。 (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設交流電源設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つつつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つつつ特定できるアラログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> 1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 (2) 消火設備 b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分層に応じた独立性 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分層を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全滅ハボン消火設備</p>										

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 359 1368 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1368 359 1389 1759">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1389 359 1409 1759">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1409 359 1430 1759">整合性</th> <th data-bbox="1430 359 1451 1759">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1451 359 1576 1759"> <p>消火設備は、既設、新設又は別棟内により、①安全機能を有する構築物、系統及び機器に對して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うことにより、火災感知設備及び消火設備の設置を促進する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、他棟等の自然現象による火災の影響を考慮し、スプリンクラー、ハロー消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1576 359 1733 1759"> <p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に對して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うことにより、火災感知設備及び消火設備の設置を促進する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、他棟等の自然現象による火災の影響を考慮し、火災感知設備及び消火設備の設置を促進する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、他棟等の自然現象による火災の影響を考慮し、スプリンクラー、ハロー消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1733 359 1982 1759"> <p>設計及び工事の計画に示す月票の記載により、設置許可申請書(本文)の①に記載する機器等は、同一であることから整合性があることから、以下に整合性を示す。</p> </td> <td data-bbox="1982 359 2249 1759"> <p>設計及び工事の計画の整合性は、以下に示す通りであることから、以下に整合性を示す。</p> </td> <td data-bbox="2249 359 2487 1759"> <p>設計及び工事の計画の整合性は、以下に示す通りであることから、以下に整合性を示す。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>消火設備は、既設、新設又は別棟内により、①安全機能を有する構築物、系統及び機器に對して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うことにより、火災感知設備及び消火設備の設置を促進する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、他棟等の自然現象による火災の影響を考慮し、スプリンクラー、ハロー消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に對して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うことにより、火災感知設備及び消火設備の設置を促進する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、他棟等の自然現象による火災の影響を考慮し、火災感知設備及び消火設備の設置を促進する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、他棟等の自然現象による火災の影響を考慮し、スプリンクラー、ハロー消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画に示す月票の記載により、設置許可申請書(本文)の①に記載する機器等は、同一であることから整合性があることから、以下に整合性を示す。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、以下に示す通りであることから、以下に整合性を示す。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、以下に示す通りであることから、以下に整合性を示す。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>消火設備は、既設、新設又は別棟内により、①安全機能を有する構築物、系統及び機器に對して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うことにより、火災感知設備及び消火設備の設置を促進する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、他棟等の自然現象による火災の影響を考慮し、スプリンクラー、ハロー消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に對して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うことにより、火災感知設備及び消火設備の設置を促進する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、他棟等の自然現象による火災の影響を考慮し、火災感知設備及び消火設備の設置を促進する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、他棟等の自然現象による火災の影響を考慮し、スプリンクラー、ハロー消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画に示す月票の記載により、設置許可申請書(本文)の①に記載する機器等は、同一であることから整合性があることから、以下に整合性を示す。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、以下に示す通りであることから、以下に整合性を示す。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、以下に示す通りであることから、以下に整合性を示す。</p>								

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 1402 1961 1759">設置許可申請書(本文) 又は工期間の耐火能力を有する隔壁等を設置する設計とする。</th> <th data-bbox="1344 1052 1961 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1344 646 1961 1052">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1344 359 1961 646">整合性</th> <th data-bbox="1344 279 1961 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 1402 1961 1759"> <p>10.5.1.3 主要設備</p> <p>10.5.1.3.2 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区画又は火災区画における放射線、取付面高さ、湿度、湿度、湿度、空気流速等の検出条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信託を有するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない火災感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア</p> </td> <td data-bbox="1344 1052 1961 1402"> <p>また、火災の影響軽減のための対策を前掲とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多量化されたそれぞれの系統が同時に機能喪失することなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを、火災影響評価により確認する。</p> </td> <td data-bbox="1344 646 1961 1052"> <p>火災影響評価は、火災区画又は火災区画の追加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、適用を定める。</p> <p>イ、隣接する火災区画等に影響を及ぼす場合</p> <p>当該火災区画等及び火災影響を及ぼす隣接火災区画等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ、隣接する火災区画等に影響を及ぼさない場合</p> <p>当該火災区画等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> </td> <td data-bbox="1344 359 1961 646"> <p>火災影響評価は、火災区画又は火災区画の追加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、適用を定める。</p> <p>イ、隣接する火災区画等に影響を及ぼす場合</p> <p>当該火災区画等及び火災影響を及ぼす隣接火災区画等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ、隣接する火災区画等に影響を及ぼさない場合</p> <p>当該火災区画等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> </td> <td data-bbox="1344 279 1961 359"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文) 又は工期間の耐火能力を有する隔壁等を設置する設計とする。	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>10.5.1.3 主要設備</p> <p>10.5.1.3.2 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区画又は火災区画における放射線、取付面高さ、湿度、湿度、湿度、空気流速等の検出条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信託を有するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない火災感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア</p>	<p>また、火災の影響軽減のための対策を前掲とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多量化されたそれぞれの系統が同時に機能喪失することなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを、火災影響評価により確認する。</p>	<p>火災影響評価は、火災区画又は火災区画の追加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、適用を定める。</p> <p>イ、隣接する火災区画等に影響を及ぼす場合</p> <p>当該火災区画等及び火災影響を及ぼす隣接火災区画等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ、隣接する火災区画等に影響を及ぼさない場合</p> <p>当該火災区画等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p>	<p>火災影響評価は、火災区画又は火災区画の追加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、適用を定める。</p> <p>イ、隣接する火災区画等に影響を及ぼす場合</p> <p>当該火災区画等及び火災影響を及ぼす隣接火災区画等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ、隣接する火災区画等に影響を及ぼさない場合</p> <p>当該火災区画等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p>		<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文) 又は工期間の耐火能力を有する隔壁等を設置する設計とする。	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>10.5.1.3 主要設備</p> <p>10.5.1.3.2 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区画又は火災区画における放射線、取付面高さ、湿度、湿度、湿度、空気流速等の検出条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信託を有するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない火災感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア</p>	<p>また、火災の影響軽減のための対策を前掲とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多量化されたそれぞれの系統が同時に機能喪失することなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを、火災影響評価により確認する。</p>	<p>火災影響評価は、火災区画又は火災区画の追加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、適用を定める。</p> <p>イ、隣接する火災区画等に影響を及ぼす場合</p> <p>当該火災区画等及び火災影響を及ぼす隣接火災区画等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ、隣接する火災区画等に影響を及ぼさない場合</p> <p>当該火災区画等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p>	<p>火災影響評価は、火災区画又は火災区画の追加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、適用を定める。</p> <p>イ、隣接する火災区画等に影響を及ぼす場合</p> <p>当該火災区画等及び火災影響を及ぼす隣接火災区画等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ、隣接する火災区画等に影響を及ぼさない場合</p> <p>当該火災区画等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p>									

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width:30%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width:30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:10%;">整合性</th> <th style="width:10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。</p> <p>(6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対象機器等を設置する中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">- 04-添1-1-7-5 -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考		<p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。</p> <p>(6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対象機器等を設置する中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p>				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width:30%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width:30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:10%;">整合性</th> <th style="width:10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>一般エリアには、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号炉共用)、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号炉共用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。</p> <p>(6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対象機器等を設置する中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p> </td> <td></td> <td></td> <td> <p>設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">- 04-添1-1-7-9 -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考		<p>一般エリアには、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号炉共用)、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号炉共用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。</p> <p>(6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対象機器等を設置する中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p>			<p>設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
	<p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。</p> <p>(6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対象機器等を設置する中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p>																					
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
	<p>一般エリアには、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号炉共用)、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号炉共用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。</p> <p>(6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対象機器等を設置する中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p>			<p>設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p>																		

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="249 1404 697 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="249 1052 697 1404">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="249 646 697 1052">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="249 359 697 646">整合性</th> <th data-bbox="249 275 697 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="697 1404 1154 1759"> b. 重大事故等対処施設 ①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。 </td> <td data-bbox="697 1052 1154 1404"> 10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.1 概要 原子炉施設内の火災区域及び火災区域に設置される、重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。 </td> <td data-bbox="697 646 1154 1052"> <p>【火災防護設備】 用語の定義は「商用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「商用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「商用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年9月31日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>① 重大事故等対処施設及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。</p> <p><中略></p> <p>設置する火災区域及び火災区域に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域又は火災区域に設置する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策 火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> </td> <td data-bbox="697 359 1154 646"> 設置許可申請書(本文)の①及び設計及び工事の計画の整合性は、火災防護設備の設計及び工事の計画の整合性を示している。火災の発生防止対策は、104添付書類1-1-1を甲掲している。 </td> <td data-bbox="697 275 1154 359"> 本文(五(3)(イ)火災防護設備)104添付書類1-1-1〜1-1-5を分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD.D、S.Aを統合して整理している。 本文(五(3)(イ)b. 重大事故等対処施設)104添付書類1-1-6〜1-1-10ではS.Aについて対応している。 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	b. 重大事故等対処施設 ①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。	10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.1 概要 原子炉施設内の火災区域及び火災区域に設置される、重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。	<p>【火災防護設備】 用語の定義は「商用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「商用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「商用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年9月31日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>① 重大事故等対処施設及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。</p> <p><中略></p> <p>設置する火災区域及び火災区域に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域又は火災区域に設置する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策 火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p>	設置許可申請書(本文)の①及び設計及び工事の計画の整合性は、火災防護設備の設計及び工事の計画の整合性を示している。火災の発生防止対策は、104添付書類1-1-1を甲掲している。	本文(五(3)(イ)火災防護設備)104添付書類1-1-1〜1-1-5を分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD.D、S.Aを統合して整理している。 本文(五(3)(イ)b. 重大事故等対処施設)104添付書類1-1-6〜1-1-10ではS.Aについて対応している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1404 1795 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 1795 1404">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 1795 1052">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 1795 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 275 1795 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1795 1404 2252 1759"> b. 重大事故等対処施設 ①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。 </td> <td data-bbox="1795 1052 2252 1404"> 10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.1 概要 原子炉施設内の火災区域及び火災区域に設置される、重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。 </td> <td data-bbox="1795 646 2252 1052"> <p>【火災防護設備】 用語の定義は「商用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「商用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「商用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>① 重大事故等対処施設及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。</p> <p><中略></p> <p>設置する火災区域及び火災区域に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域又は火災区域に設置する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策 火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> </td> <td data-bbox="1795 359 2252 646"> 本文(五(3)(イ)火災防護設備)104添付書類1-1-1〜1-1-5を分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD.D、S.Aを統合して整理している。 本文(五(3)(イ)b. 重大事故等対処施設)104添付書類1-1-6〜1-1-10ではS.Aについて対応している。 </td> <td data-bbox="1795 275 2252 359"> 本文(五(3)(イ)火災防護設備)104添付書類1-1-1〜1-1-5を分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD.D、S.Aを統合して整理している。 本文(五(3)(イ)b. 重大事故等対処施設)104添付書類1-1-6〜1-1-10ではS.Aについて対応している。 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	b. 重大事故等対処施設 ①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。	10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.1 概要 原子炉施設内の火災区域及び火災区域に設置される、重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。	<p>【火災防護設備】 用語の定義は「商用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「商用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「商用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>① 重大事故等対処施設及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。</p> <p><中略></p> <p>設置する火災区域及び火災区域に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域又は火災区域に設置する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策 火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p>	本文(五(3)(イ)火災防護設備)104添付書類1-1-1〜1-1-5を分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD.D、S.Aを統合して整理している。 本文(五(3)(イ)b. 重大事故等対処施設)104添付書類1-1-6〜1-1-10ではS.Aについて対応している。	本文(五(3)(イ)火災防護設備)104添付書類1-1-1〜1-1-5を分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD.D、S.Aを統合して整理している。 本文(五(3)(イ)b. 重大事故等対処施設)104添付書類1-1-6〜1-1-10ではS.Aについて対応している。	<p>記載の適正化 (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
b. 重大事故等対処施設 ①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。	10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.1 概要 原子炉施設内の火災区域及び火災区域に設置される、重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。	<p>【火災防護設備】 用語の定義は「商用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「商用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「商用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年9月31日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>① 重大事故等対処施設及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。</p> <p><中略></p> <p>設置する火災区域及び火災区域に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域又は火災区域に設置する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策 火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p>	設置許可申請書(本文)の①及び設計及び工事の計画の整合性は、火災防護設備の設計及び工事の計画の整合性を示している。火災の発生防止対策は、104添付書類1-1-1を甲掲している。	本文(五(3)(イ)火災防護設備)104添付書類1-1-1〜1-1-5を分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD.D、S.Aを統合して整理している。 本文(五(3)(イ)b. 重大事故等対処施設)104添付書類1-1-6〜1-1-10ではS.Aについて対応している。																		
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
b. 重大事故等対処施設 ①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。	10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.1 概要 原子炉施設内の火災区域及び火災区域に設置される、重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。	<p>【火災防護設備】 用語の定義は「商用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「商用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「商用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>① 重大事故等対処施設及び火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域を考慮し、火災感知及び消火の機能を有するものとする。</p> <p><中略></p> <p>設置する火災区域及び火災区域に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火の機能を有するものとする。火災区域又は火災区域に設置する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策 火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p>	本文(五(3)(イ)火災防護設備)104添付書類1-1-1〜1-1-5を分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD.D、S.Aを統合して整理している。 本文(五(3)(イ)b. 重大事故等対処施設)104添付書類1-1-6〜1-1-10ではS.Aについて対応している。	本文(五(3)(イ)火災防護設備)104添付書類1-1-1〜1-1-5を分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD.D、S.Aを統合して整理している。 本文(五(3)(イ)b. 重大事故等対処施設)104添付書類1-1-6〜1-1-10ではS.Aについて対応している。																		

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="252 359 311 1759">設置許可申請書（本文）</th><th data-bbox="311 359 638 1759">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th><th data-bbox="638 359 1151 1759">設計及び工事の計画 該当事項</th><th data-bbox="1151 359 1270 1759">整合性</th><th data-bbox="1151 359 1270 1759">備考</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="252 1409 638 1759"><p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p></td><td data-bbox="311 1052 638 1409"><p>漏えい検知対策、 電気系統の過電流による過熱、焼損の防止対策等を行う。</p></td><td data-bbox="638 1052 1151 1409"><p>火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処施設は、消火設備の焼損、誤動作又は誤操作によって重大事故等に対応する機能を失うことのないよう設置する。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持できるよう設置する。</p><p><中略></p></td><td data-bbox="1151 359 1270 1759"><p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p></td><td data-bbox="1151 359 1270 1759"></td></tr></tbody></table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p>	<p>漏えい検知対策、 電気系統の過電流による過熱、焼損の防止対策等を行う。</p>	<p>火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処施設は、消火設備の焼損、誤動作又は誤操作によって重大事故等に対応する機能を失うことのないよう設置する。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持できるよう設置する。</p> <p><中略></p>	<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p>		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1344 359 1403 1759">設置許可申請書（本文）</th><th data-bbox="1403 359 1819 1759">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th><th data-bbox="1819 359 2249 1759">設計及び工事の計画 該当事項</th><th data-bbox="2249 359 2368 1759">整合性</th><th data-bbox="2249 359 2368 1759">備考</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1344 1409 1819 1759"><p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p></td><td data-bbox="1403 1052 1819 1409"><p>漏えい検知対策、 電気系統の過電流による過熱、焼損の防止対策等を行う。</p></td><td data-bbox="1819 1052 2249 1409"><p>火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処施設は、消火設備の焼損、誤動作又は誤操作によって重大事故等に対応する機能を失うことのないよう設置する。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持できるよう設置する。</p></td><td data-bbox="2249 359 2368 1759"><p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p></td><td data-bbox="2249 359 2368 1759"></td></tr></tbody></table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p>	<p>漏えい検知対策、 電気系統の過電流による過熱、焼損の防止対策等を行う。</p>	<p>火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処施設は、消火設備の焼損、誤動作又は誤操作によって重大事故等に対応する機能を失うことのないよう設置する。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持できるよう設置する。</p>	<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p>		<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p>	<p>漏えい検知対策、 電気系統の過電流による過熱、焼損の防止対策等を行う。</p>	<p>火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処施設は、消火設備の焼損、誤動作又は誤操作によって重大事故等に対応する機能を失うことのないよう設置する。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持できるよう設置する。</p> <p><中略></p>	<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p>																			
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p>	<p>漏えい検知対策、 電気系統の過電流による過熱、焼損の防止対策等を行う。</p>	<p>火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処施設は、消火設備の焼損、誤動作又は誤操作によって重大事故等に対応する機能を失うことのないよう設置する。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持できるよう設置する。</p>	<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、②圧力異常、③湿度、④温度、⑤空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置とすることと記載した上、</p>																			

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">設置許可申請書（本文）</th> <th style="width:33%;">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th style="width:33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:10%;">整合性</th> <th style="width:10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の熱検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（湿度、煙の濃度）を監視し、カーブ現象（急激な湿度や煙の濃度上昇）を把握することができない場所に設置し、空吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙検出吸込ホースに設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器（アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の熱検出装置及びアナログ式でない防塵型の熱検出装置は、赤外線感知方式と赤外線を感知する方式のうち、条件の有無を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野外に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び燃焼特性（放射熱の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、取組配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、動作動の防止を検討した感知器等の中間層の信号を発生する異なる原理方式の感知器等と選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 04-添1-1-7-8 -</p>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考			<p>距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の熱検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（湿度、煙の濃度）を監視し、カーブ現象（急激な湿度や煙の濃度上昇）を把握することができない場所に設置し、空吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙検出吸込ホースに設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器（アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の熱検出装置及びアナログ式でない防塵型の熱検出装置は、赤外線感知方式と赤外線を感知する方式のうち、条件の有無を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野外に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び燃焼特性（放射熱の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、取組配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、動作動の防止を検討した感知器等の中間層の信号を発生する異なる原理方式の感知器等と選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p>			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">設置許可申請書（本文）</th> <th style="width:33%;">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th style="width:33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:10%;">整合性</th> <th style="width:10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>式でない防塵型の熱感知器及びアナログ式でない防塵型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射熱量が高い場所で使用可能な空吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の熱検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（湿度、煙の濃度）を監視し、カーブ現象（急激な湿度や煙の濃度上昇）を把握することができない場所に設置し、空吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙検出吸込ホースに設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の熱検出装置及びアナログ式でない防塵型の熱検出装置は、赤外線感知方式と赤外線を感知する方式のうち、条件の有無を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野外に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 04-添1-1-7-12 -</p>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考			<p>式でない防塵型の熱感知器及びアナログ式でない防塵型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射熱量が高い場所で使用可能な空吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の熱検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（湿度、煙の濃度）を監視し、カーブ現象（急激な湿度や煙の濃度上昇）を把握することができない場所に設置し、空吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙検出吸込ホースに設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の熱検出装置及びアナログ式でない防塵型の熱検出装置は、赤外線感知方式と赤外線を感知する方式のうち、条件の有無を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野外に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急</p>			<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
		<p>距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の熱検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（湿度、煙の濃度）を監視し、カーブ現象（急激な湿度や煙の濃度上昇）を把握することができない場所に設置し、空吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙検出吸込ホースに設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器（アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の熱検出装置及びアナログ式でない防塵型の熱検出装置は、赤外線感知方式と赤外線を感知する方式のうち、条件の有無を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野外に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び燃焼特性（放射熱の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、取組配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、動作動の防止を検討した感知器等の中間層の信号を発生する異なる原理方式の感知器等と選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p>																				
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
		<p>式でない防塵型の熱感知器及びアナログ式でない防塵型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射熱量が高い場所で使用可能な空吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の熱検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（湿度、煙の濃度）を監視し、カーブ現象（急激な湿度や煙の濃度上昇）を把握することができない場所に設置し、空吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙検出吸込ホースに設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の熱検出装置及びアナログ式でない防塵型の熱検出装置は、赤外線感知方式と赤外線を感知する方式のうち、条件の有無を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野外に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、動作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急</p>																				

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前			変更後			備考
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	備考
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	備考
中央制御室及び 設置する設計とする。	10.5.2.3 主要設備 10.5.2.3.2 火災感知設備 火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、湿度、空気流速等の検知条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる種類の感知器を組み合せて、以下のとおり設置する設計とする。 (1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の熱感知器（一部3号及び4号炉共用）、アナログ式の熱感知器（一部3号及び4号炉共用）又はアナログ式でない熱感知器を組み合せて設置する設計とする。	(b) 火災感知器の設置方法 上記の「(a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に規定し、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の機能性及び火災感知器の感知度及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災感知器に支持架がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。 1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの鉛直距離が1m以上あるときは、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 3. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときは、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 <中略> (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略>	設置許可申請書（添付書類A）該当事項 火災感知設備の感知度の上昇、放射線の影響、設備配置（金庫等）、火災の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置（金庫等）、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、動作時の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発生する異なる④設置方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。 (b) 火災感知器の設置方法 上記の「(a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれが設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に規定し、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の機能性及び火災感知器の感知度及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するものとし、また、感知器の設置方法については、火災感知器に支持架がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。 1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの鉛直距離が1m以上あるときは、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 3. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときは、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 <中略>	設置許可申請書（添付書類A）の記載に 基づき、 設計及び工事の計画の 別表外である。	設置許可申請書の 添付書類Aの記載に 基づき、 設計及び工事の計画の 別表外である。	設置許可申請書の 添付書類Aの記載に 基づき、 設計及び工事の計画の 別表外である。

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)
(頁番号の変更)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後				
	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p style="text-align: center;">—</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">設置許可申請書（本文）</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">設計及び工事の計画 該当事項</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> </td> <td> <p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書（本文）		設計及び工事の計画 該当事項	備 考			<p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p>	<p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
	設置許可申請書（本文）		設計及び工事の計画 該当事項	備 考						
			<p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p>	<p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p>						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">設置許可申請書（本文）</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">設計及び工事の計画 該当事項</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> </td> <td> <p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書（本文）		設計及び工事の計画 該当事項	備 考			<p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p>	<p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
	設置許可申請書（本文）		設計及び工事の計画 該当事項	備 考						
		<p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p>	<p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">設置許可申請書（本文）</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">設計及び工事の計画 該当事項</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> </td> <td> <p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書（本文）		設計及び工事の計画 該当事項	備 考			<p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p>	<p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	
設置許可申請書（本文）		設計及び工事の計画 該当事項	備 考							
		<p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p>	<p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">設置許可申請書（本文）</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">設計及び工事の計画 該当事項</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> </td> <td> <p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書（本文）		設計及び工事の計画 該当事項	備 考			<p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p>	<p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	
設置許可申請書（本文）		設計及び工事の計画 該当事項	備 考							
		<p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p>	<p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">設置許可申請書（本文）</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">設計及び工事の計画 該当事項</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> </td> <td> <p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書（本文）		設計及び工事の計画 該当事項	備 考			<p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p>	<p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	
設置許可申請書（本文）		設計及び工事の計画 該当事項	備 考							
		<p>設置する火災区域及び火災区域に設けられた火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p> <p>火災の感烟及び消火のそれぞれを考慮した火災防壁の構造を講じる。</p>	<p>火災防壁の構造及び火災区域に設けられた火災防壁の構造は、PO4添付表1-1-3-1、10を参照。</p>							

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1402 1151 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="252 1050 1151 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="252 646 1151 1050">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="252 361 1151 646">整合性</th> <th data-bbox="252 279 1151 361">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 1402 1151 1759"></td> <td data-bbox="252 1050 1151 1402"> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する設計とする。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 中央制御室内 中央制御室の中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="252 646 1151 1050"></td> <td data-bbox="252 361 1151 646"></td> <td data-bbox="252 279 1151 361"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">- 04-添1-1-7-10/E -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考		<p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する設計とする。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 中央制御室内 中央制御室の中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p>				<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1359 1402 2240 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1359 1050 2240 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1359 646 2240 1050">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="1359 361 2240 646">整合性</th> <th data-bbox="1359 279 2240 361">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 1402 2240 1759"></td> <td data-bbox="1359 1050 2240 1402"> <p>10.5.2.3 主要設備 10.5.2.3.2 火災感知設備 火災感知設備の水災感知器は、水災区域又は水災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の熱感知器(一部3号及び4号炉共用)、アナログ式の熱感知器(一部3号及び4号炉専用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する設計とする。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 中央制御室内 中央制御室の中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1359 646 2240 1050"></td> <td data-bbox="1359 361 2240 646"></td> <td data-bbox="1359 279 2240 361"> <p>設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">- 04-添1-1-7-17/E -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考		<p>10.5.2.3 主要設備 10.5.2.3.2 火災感知設備 火災感知設備の水災感知器は、水災区域又は水災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の熱感知器(一部3号及び4号炉共用)、アナログ式の熱感知器(一部3号及び4号炉専用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する設計とする。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 中央制御室内 中央制御室の中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p>			<p>設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考																		
	<p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する設計とする。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 中央制御室内 中央制御室の中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p>																					
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考																		
	<p>10.5.2.3 主要設備 10.5.2.3.2 火災感知設備 火災感知設備の水災感知器は、水災区域又は水災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の熱感知器(一部3号及び4号炉共用)、アナログ式の熱感知器(一部3号及び4号炉専用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する設計とする。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 中央制御室内 中央制御室の中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p>			<p>設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p>																		

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 04-添2-1</p> <p>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針 04-添2-2</p> <p>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項 04-添2-4</p> <p> 3.1 火災防護を行う機器等の選定 04-添2-5</p> <p> 3.2 火災区域及び火災区画の設定 04-添2-6</p> <p> 3.3 適用規格 04-添2-7</p> <p>4. 火災の感知 04-添2-8</p> <p> 4.1 要求機能及び性能目標 04-添2-9</p> <p> 4.2 機能設計 04-添2-11</p> <p> 4.3 構造強度設計 04-添2-21</p> <p>5. 火災防護に関する評価結果 04-添2-28</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-i -</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 04-添2-1</p> <p>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針 04-添2-2</p> <p>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項 04-添2-4</p> <p> 3.1 火災防護を行う機器等の選定 04-添2-5</p> <p> 3.2 火災区域及び火災区画の設定 04-添2-6</p> <p> 3.3 適用規格 04-添2-7</p> <p>4. 火災の感知 04-添2-8</p> <p> 4.1 要求機能及び性能目標 04-添2-9</p> <p> 4.2 機能設計 04-添2-11</p> <p> 4.3 構造強度設計 04-添2-22</p> <p>5. 火災防護に関する評価結果 04-添2-31</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-i -</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第11条、第52条及びそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」が、適合することを要求している「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（令和2年3月31日改正）</u>（以下「<u>火災防護審査基準</u>」という。）」に基づき、火災により<u>発電用原子炉施設の安全性</u>が脅かされることのないように、<u>火災区域又は火災区画における火災の感知の妥当性を説明</u>するものである。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第11条、第52条及びそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」が、適合することを要求している「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準</u>」（以下「<u>火災防護審査基準</u>」という。）」に基づき、火災により<u>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の安全性</u>が脅かされることのないように、<u>設計基準対象施設又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画における火災の感知の妥当性を説明</u>するものである。</p> <p>なお、<u>所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画の火災防護対策については、令和3年12月3日付け原規規発第2112031号にて認可された大飯発電所第4号機の設計及び工事計画から変更はない。</u></p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針</p> <p>火災感知設備は、大飯発電所第4号機において原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器（以下「原子炉の安全停止に必要な機器等」という。）並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器（以下「放射性物質を貯蔵する機器等」という。）に対する火災の影響を限定できるよう、火災感知器（「4号機設備」、「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び火災受信盤（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ビットエリア及び復水ビットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち地震、凍結、風水害によっても、機能及び性能が維持される設計とし、地震に対して原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等（以下「火災防護上重要な機器等」という。）の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、耐震Cクラスであるが、地震時及び地震後において基準地震動Ssによる地震力に対し、機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。また、上記で選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条まで（以下「省令」という。）に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しない場所、及び感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない場所については、上記と異なる</p>	<p>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針</p> <p>火災感知設備は、大飯発電所第4号機において原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器（以下「原子炉の安全停止に必要な機器等」という。）並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器（以下「放射性物質を貯蔵する機器等」という。）に対する火災の影響を限定できるよう、火災感知器（「4号機設備」、「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び火災受信機盤（「3号機設備、3・4号機共用、3号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ビットを設置する火災区画及び復水ビットを設置する火災区画は、当該火災区画において火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち地震、凍結、風水害によっても、機能及び性能が維持される設計とし、地震に対して原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等（以下「火災防護上重要な機器等」という。）の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は耐震Cクラスであるが、地震時及び地震後において基準地震動Ssによる地震力に対し、機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するため、火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。また、上記で選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条まで（以下「省令」という。）に定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方策を講じる設計とする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>方法で感知器等を設置する方針とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、中央制御室¹で常時監視でき、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-3 -</p>	<p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しない場所、及び感知等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない場所については、上記と異なる方法で感知器等を設置する方針とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、中央制御室及び²で常時監視でき、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-3 -</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項</p> <p>大飯発電所第4号機では、<u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に対して火災防護対策を実施することから</u>、本項では、火災防護を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-4 -</p>	<p>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項</p> <p>大飯発電所第4号機において、<u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画に対し</u>、本項では、火災防護を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-4 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3.2 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>(1) 火災区域の設定</p> <p>a. 屋 内</p> <p>建屋内、原子炉格納容器及びアニュラス部において、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、「3.1 火災防護を行う機器等の選定」において選定する機器等並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域を設定する。</p> <p>b. 屋 外</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「3.1 (1) <u>設計基準対象施設</u>」において選定する機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域のうち、壁で囲まれていない火災区域は、以下を考慮して設定する。</p> <p>(a) 空冷式非常用発電装置を設置する火災区域は、周辺施設及び敷地内植生からの隔離を確保するために、空冷式非常用発電装置を設置する範囲と「危険物の規制に関する政令」に規定される保有空地の範囲を火災区域とする。</p> <p>(2) 火災区画の設定</p> <p>火災区画は、<u>建屋内</u>で設定する火災区域を、系統分離の状況及び壁の設置状況並びに<u>重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置</u>に応じて分割して設定する。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-6 -</p>	<p>3.2 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>(1) 火災区域の設定</p> <p>a. 屋 内</p> <p>建屋内、原子炉格納容器及びアニュラス部において、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、「3.1 火災防護を行う機器等の選定」において選定する機器等並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>b. 屋 外</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「3.1 <u>火災防護を行う機器等の選定</u>」において選定する機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域のうち、壁で囲まれていない火災区域は、以下を考慮して設定する。</p> <p>(a) 空冷式非常用発電装置を設置する火災区域は、周辺施設及び敷地内植生からの隔離を確保するために、空冷式非常用発電装置を設置する範囲と「危険物の規制に関する政令」に規定される保有空地の範囲を火災区域とする。</p> <p>(2) 火災区画の設定</p> <p>火災区画は、<u>上記(1)において設定する火災区域</u>を、系統分離の状況及び壁の設置状況並びに<u>設計基準事故対処設備と重大事故等対処施設の配置</u>に応じて分割して設定する。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-6 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4.1 要求機能及び性能目標</p> <p>本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</p> <p>(1) 要求機能</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>早期の火災感知</u>が要求されている。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち、地震、凍結、風水害によっても<u>火災感知の機能が保持される</u>ことが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する機能が損なわれないことが要求される。</p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、<u>耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持</u>することを機能設計上の性能目標とする。耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に対する機能設計を「4.2(4)火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa.項に示す。</p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>早期に火災を感知する機能を保持</u>することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電氣的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の<u>火災を感知する火災感知設備の電源は、非常用低圧母線の原子炉コントロールセンタ、緊急時対策所コントロールセ</u></p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-9 -</p>	<p>4.1 要求機能及び性能目標</p> <p>本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</p> <p>(1) 要求機能</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>火災を早期に感知</u>することが要求されている。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち、地震、凍結、風水害によっても火災を早期に<u>感知する機能を保持</u>することが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する機能が損なわれないことが要求される。</p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、<u>当該の火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持</u>することを機能設計上の性能目標とする。耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に対する機能設計を「4.2(4)火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa.項に示す。</p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>火災を早期に感知する機能を保持</u>することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持に必要な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電氣的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用低圧母線の原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタから受電する。原子炉コントロールセンタ及び緊急時対策所コントロールセンタは耐震Sクラス</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-9 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>ンタから受電する。原子炉コントロールセンタ、緊急時対策所コントロールセンタは、耐震Sクラスであるため、その耐震計算については、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された大飯発電所第4号機の工事計画の添付資料13「耐震性に関する説明書」のうち添付資料13-17-8-15「コントロールセンタ（非常用）の耐震計算書」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画の添付資料10「耐震性に関する説明書」のうち添付資料10-14-3-3「緊急時対策所コントロールセンタの耐震計算書」に示す。</p>	<p>であり、その耐震計算については、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された大飯発電所第4号機の工事計画の資料13「耐震性に関する説明書」のうち資料13-17-8-15「コントロールセンタ（非常用）の耐震計算書」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画の資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-14-3-3「緊急時対策所コントロールセンタの耐震計算書」に示す。</p>	<p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4.2 機能設計</p> <p>本項では、「4.1 要求機能及び性能目標」で設定している火災感知設備の機能設計上の性能目標を達成するために、火災感知設備の機能設計の方針を定める。</p> <p>火災感知設備として、火災感知器及び火災受信機盤を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、ピット以外に原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質を貯蔵する機器等及び重大事故等対処施設はないこと、並びに、ピットの側面と底面は金属で覆われており、ピット内は水で満たされていることを踏まえ、当該エリアにおいて火災が発生した場合でもピット内の水の蒸発に熱を奪われ、火災が継続することはないと<u>考えられるため</u>、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器等を選定の上、それぞれの感知器等について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所（10mGy/hを超える場所）で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-11 -</p>	<p>4.2 機能設計</p> <p>本項では、「4.1 要求機能及び性能目標」で設定している火災感知設備の機能設計上の性能目標を達成するために、火災感知設備の機能設計の方針を定める。</p> <p>火災感知設備として、火災感知器及び火災受信機盤を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットを<u>設置する火災区画</u>及び復水ピットを<u>設置する火災区画</u>は、ピット以外に原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質を貯蔵する機器等及び重大事故等対処施設がないこと、並びに、ピットの側面と底面は金属で覆われており、ピット内は水で満たされていることを踏まえ、当該火災区画において火災が発生した場合でもピット内の水の蒸発に熱を奪われ、火災が継続することはないと<u>考えられ</u>、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器等を選定の上、それぞれの感知器等について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所（10mGy/hを超える場所）で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-11 -</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ火災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分離型）及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない防爆型の炎検出装置は、赤外線を検知する方式と紫外線を検知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を</p>	<p>設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ火災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分離型）及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない防爆型の炎検出装置は、赤外線を検知する方式と紫外線を検知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、</p>	<p>記載の適正化 （前頁記載内容繰り下がり）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （次頁への記載内容繰り下がり）</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>b. 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、<u>火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の i. から iii. に掲げる方法についても適用する設計とする。</u></p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が 1m 以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第2号に規定されている熱感知器を床面を網羅するように設置できないこと、並びに、取付面の高さが20m以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号イにより、炎感知器以外の感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所は、消防法施行規則第23条</p>	<p>感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>b. 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、<u>誤作動を防止するための方策を講じる設計とする。</u>また、感知器の設置方法については、<u>火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の i. から iii. に掲げる方法についても適用する設計とする。それぞれの設置方法に関する具体的な説明を第4-1表に示す。</u></p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が 1m 以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第2号に規定されている熱感知器を床面を網羅するように設置できないこと、並びに、取付面の高さが20m以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号イにより、炎感知器以外の感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置するこ</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第4項第7号の4ハを満足するように炎感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所 水蒸気が多量に滞留する場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号のニ及びホにより、熱感知器以外の感知器等を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所は、熱感知器においては消防法施行規則第23条第4項第3号ロ、煙感知器においては消防法施行規則第23条第4項第7号ホを満足するように設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれがある場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切でない場所である。</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう感知器等を設置する設計とする。ここで、設計基準は、「感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できること。」（設計基準①）とし、これができない場合は、「火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できること。」（設計基準②）を適用する方針とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を同</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-14 -</p>	<p>とができない場所である。</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所は、消防法施行規則第23条第4項第7号の4ハを満足するように炎感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所 水蒸気が多量に滞留する場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号のニ及びホにより、熱感知器以外の感知器等を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所は、熱感知器においては消防法施行規則第23条第4項第3号ロ、煙感知器においては消防法施行規則第23条第4項第7号ホを満足するように設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれがある場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切でない場所である。</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう感知器等を設置する設計とする。ここで、設計基準は、「感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できること。」（設計基準①）とし、これができない場合は、「火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できること。」（設計基準②）を適用する方針とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外は、火災防護上重要な機器等、</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-14 -</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり (04-添2-15 同様に記載内容繰り下がり))</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>式でない炎感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置することで、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(b) 新燃料貯蔵庫エリア 新燃料貯蔵庫エリアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置し、「ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式でない炎感知器を障害物となるものが設置されている場所の上面を網羅的に監視できるように設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(c) シャワー室 シャワー室は、水蒸気の影響（風雨の影響と同等）を考慮し、<u>水蒸気の影響を受けない場所にアナログ式の煙感知器、水蒸気の影響を受ける場所にアナログ式の防水型の熱感知器を設置する設計とする。</u> 設置方法については、アナログ式の防水型の熱感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器は同一火災区画内の隣接エリアに設置する煙感知器を兼用する設計とし、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(d) 原子炉格納容器ループ室 原子炉格納容器ループ室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所（10mGy/h以下の場所、以下同じ。）にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場所（10mGy/hを超える場所、以下同じ。）にアナログ式でない防燥型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、グレーチングが複数階層に分かれて設置され、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面が大部分を占める天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用する設計とし、アナログ式でない防</p>	<p>す。</p> <p>(a) 原子炉格納容器内オペレーティングフロア 原子炉格納容器内オペレーティングフロアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、天井高さが床面から20m以上であることを踏まえ、アナログ式でない炎感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置することで、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(b) 新燃料貯蔵庫エリア 新燃料貯蔵庫エリアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる天井面に設置し、「ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式でない炎感知器を障害物となるものが設置されている場所の上面を網羅的に監視できるように設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(c) シャワー室 シャワー室は、水蒸気の影響（風雨の影響と同等）を考慮し、<u>水蒸気の影響を受けない場所にアナログ式の煙感知器、水蒸気の影響を受ける場所にアナログ式の防水型の熱感知器を設置する設計とする。</u> 設置方法については、アナログ式の防水型の熱感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器は同一火災区画内の隣接エリアに設置する煙感知器を兼用すること、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(d) 原子炉格納容器ループ室 原子炉格納容器ループ室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所（10mGy/h以下の場所、以下同じ。）にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>爆型の熱感知器をグレーチング面及びグレーチング面が大部分を占める天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(e) 加圧器室（上部） 加圧器室（上部）は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面及び天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用する設計とし、アナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面及び天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(f) 炉内計装用シンプル配管室 炉内計装用シンプル配管室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を入口部分に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置する煙感知器を兼用する設計とし、アナログ式の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の入口部分、アナログ式でない防爆型の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の下部に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式でない防爆型の熱感知器を兼用する設計とすることで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(g) 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を入口部分に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置する煙感知器を兼用し、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の入口部分、アナログ式でない防爆型の熱感知器を炉内計装用シ</p>	<p>所（10mGy/hを超える場所、以下同じ。）にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、グレーチングが複数階層に分かれて設置され、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面が大部分を占める天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用し、アナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面及びグレーチング面が大部分を占める天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(e) 加圧器室（上部） 加圧器室（上部）は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面及び天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用し、アナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面及び天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(f) 炉内計装用シンプル配管室 炉内計装用シンプル配管室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」及び「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を入口部分に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置する煙感知器を兼用し、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の入口部分、アナログ式でない防爆型の熱感知器を炉内計装用シ</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>とを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(h) 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(i) 使用済樹脂貯蔵タンク室 使用済樹脂貯蔵タンク室は、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(2) 火災受信機盤 火災感知設備のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所において中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>(3) 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの必要な容量を有し、消防法を満足する蓄電池を内蔵する。火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用低圧母線</p>	<p>ンプル配管室の下部に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式でない防爆型の熱感知器を兼用する。とで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(g) 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準①を満足する設計とする。</p> <p>(h) 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準①を満足する設計とする。</p> <p>(i) 使用済樹脂貯蔵タンク室 使用済樹脂貯蔵タンク室は、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準①を満足する設</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>の3A1、3A2、4A1、4B2原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタを介して非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮</p> <p>火災感知設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備は、第4-5表及び第4-6表に示すとおり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設【】に対して、火災の早期感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。</p> <p>(a) 消防法施行規則第23条第4項の設置条件に基づき、「(1) 火災感知器」に示す環境条件を考慮して設置する感知器等と「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視の機能を有する火災受信機盤により構成する設計とする。</p> <p>(b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有し、消防法を満足する蓄電池を内蔵する。火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用低圧母線の3A1、3A2、4A1、4B2原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタを介して非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する電氣的機能を保持する設計とする。具体的な電氣的機能の保持に係る耐震設計については、「4.3 構造強度設計」に示す。</p> <p>b. 屋外に設置する感知等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。</p> <p>c. 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧させる。</p>	<p>計とする。</p> <p>(2) 火災受信機盤</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び【】においても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>(3) 火災感知設備の電源確保</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設ける。火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用低圧母線の3A1、3A2、4A1、4B2原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタを介して非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮</p> <p>火災感知設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備は、第4-6表及び第4-7表に示すとおり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）に対して、火災の早期感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。</p> <p>(a) 消防法施行規則第23条第4項の設置条件に基づき、「(1) 火災感知器」に示す環境条件を考慮して設置する感知器等と「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視の機能を有する火災受信機盤により構成する設計とする。</p> <p>(b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、非常用電源から受電可能な設計とし、電源喪失時においても火災の感知を可能とするために必要な容量を有</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

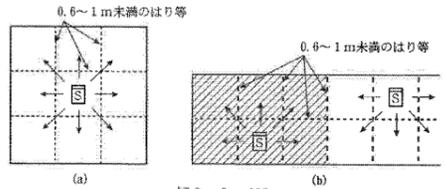
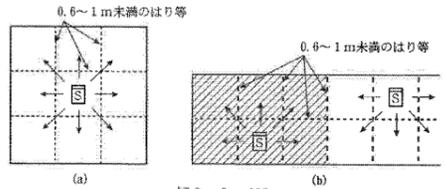
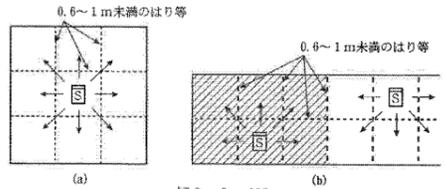
変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>した消防法を満足する蓄電池を内蔵する設計とする。</p> <p>(c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する電気的機能を保持する設計とする。具体的な電気的機能の保持に係る耐震設計については、「4.3 構造強度設計」に示す。</p> <p>b. 屋外に設置する<u>感知器等</u>は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。</p> <p>c. 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

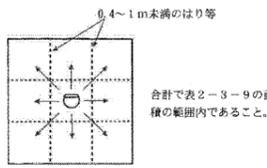
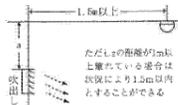
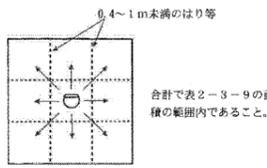
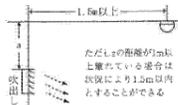
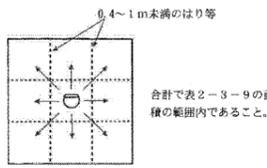
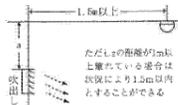
【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4.3 構造強度設計</p> <p>火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、<u>機能設計で設定した火災感知設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</u></p> <p>火災感知設備は、「4.1 要求機能及び性能目標」の「(2)性能目標b.項」で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電氣的機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備の耐震評価は、添付資料3「耐震性に関する説明書」の添付資料3別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施し、火災感知設備の耐震評価の方法及び結果を添付資料3別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、<u>動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する火災感知設備の影響評価結果を別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</u></p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-21 -</p>	<p>4.3 構造強度設計</p> <p>火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、<u>耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</u></p> <p>火災感知設備は、「4.1 要求機能及び性能目標」の「(2)性能目標」のb.項で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち、耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が、<u>火災を早期に感知する機能の保持に必要な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電氣的機能を保持する設計とする。</u></p> <p>火災感知設備の耐震評価は、<u>資料3「耐震性に関する説明書」の別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施し、火災感知設備の耐震評価の方法及び結果を別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」、別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」及び別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</u></p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-22 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化 (頁番号の変更)</p>

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																														
	<div data-bbox="1397 457 2288 1339" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第4-1表 火災の感知に支障がないことを確認した上で適用する感知器の設置方法(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">対象の感知器</th> <th style="width: 80%;">設置方法の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">方法 i</td> <td style="text-align: center;">煙感知器</td> <td> <p>はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図2-3-108(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表2-3-15に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること。</p> <p>また、0.6m以上1m未満のはり等によって区画された10m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>(a) (b)</p> <p>図2-3-108</p> </div> <p>表2-3-15</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="4">感知面積の合計 (m²)</th> </tr> <tr> <th>4m未満</th> <th>4m以上 8m未満</th> <th>8m以上 15m未満</th> <th>15m以上 20m未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div>		対象の感知器	設置方法の説明	方法 i	煙感知器	<p>はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図2-3-108(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表2-3-15に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること。</p> <p>また、0.6m以上1m未満のはり等によって区画された10m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>(a) (b)</p> <p>図2-3-108</p> </div> <p>表2-3-15</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="4">感知面積の合計 (m²)</th> </tr> <tr> <th>4m未満</th> <th>4m以上 8m未満</th> <th>8m以上 15m未満</th> <th>15m以上 20m未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>	感知器種別	感知面積の合計 (m ²)				4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	1種	60	60	40	40	2種	60	60	40		3種	20				<p>記載の適正化</p>
	対象の感知器	設置方法の説明																														
方法 i	煙感知器	<p>はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図2-3-108(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表2-3-15に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること。</p> <p>また、0.6m以上1m未満のはり等によって区画された10m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>(a) (b)</p> <p>図2-3-108</p> </div> <p>表2-3-15</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="4">感知面積の合計 (m²)</th> </tr> <tr> <th>4m未満</th> <th>4m以上 8m未満</th> <th>8m以上 15m未満</th> <th>15m以上 20m未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>	感知器種別	感知面積の合計 (m ²)				4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	1種	60	60	40	40	2種	60	60	40		3種	20									
感知器種別	感知面積の合計 (m ²)																															
	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満																												
1種	60	60	40	40																												
2種	60	60	40																													
3種	20																															

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																																		
	<p style="text-align: center;">第4-1表 火災の感知に支障がないことを確認した上で適用する感知器の設置方法(2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">対象の感知器</th> <th style="width: 80%;">設置方法の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">方法 i</td> <td style="text-align: center;">熱感知器</td> <td> <p>はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続している場合は、表2-3-9に示す面積の範囲内ごとに同一の感知区域とすることができる。この場合、図2-3-32のように、各小区画は感知器を設置した区画に隣接しなければならない。</p> <p>また、0.4m以上1m未満のはり等によって区画された5m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <caption>表2-3-9</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="2">感知区域</th> <th colspan="2">合計面積</th> </tr> <tr> <th>構造</th> <th>種</th> <th>火</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">差動式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">播散式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定温式スポット型</td> <td>特</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>種</td> <td>13m²</td> <td>8m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>熱アナログ式スポット型</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> </tbody> </table>  </div> </td> <td data-bbox="2368 327 2858 1818" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>記載の適正化</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>天井面から空気吹き出し口までの距離（下図a）が1m以上離れている場合は、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>  <p style="font-size: small;">ただし、この距離が1m以上離れている場合は、図2-3-32に示す範囲内とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>また、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向については、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		対象の感知器	設置方法の説明	方法 i	熱感知器	<p>はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続している場合は、表2-3-9に示す面積の範囲内ごとに同一の感知区域とすることができる。この場合、図2-3-32のように、各小区画は感知器を設置した区画に隣接しなければならない。</p> <p>また、0.4m以上1m未満のはり等によって区画された5m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <caption>表2-3-9</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="2">感知区域</th> <th colspan="2">合計面積</th> </tr> <tr> <th>構造</th> <th>種</th> <th>火</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">差動式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">播散式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定温式スポット型</td> <td>特</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>種</td> <td>13m²</td> <td>8m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>熱アナログ式スポット型</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> </tbody> </table>  </div>	感知器種別	感知区域		合計面積		構造	種	火	その他	差動式スポット型	1	種	20m ²	15m ²	2	種	15m ²	10m ²	播散式スポット型	1	種	20m ²	15m ²	2	種	15m ²	10m ²	定温式スポット型	特	種	15m ²	10m ²	1	種	13m ²	8m ²			熱アナログ式スポット型	15m ²	10m ²	<p>記載の適正化</p>		<p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>天井面から空気吹き出し口までの距離（下図a）が1m以上離れている場合は、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>  <p style="font-size: small;">ただし、この距離が1m以上離れている場合は、図2-3-32に示す範囲内とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>また、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向については、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>	
	対象の感知器	設置方法の説明																																																		
方法 i	熱感知器	<p>はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続している場合は、表2-3-9に示す面積の範囲内ごとに同一の感知区域とすることができる。この場合、図2-3-32のように、各小区画は感知器を設置した区画に隣接しなければならない。</p> <p>また、0.4m以上1m未満のはり等によって区画された5m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <caption>表2-3-9</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="2">感知区域</th> <th colspan="2">合計面積</th> </tr> <tr> <th>構造</th> <th>種</th> <th>火</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">差動式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">播散式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定温式スポット型</td> <td>特</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>種</td> <td>13m²</td> <td>8m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>熱アナログ式スポット型</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> </tbody> </table>  </div>	感知器種別	感知区域		合計面積		構造	種	火	その他	差動式スポット型	1	種	20m ²	15m ²	2	種	15m ²	10m ²	播散式スポット型	1	種	20m ²	15m ²	2	種	15m ²	10m ²	定温式スポット型	特	種	15m ²	10m ²	1	種	13m ²	8m ²			熱アナログ式スポット型	15m ²	10m ²	<p>記載の適正化</p>								
感知器種別	感知区域			合計面積																																																
	構造	種	火	その他																																																
差動式スポット型	1	種	20m ²	15m ²																																																
	2	種	15m ²	10m ²																																																
播散式スポット型	1	種	20m ²	15m ²																																																
	2	種	15m ²	10m ²																																																
定温式スポット型	特	種	15m ²	10m ²																																																
	1	種	13m ²	8m ²																																																
		熱アナログ式スポット型	15m ²	10m ²																																																
	<p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>天井面から空気吹き出し口までの距離（下図a）が1m以上離れている場合は、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>  <p style="font-size: small;">ただし、この距離が1m以上離れている場合は、図2-3-32に示す範囲内とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>また、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向については、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>																																																			

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																																																						
<p style="text-align: center;">第4-1表 環境条件を考慮した火災感知器の選定結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知方式</th> <th colspan="2">感知器（検定品）の選定</th> <th rowspan="2">検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定</th> </tr> <tr> <th>一般的な環境条件</th> <th>考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙</td> <td>アナログ式の煙感知器</td> <td>・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）</td> <td>・空気吸引式の煙検出装置</td> </tr> <tr> <td>熱</td> <td>アナログ式の熱感知器</td> <td>・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器</td> <td>・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置</td> </tr> <tr> <td>炎</td> <td>アナログ式でない炎感知器</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4-2表 考慮すべき環境条件に適応する感知器等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">考慮すべき環境条件</th> <th colspan="2">環境条件を考慮した火災感知器の選定</th> </tr> <tr> <th>感知器（検定品）</th> <th>検出装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の影響（故障の観点）</td> <td>・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器^{※1}</td> <td>・空気吸引式の煙検出装置</td> </tr> <tr> <td>引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）</td> <td>・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器^{※1}</td> <td>・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> </tr> <tr> <td>風雨の影響（故障の観点）</td> <td>・アナログ式の防水型の熱感知器</td> <td>・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置</td> </tr> <tr> <td>設備配置^{※2}（感知性の観点）</td> <td>・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）</td> <td>・光ファイバー式熱検出装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：アナログ式でない防爆型の熱感知器は、「放射線量が高い場所」及び「引火性気体の滞留のおそれがある場所」の両方で使用可 ※2：設備配置とは、広範囲の空間において監視の障害となる設備がない、ケーブルトレイが長距離にわたって設置されているといった設備の配置状況のことであり、光電分離型は前者、光ファイバー式熱検出装置は後者の設備配置を考慮して選定</p>	感知方式	感知器（検定品）の選定		検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）	煙	アナログ式の煙感知器	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・空気吸引式の煙検出装置	熱	アナログ式の熱感知器	・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器	・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置	炎	アナログ式でない炎感知器	—	・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置	考慮すべき環境条件	環境条件を考慮した火災感知器の選定		感知器（検定品）	検出装置	放射線の影響（故障の観点）	・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・空気吸引式の煙検出装置	引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置	風雨の影響（故障の観点）	・アナログ式の防水型の熱感知器	・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置	設備配置 ^{※2} （感知性の観点）	・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・光ファイバー式熱検出装置	<p style="text-align: center;">第4-2表 環境条件を考慮した火災感知器の選定結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知方式</th> <th colspan="2">感知器（検定品）の選定</th> <th rowspan="2">検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定</th> </tr> <tr> <th>一般的な環境条件</th> <th>考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙</td> <td>アナログ式の煙感知器</td> <td>・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）</td> <td>・空気吸引式の煙検出装置</td> </tr> <tr> <td>熱</td> <td>アナログ式の熱感知器</td> <td>・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器</td> <td>・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置</td> </tr> <tr> <td>炎</td> <td>アナログ式でない炎感知器</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4-3表 考慮すべき環境条件に適応する感知器等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">考慮すべき環境条件</th> <th colspan="2">環境条件を考慮した火災感知器の選定</th> </tr> <tr> <th>感知器（検定品）</th> <th>検出装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の影響（故障の観点）</td> <td>・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器^{※1}</td> <td>・空気吸引式の煙検出装置</td> </tr> <tr> <td>引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）</td> <td>・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器^{※1}</td> <td>・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> </tr> <tr> <td>風雨の影響（故障の観点）</td> <td>・アナログ式の防水型の熱感知器</td> <td>・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置</td> </tr> <tr> <td>設備配置^{※2}（感知性の観点）</td> <td>・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）</td> <td>・光ファイバー式熱検出装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：アナログ式でない防爆型の熱感知器は、「放射線量が高い場所」及び「引火性気体の滞留のおそれがある場所」の両方で使用可 ※2：設備配置とは、広範囲の空間において監視の障害となる設備がない、ケーブルトレイが長距離にわたって設置されているといった設備の配置状況のことであり、光電分離型は前者、光ファイバー式熱検出装置は後者の設備配置を考慮して選定</p>	感知方式	感知器（検定品）の選定		検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）	煙	アナログ式の煙感知器	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・空気吸引式の煙検出装置	熱	アナログ式の熱感知器	・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器	・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置	炎	アナログ式でない炎感知器	—	・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置	考慮すべき環境条件	環境条件を考慮した火災感知器の選定		感知器（検定品）	検出装置	放射線の影響（故障の観点）	・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・空気吸引式の煙検出装置	引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置	風雨の影響（故障の観点）	・アナログ式の防水型の熱感知器	・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置	設備配置 ^{※2} （感知性の観点）	・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・光ファイバー式熱検出装置	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化 (頁番号の変更)</p>
感知方式		感知器（検定品）の選定			検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定																																																																			
	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）																																																																						
煙	アナログ式の煙感知器	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・空気吸引式の煙検出装置																																																																					
熱	アナログ式の熱感知器	・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器	・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置																																																																					
炎	アナログ式でない炎感知器	—	・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置																																																																					
考慮すべき環境条件	環境条件を考慮した火災感知器の選定																																																																							
	感知器（検定品）	検出装置																																																																						
放射線の影響（故障の観点）	・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・空気吸引式の煙検出装置																																																																						
引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置																																																																						
風雨の影響（故障の観点）	・アナログ式の防水型の熱感知器	・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置																																																																						
設備配置 ^{※2} （感知性の観点）	・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・光ファイバー式熱検出装置																																																																						
感知方式	感知器（検定品）の選定		検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定																																																																					
	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）																																																																						
煙	アナログ式の煙感知器	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・空気吸引式の煙検出装置																																																																					
熱	アナログ式の熱感知器	・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器	・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置																																																																					
炎	アナログ式でない炎感知器	—	・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置																																																																					
考慮すべき環境条件	環境条件を考慮した火災感知器の選定																																																																							
	感知器（検定品）	検出装置																																																																						
放射線の影響（故障の観点）	・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・空気吸引式の煙検出装置																																																																						
引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置																																																																						
風雨の影響（故障の観点）	・アナログ式の防水型の熱感知器	・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置																																																																						
設備配置 ^{※2} （感知性の観点）	・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・光ファイバー式熱検出装置																																																																						
<p>- 04-添2-22 -</p>	<p>- 04-添2-25 -</p>																																																																							

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前				変更後				備考
<p>第4-1表 各エリアにおける異なる感知方式の感知器等の組合せ及び設置方法</p>								
対象エリア	考慮事項 (上段は感知器等の選定時に考慮する環境条件、下段は設置時に考慮する条件)	感知器等の組合せ		設置方法	感知方式	設置方法	備考	
		煙感知方式	熱感知方式					
一般エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	アナログ式でない、液感知器 (次の例外線長長を感知)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり		
原子炉格納容器内オペレーティングフロア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃) (自主設置)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	アナログ式でない、液感知器 (次の例外線長長を感知)	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：自主設置 ※感知方式：基準どおり		
新燃料貯蔵車エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃) (自主設置)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	アナログ式でない、液感知器 (次の例外線長長を感知)	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：自主設置 ※感知方式：基準どおり		
原子炉格納容器ループ室	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
加圧器室(上部)	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
再生熱交換器室	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
水フィルタ室	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
化学体積制御設備配管バルブ室のうち配管設置置エリア	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
使用済燃料ピット配管バルブ室のうち配管設置置エリア	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
燃料移送管室	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
<p>第4-2表 各エリアにおける異なる感知方式の感知器等の組合せ及び設置方法</p>								
対象エリア	考慮事項 (上段は感知器等の選定時に考慮する環境条件、下段は設置時に考慮する条件)	感知器等の組合せ		設置方法	感知方式	設置方法	備考	
		煙感知方式	熱感知方式					
一般エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	アナログ式でない、液感知器 (次の例外線長長を感知)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり		
原子炉格納容器内オペレーティングフロア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃) (自主設置)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	アナログ式でない、液感知器 (次の例外線長長を感知)	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：自主設置 ※感知方式：基準どおり		
新燃料貯蔵車エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃) (自主設置)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	アナログ式でない、液感知器 (次の例外線長長を感知)	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：自主設置 ※感知方式：基準どおり		
原子炉格納容器ループ室	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
加圧器室(上部)	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
再生熱交換器室	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
水フィルタ室	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
化学体積制御設備配管バルブ室のうち配管設置置エリア	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
使用済燃料ピット配管バルブ室のうち配管設置置エリア	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		
燃料移送管室	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置し、 隣室エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃)	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり ※感知方式：基準どおり	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用		

記載の適正化
(頁番号の変更)

記載の適正化

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前		変更後		備考
対象エリア	考慮事項 (上段は感知器等の検出時に考慮する環境条件、下段は設置時に考慮する条件)	感知器等の組合せ	設置方法	
体積制御タンク室	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：基準どおり 熱感知方式：基準どおり
使用済燃料貯蔵タンク室	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	—	—
燃料貯蔵タンク及び重油タンクエリア	放射線の影響 作業員の被ばく 放射線の影響 取付場所 作業員の被ばく 放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 排気ダクト内に設置 アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置 隣接エリアの感知器を兼用 アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準①を適用 熱感知方式：設計基準①を適用
B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準どおり
シャワー室	風雨の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準どおり
空冷式非常用発電装置エリア	風雨の影響 屋外	熱サーモカメラ(感度：温度120℃) 空冷式非常用発電装置の火災を全体的に監視できるように設置	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対応施設及び発生源となり得る設備を全体的に監視
海水ポンプエリア	風雨の影響 屋外	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対応施設及び発生源となり得る設備を全体的に監視
燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア	引火性気体の滞留のおそれ 屋内に準ずる場所	タンク内部を直観監視でき、油火災の早期感知に有効な取付場所を設置 アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に準じて設置	—	知火災の早期感知に有効な取付場所に設置
配管敷設エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	消防法施行規則第23条第4項に準じて設置
海水管トンネルエリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準①を適用(注1) 熱感知方式：設計基準①を適用(注1)
ケープブル敷設エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準②を適用(注2) 熱感知方式：基準どおり
B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	—	煙感知方式：設計基準②を適用(注1) 熱感知方式：基準どおり
シャワー室	風雨の影響 水蒸気の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 隣接エリアの感知器を兼用	—	—
空冷式非常用発電装置エリア	風雨の影響 屋外	熱サーモカメラ(感度：温度120℃) 空冷式非常用発電装置の火災を全体的に監視できるように設置	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対応施設及び発生源となり得る設備を全体的に監視
海水ポンプエリア	風雨の影響 屋外	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対応施設及び発生源となり得る設備を全体的に監視
燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア	引火性気体の滞留のおそれ 屋内に準ずる場所	タンク内部を直観監視でき、油火災の早期感知に有効な取付場所を設置 アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に準じて設置	—	知火災の早期感知に有効な取付場所に設置
配管敷設エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	消防法施行規則第23条第4項に準じて設置
海水管トンネルエリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準①を適用(注1) 熱感知方式：設計基準①を適用(注1)
ケープブル敷設エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準②を適用(注2) 熱感知方式：基準どおり
B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	—	煙感知方式：設計基準②を適用(注1) 熱感知方式：基準どおり
シャワー室	風雨の影響 水蒸気の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 隣接エリアの感知器を兼用	—	—
空冷式非常用発電装置エリア	風雨の影響 屋外	熱サーモカメラ(感度：温度120℃) 空冷式非常用発電装置の火災を全体的に監視できるように設置	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対応施設及び発生源となり得る設備を全体的に監視
海水ポンプエリア	風雨の影響 屋外	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対応施設及び発生源となり得る設備を全体的に監視
燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア	引火性気体の滞留のおそれ 屋内に準ずる場所	タンク内部を直観監視でき、油火災の早期感知に有効な取付場所を設置 アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に準じて設置	—	知火災の早期感知に有効な取付場所に設置
配管敷設エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	消防法施行規則第23条第4項に準じて設置
海水管トンネルエリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準①を適用(注1) 熱感知方式：設計基準①を適用(注1)
ケープブル敷設エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準②を適用(注2) 熱感知方式：基準どおり
B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	—	煙感知方式：設計基準②を適用(注1) 熱感知方式：基準どおり

表 4-5 表 各エリアにおける異なる感知方式の感知器等の組合せ及び設置方法(注2)

対象エリア	考慮事項 (上段は感知器等の検出時に考慮する環境条件、下段は設置時に考慮する条件)	感知器等の組合せ		設置方法
		煙感知方式	熱感知方式	
体積制御タンク室	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃)	—
使用済燃料貯蔵タンク室	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	—
燃料貯蔵タンク及び重油タンクエリア	放射線の影響 作業員の被ばく 放射線の影響 取付場所 作業員の被ばく 放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 排気ダクト内に設置 アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置 隣接エリアの感知器を兼用 アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準①を適用(注1) 熱感知方式：設計基準①を適用(注1)
B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	—	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準どおり
シャワー室	風雨の影響 水蒸気の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 隣接エリアの感知器を兼用	—	—
空冷式非常用発電装置エリア	風雨の影響 屋外	熱サーモカメラ(感度：温度120℃) 空冷式非常用発電装置の火災を全体的に監視できるように設置	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対応施設及び発生源となり得る設備を全体的に監視
海水ポンプエリア	風雨の影響 屋外	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対応施設及び発生源となり得る設備を全体的に監視
燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア	引火性気体の滞留のおそれ 屋内に準ずる場所	タンク内部を直観監視でき、油火災の早期感知に有効な取付場所を設置 アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に準じて設置	—	知火災の早期感知に有効な取付場所に設置
配管敷設エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	消防法施行規則第23条第4項に準じて設置
海水管トンネルエリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準①を適用(注1) 熱感知方式：設計基準①を適用(注1)
ケープブル敷設エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準②を適用(注2) 熱感知方式：基準どおり
B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	—	煙感知方式：設計基準②を適用(注1) 熱感知方式：基準どおり
シャワー室	風雨の影響 水蒸気の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 隣接エリアの感知器を兼用	—	—
空冷式非常用発電装置エリア	風雨の影響 屋外	熱サーモカメラ(感度：温度120℃) 空冷式非常用発電装置の火災を全体的に監視できるように設置	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対応施設及び発生源となり得る設備を全体的に監視
海水ポンプエリア	風雨の影響 屋外	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対応施設及び発生源となり得る設備を全体的に監視
燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア	引火性気体の滞留のおそれ 屋内に準ずる場所	タンク内部を直観監視でき、油火災の早期感知に有効な取付場所を設置 アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に準じて設置	—	知火災の早期感知に有効な取付場所に設置
配管敷設エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	消防法施行規則第23条第4項に準じて設置
海水管トンネルエリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準①を適用(注1) 熱感知方式：設計基準①を適用(注1)
ケープブル敷設エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%)	—	煙感知方式：設計基準②を適用(注2) 熱感知方式：基準どおり
B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	—	煙感知方式：設計基準②を適用(注1) 熱感知方式：基準どおり

(注1) 「考慮事項」及び「設置方法」末尾の()内に、設計基準を適用して感知器等を設置する場所の条件()のうち、当該設置場所は該当する条件を示す。

(注2) キヤスク仮置場及び燃料貯蔵タンク室の煙感知器の感度は煙濃度5.2%とする。

(注3) 主蒸気・主給水管室の煙感知器の感度は温度75℃とする。

記載の適正化
(頁番号の変更)

記載の適正化

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																												
<p style="text-align: center;">第4-6表 火災感知設備 耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th>防護対象</th> <th colspan="2">火災感知設備</th> <th rowspan="2">耐震設計の基本方針</th> </tr> <tr> <th>対象設備</th> <th>構成品</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">①</td> <td rowspan="2">火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）</td> <td>感知器等^{（注1,2）}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">C</td> <td rowspan="2">基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の煙検出装置、光ファイバー式熱検出装置、熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置</p> <p>（注2）光ファイバー式熱検出装置はケーブルと同様に敷設する形態であるため、その耐震評価は電路類の耐震性を確認することで実施している。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-27 -</p>	No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の基本方針	対象設備	構成品	耐震クラス	①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）	感知器等 ^{（注1,2）}	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	火災受信機盤	<p style="text-align: center;">第4-7表 火災感知設備 耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th>防護対象</th> <th colspan="2">火災感知設備</th> <th rowspan="2">耐震設計の基本方針</th> </tr> <tr> <th>対象設備</th> <th>構成品</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">①</td> <td rowspan="2">火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）</td> <td>感知器等^{（注1,2）}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">C</td> <td rowspan="2">基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の煙感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置、熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置</p> <p>（注2）光ファイバー式熱検出装置はケーブルと同様に敷設する形態であるため、その耐震評価は電路類の耐震性を確認することで実施している。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-30 -</p>	No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の基本方針	対象設備	構成品	耐震クラス	①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）	感知器等 ^{（注1,2）}	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	火災受信機盤	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化 （頁番号の変更）</p>
No.		防護対象	火災感知設備			耐震設計の基本方針																								
	対象設備	構成品	耐震クラス																											
①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）	感知器等 ^{（注1,2）}	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持																										
		火災受信機盤																												
No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の基本方針																										
	対象設備	構成品	耐震クラス																											
①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）	感知器等 ^{（注1,2）}	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持																										
		火災受信機盤																												

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5. 火災防護に関する評価結果</p> <p>本設計及び工事計画において設置する火災感知設備が、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された大飯発電所第4号機の工事計画の火災による損傷の防止に係る火災発生防止、火災の消火及び火災の影響軽減のそれぞれの火災防護対策の設計に変更がないことを確認した。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-28/E -</p>	<p>5. 火災防護に関する評価結果</p> <p>本設計及び工事計画により、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された大飯発電所第4号機の工事計画の火災による損傷の防止に係る火災発生防止、火災の消火及び火災の影響軽減のそれぞれの火災防護対策の設計に変更がないことを確認した。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添2-31/E -</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-1 耐震設計の基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。本設計及び工事計画における耐震設計の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-1「耐震設計の基本方針」による。なお、本設計及び工事計画の申請対象設備である火災感知設備の耐震性については、技術基準規則第11条及び第52条が要求している基準地震動Ssに対して機能を保持するものとして、別添1にて説明する。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添3-1-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。本設計及び工事計画における耐震設計の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の資料13-1「耐震設計の基本方針」による。</p> <p>本設計及び工事計画の申請対象設備である設計基準対象施設又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の耐震性については、技術基準規則第11条及び第52条が要求している基準地震動Ssに対して機能を保持するものとして、別添1にて説明する。</p> <p>なお、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画の火災感知設備の耐震性については、令和3年8月24日付け原規規発第2108244号にて認可された設計及び工事計画の資料12「耐震性に関する説明書」別添1から変更はない。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添3-1-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-2 基準地震動S_sの概要】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>耐震設計に用いる基準地震動S_sは、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料1-3-2「基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dの概要」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添3-2-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>耐震設計に用いる基準地震動S_sは、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の資料1-3-2「基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dの概要」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添3-2-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-3 重要度分類の基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類についての基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-4「重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」による。</p> <p>- 04-添3-3-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類についての基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-4「重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」による。</p> <p>- 04-添3-3-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-4 地震応答解析の基本方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>耐震設計を行う際の地震応答解析の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料1-3-6「地震応答解析の基本方針」による。</p> <p>- 04-添3-4-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>耐震設計を行う際の地震応答解析の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の資料1-3-6「地震応答解析の基本方針」による。</p> <p>- 04-添3-4-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-5 設計用床応答曲線の作成方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-7「設計用床応答曲線の作成方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添3-5-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-7「設計用床応答曲線の作成方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添3-5-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-6 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針は、平成29年8月25日付け原規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-8「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添3-6-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針は、平成29年8月25日付け原規発第1708255号にて認可された工事計画の資料13-8「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 04-添3-6-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-7 機能維持の基本方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の機能維持に関する基本的な考え方は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-9「機能維持の基本方針」による。</p> <p>- 04-添3-7-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の機能維持に関する基本的な考え方は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の資料13-9「機能維持の基本方針」による。</p> <p>- 04-添3-7-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第11条及び第52条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」が適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）に適合する設計とするため、資料2「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」（以下「資料2」という。）に示す耐震Cクラス機器の火災感知設備が、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震設計方針について説明するものである。火災感知設備への基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則第5条及び第50条の対象ではない。</p> <p>耐震計算は、資料2に示す適用規格を用いて実施する。</p> <p><u>火災防護設備の具体的な耐震計算の方法及び結果は、別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する各設備の影響評価結果を、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</u></p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-1-1 -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第11条及び第52条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」が適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）に適合する設計とするため、資料2「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」（以下「資料2」という。）に示す耐震Cクラス機器の火災感知設備が、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震設計方針について説明するものである。火災感知設備への基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則第5条及び第50条の対象ではない。</p> <p>耐震計算は、資料2に示す適用規格を用いて実施する。</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の具体的な耐震計算の方法及び結果は、別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する各設備の影響評価結果を、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</u></p> <p><u>また、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画の火災感知設備の耐震評価の方法及び結果については、令和3年8月24日付け原規規発第2108244号にて認可された設計及び工事計画の資料1 2別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」、別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」及び別添1-4「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」から変更はない。</u></p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-1-1 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>火災防護設備の耐震評価は、資料3-4「地震応答解析の基本方針」、資料3-5「設計用床応答曲線の作成方針」、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」及び資料3-7「機能維持の基本方針」に基づいて実施する。</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象設備」に示す設備を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す基準地震動Ssによる地震力と組みあわすべき他の荷重による応力等が許容限界内にあることを、「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssによる地震力に対して、その機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組みあわせて実施する。影響評価方法は、「4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮」に示す。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>評価対象設備は、火災感知設備のうち火災感知器及び火災受信機盤を対象とする。</p> <p>1火災感知設備の構造計画を第2-1表及び第2-2表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-1-2 -</p>	<p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>火災防護設備の耐震評価は、資料3-4「地震応答解析の基本方針」、資料3-5「設計用床応答曲線の作成方針」、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」及び資料3-7「機能維持の基本方針」に基づいて実施する。</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象設備」に示す設備を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す基準地震動Ssによる地震力と組みあわすべき他の荷重による応力等が許容限界内にあることを、「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssによる地震力に対して、その機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組みあわせて実施する。影響評価方法は、「4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮」に示す。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>評価対象設備は、火災感知設備のうち火災感知器及び火災受信機盤を対象とする。</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の構造計画を第2-1表及び第2-2表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-1-2 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>3.2 許容限界</p> <p>許容限界は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針に従い、火災感知設備の構造及び支持構造から地震時荷重の伝達を考慮し、応力あるいは荷重が集中する評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>評価対象部位ごとの許容限界を第3-1表に示す。</p> <p>各設備の許容限界の詳細は、各計算書にて評価対象部位の機能損傷モードを考慮し、評価項目を選定し、評価項目ごとに許容限界を定める。</p> <p>3.2.1 火災感知設備</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災感知器は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基準地震動Ss</u>による地震力に対し、火災感知器を固定する基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p>(2) 火災受信機盤</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災受信機盤は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基準地震動Ss</u>による地震力に対し、基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-1-7 -</p>	<p>3.2 許容限界</p> <p>許容限界は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針に従い、火災感知設備の構造及び支持構造から地震時荷重の伝達を考慮し、応力あるいは荷重が集中する評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>評価対象部位ごとの許容限界を第3-1表に示す。</p> <p>各設備の許容限界の詳細は、各計算書にて評価対象部位の機能損傷モードを考慮し、評価項目を選定し、評価項目ごとに許容限界を定める。</p> <p>3.2.1 火災感知設備</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災感知器は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基準地震動Ss</u>による地震力に対し、火災感知器を固定する基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p>(2) 火災受信機盤</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災受信機盤は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基準地震動Ss</u>による地震力に対し、基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-1-7 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>4.3 機能維持評価</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssに対し、火災を早期に感知する電気的機能を保持することを性能目標としているため、火災感知設備の構造強度による機能維持及び電気的機能維持に係る耐震計算の方針は、資料3-7「機能維持の基本方針」を用いる。</p> <p>4.3.1 電気的機能維持</p> <p>地震時及び地震後に電気的機能が要求される機器は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針を踏まえ、基準地震動Ssによる当該設備設置床の最大床加速度が、以下に示す機能確認済加速度以下であることを確認する。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知器</p> <p>火災感知器は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災感知器を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災感知器単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>b. 火災受信機盤</p> <p>火災受信機盤は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災受信機盤を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災受信機盤単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮</p> <p>基準地震動Ssによる地震力による耐震性評価を実施する火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法に基づき評価を行う。</p> <p>■評価内容及び評価結果は、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-1-14 -</p>	<p>4.3 機能維持評価</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssに対し、火災を早期に感知する電気的機能を保持することを性能目標としているため、火災感知設備の構造強度による機能維持及び電気的機能維持に係る耐震計算の方針は、資料3-7「機能維持の基本方針」を用いる。</p> <p>4.3.1 電気的機能維持</p> <p>地震時及び地震後に電気的機能が要求される機器は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針を踏まえ、基準地震動Ssによる当該設備設置床の最大床加速度が、以下に示す機能確認済加速度以下であることを確認する。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知器</p> <p>火災感知器は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災感知器を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災感知器単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>b. 火災受信機盤</p> <p>火災受信機盤は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災受信機盤を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災受信機盤単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮</p> <p>基準地震動Ssによる地震力による耐震性評価を実施する火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法に基づき評価を行う。</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の評価内容及び評価結果は、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-1-14 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-2-1 火災感知器の耐震計算書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」（以下「別添1-1」という。）に示すとおり、火災感知器が、地震時及び地震後においても、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災を早期に感知する機能を保持するために、十分な構造強度及び電気的機能を有することを確認するものである。その耐震評価は、地震応答解析、応力評価及び機能維持評価により行う。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-2-1-1 -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」（以下「別添1-1」という。）に示すとおり、<u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器が、地震時及び地震後においても、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災を早期に感知する機能を保持するために、十分な構造強度及び電気的機能を有することを確認するものである。その耐震評価は、地震応答解析、応力評価及び機能維持評価により行う。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-2-1-1 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-2-1 火災感知器の耐震計算書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2. 基本方針</p> <p>別添1-1の「2.1 評価対象設備」にて設定している火災感知器の構造計画を、「2.1 位置」及び「2.2 構造概要」に示す。</p> <p>2.1 位置</p> <p>火災感知器は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」のうち構造計画に示すとおり、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件及び予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮して選定された種類の火災感知器を、発電所全体にわたって広範囲に設置する。</p> <p>2.2 構造概要</p> <p>火災感知器の構造は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、火災感知器の構造計画を第2-1表に、外観図を第2-1図から第2-4図に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-2-1-2 -</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>別添1-1の「2.1 評価対象設備」にて設定している火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の構造計画を、「2.1 位置」及び「2.2 構造概要」に示す。</p> <p>2.1 位置</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」のうち構造計画に示すとおり、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件及び予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮して選定された種類の火災感知器を、発電所全体にわたって広範囲に設置する。</p> <p>2.2 構造概要</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の構造は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、火災感知器の構造計画を第2-1表に、外観図を第2-1図から第2-4図に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-2-1-2 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」の「2. 耐震評価の基本方針」に基づき、火災感知設備について、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性を確認しているため、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに関する影響評価について説明するものである。</p> <p>2. 火災感知設備に関する影響評価</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法を踏まえて、構造上の特徴を踏まえた抽出を行い、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>2.2 評価条件及び評価方法</p> <p>資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4. 各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価方針」を踏まえて、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震評価を実施する設備のうち、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算（以下「従来の計算」という。）に対して、設備の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のあるものを抽出し、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。影響評価のフローを第2-1図に示す。</p> <p>(1) 評価対象となる設備の整理</p> <p>火災感知設備のうち、基準地震動Ssによる地震力に対してその機能が保持できることを確認する設備を評価対象とする。（第2-1図①）</p> <p>(2) 構造上の特徴による抽出</p> <p>構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点にて検討を行い、水平2方向地震力による影響の可能性のある設備を抽出する。（第2-1図②）</p> <p>(3) 発生値の増分による抽出</p> <p>水平2方向の地震力による影響の可能性のある設備に対して、水平2方向の地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力等を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力を考慮</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」の「2. 耐震評価の基本方針」に基づき、<u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備</u>について、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性を確認しているため、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに関する影響評価について説明するものである。</p> <p>2. 火災感知設備に関する影響評価</p> <p>2.1 基本方針</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法を踏まえて、構造上の特徴を踏まえた抽出を行い、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>2.2 評価条件及び評価方法</p> <p>資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4. 各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価方針」を踏まえて、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震評価を実施する設備のうち、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算（以下「従来の計算」という。）に対して、設備の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のあるものを抽出し、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。影響評価のフローを第2-1図に示す。</p> <p>(1) 評価対象となる設備の整理</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備のうち、基準地震動Ssによる地震力に対してその機能が保持できることを確認する設備を評価対象とする。（第2-1図①）</p> <p>(2) 構造上の特徴による抽出</p> <p>構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点にて検討を行い、水平2方向地震力による影響の可能性のある設備を抽出する。（第2-1図②）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （次頁への記載内容繰り下がり（04-別添1-3-2 同様に記載内容繰り下がり））</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果】

変更前	変更後	備考
<p>3. 評価結果</p> <p>3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出</p> <p><u>火災防護設備</u>のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備を第3-1表に示す。評価対象設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向地震力による影響を、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す以下の項目により検討し、影響の可能性のある設備を抽出した。</p> <p>抽出結果を第3-2表に示す。</p> <p>(1) 水平2方向の地震力が重複する観点</p> <p>評価対象設備は、水平1方向の地震に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重複した場合、水平2方向の地震力が及ぼす影響検討が必要となる可能性があるものとして抽出した。</p> <p>(2) 水平1方向及び鉛直方向地震力に対する水平2方向及び鉛直方向地震力の増分の観点</p> <p>(1)にて影響の可能性のある設備について、水平2方向地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の設計手法による発生値と比較し、その増分により影響の程度を確認し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出した。</p> <p>3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価</p> <p>第3-2表にて抽出された設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値を、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」の方法にて算出した。</p> <p>3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の影響評価結果</p> <p>「3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価」にて算出した発生値に対して設備の有する耐震性に及ぼす影響を評価した。</p> <p>影響評価結果を第3-3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-3-4 -</p>	<p>3. 評価結果</p> <p>3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備を第3-1表に示す。評価対象設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向地震力による影響を、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す以下の項目により検討し、影響の可能性のある設備を抽出した。</p> <p>抽出結果を第3-2表に示す。</p> <p>(1) 水平2方向の地震力が重複する観点</p> <p>評価対象設備は、水平1方向の地震に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重複した場合、水平2方向の地震力が及ぼす影響検討が必要となる可能性があるものとして抽出した。</p> <p>(2) 水平1方向及び鉛直方向地震力に対する水平2方向及び鉛直方向地震力の増分の観点</p> <p>(1)にて影響の可能性のある設備について、水平2方向地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の設計手法による発生値と比較し、その増分により影響の程度を確認し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出した。</p> <p>3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価</p> <p>第3-2表にて抽出された設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値を、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」の方法にて算出した。</p> <p>3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の影響評価結果</p> <p>「3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価」にて算出した発生値に対して設備の有する耐震性に及ぼす影響を評価した。</p> <p>影響評価結果を第3-3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-3-4 -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4. 影響評価</p> <p>火災防護設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）について、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を確認した結果、従来設計の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される設備については、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値が評価基準値を満足し、設備が有する耐震性に影響がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、火災防護設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力について、火災防護設備が有する耐震性への影響はなく、従来設計手法の妥当性を確認した。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-3-8/E -</p>	<p>4. 影響評価</p> <p>火災感知設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）について、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を確認した結果、従来設計の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される設備については、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値が評価基準値を満足し、設備が有する耐震性に影響がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、火災感知設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力について、火災感知設備が有する耐震性への影響はなく、従来設計手法の妥当性を確認した。</p> <p style="text-align: center;">- 04-別添1-3-8/E -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第14条、第15条（第1項及び第3項を除く。）並びにその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に基づき、火災防護設備のうち火災感知設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</p> <p>火災感知設備の健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮し、「要求される機能を達成するために必要な試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項及びその解釈）」（以下「試験・検査性」という。）を説明する。</p> <p>なお、火災感知設備は安全施設でないことから、技術基準規則第14条第1項及び第2項並びにその解釈については考慮不要である。また、火災感知設備は、原子炉の安全な停止機能の確保、原子炉格納容器と原子炉冷却材圧力バウンダリ同時破損防止、燃料及び使用済燃料プールの健全性の確保、残留熱除去機能の確保及び非常用電源の確保といった機能を有する設備ではないことから技術基準規則第15条第4項及びその解釈については考慮不要である。火災感知設備は、設計基準対象施設に属する安全設備でないことから技術基準規則第15条第5項及び第6項並びにそれらの解釈については考慮不要である。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第14条、第15条（第1項及び第3項を除く。）並びにその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に基づき、設計基準対象施設又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災防護設備のうち火災感知設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</p> <p>火災感知設備は安全施設でないことから、技術基準規則第14条第1項及び第2項並びにその解釈については考慮不要である。また、火災感知設備は、原子炉の安全な停止機能の確保、原子炉格納容器と原子炉冷却材圧力バウンダリ同時破損防止、燃料及び使用済燃料プールの健全性の確保、残留熱除去機能の確保及び非常用電源の確保といった機能を有する設備ではなく、設計基準対象施設に属する安全設備にも該当しないことから、技術基準規則第15条第4項、第5項及び第6項並びにそれらの解釈については考慮不要である。</p> <p>以上より、火災感知設備の健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮し、「要求される機能を達成するために必要な試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項及びその解釈）」（以下「試験・検査性」という。）を説明する。</p> <p>なお、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画における火災感知設備の健全性は、令和3年12月3日付け原規規発第2112031号にて認可された大飯発電所第4号機の設計及び工事計画から変更はない。</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【添付図面目次】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p><火災防護設備> 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2) <p>原子炉周辺建屋 【第1-1図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2) <p>原子炉周辺建屋 【第1-2図】</p> <hr style="border: 2px solid black; margin-top: 20px;"/> <p style="text-align: center;">- 04-図-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p><火災防護設備> (注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2) <p>原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 【第1-1図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2) <p>原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 【第1-2図】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>(注1) ・ 「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2)原子炉周辺建屋 原子炉格納容」は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付図面第9-1-2図「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/10)原子炉周辺建屋 原子炉格納容器」から変更するものである。</p> <p>・ 「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2)原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器」は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画の添付図面第9-1-5図「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(5/10)原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器」から変更するものである。</p> <p>・ 上記以外の原子炉周辺建屋に係る「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)」は、平成29年8月25日付け原規規発第1708255号にて認可された工事計画から変更はない。</p> </div> <p style="text-align: center;">- 04-図-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

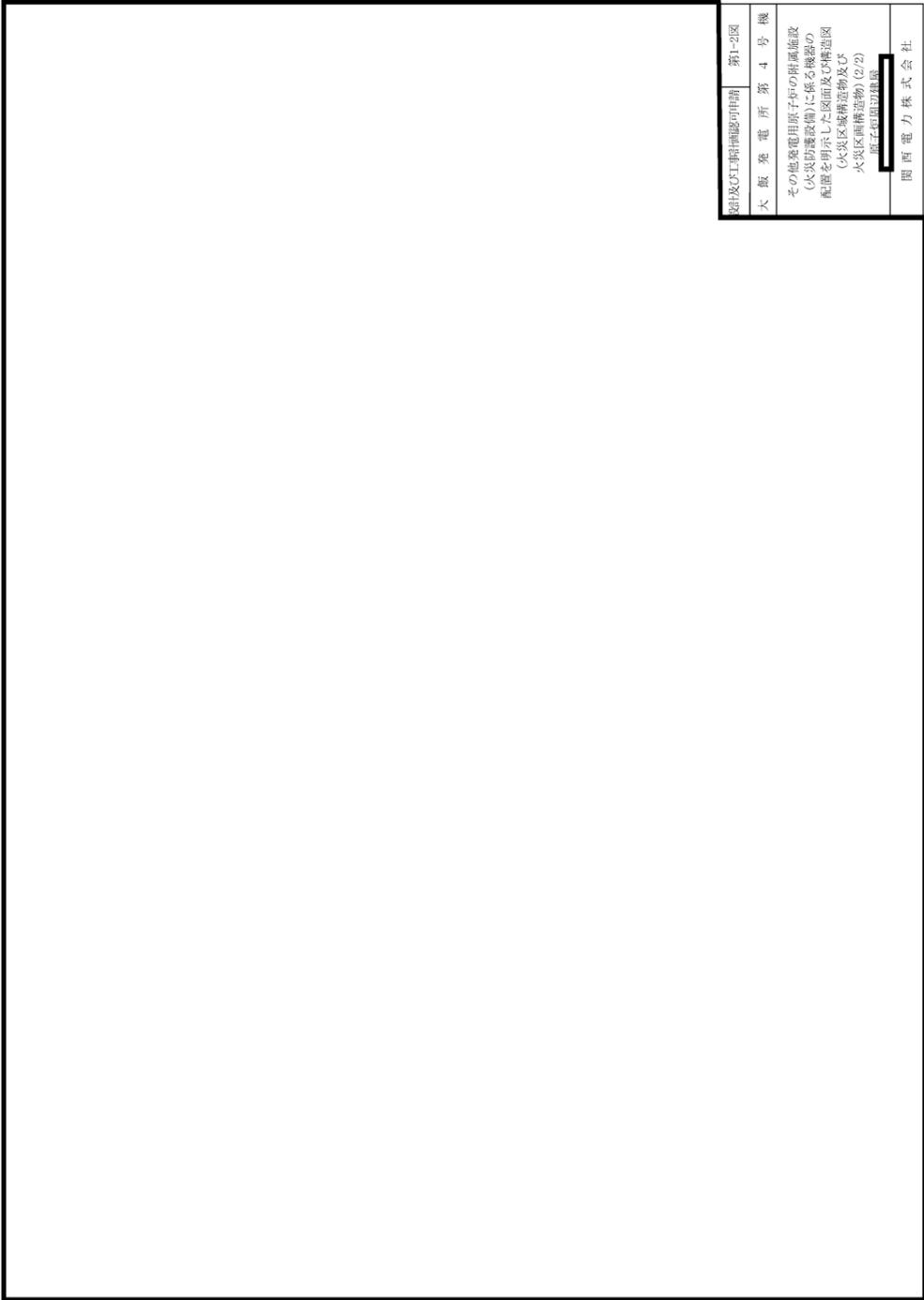
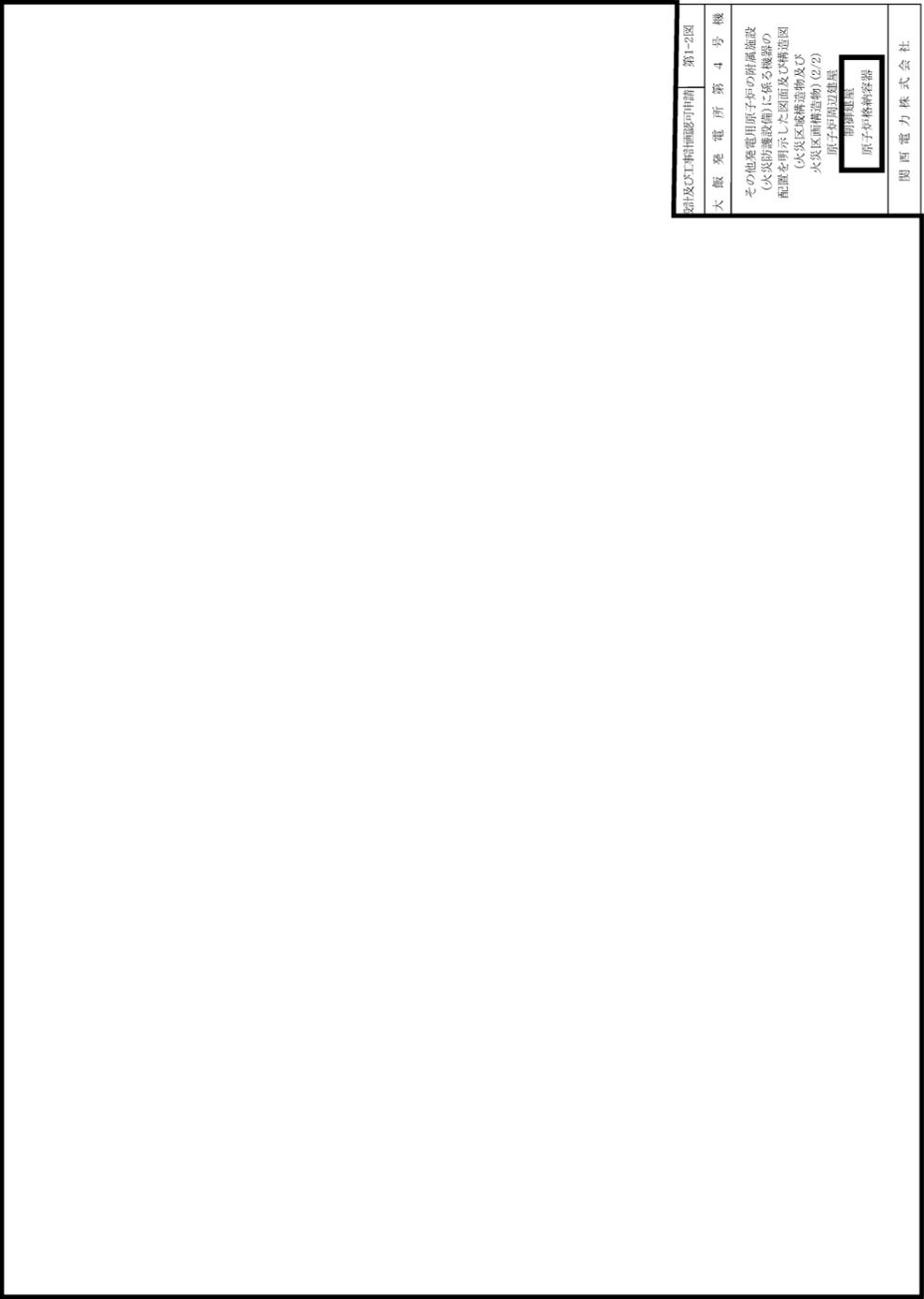
大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【第1-1図 その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2) 原子炉周辺建屋 原子炉格納容器】

変更前	変更後	備考																				
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 95%; height: 95%;"></div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 5%; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: 8px;">設計及び工事計画認可申請</td> <td style="font-size: 8px;">第1-1図</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">大飯発電所第4号機</td> <td style="font-size: 8px;">第4号機</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">原子炉周辺建屋 原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">関西電力株式会社</td> </tr> </table> </div>	設計及び工事計画認可申請	第1-1図	大飯発電所第4号機	第4号機	その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2)		原子炉周辺建屋 原子炉格納容器		関西電力株式会社		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 95%; height: 95%;"></div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 5%; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: 8px;">設計及び工事計画認可申請</td> <td style="font-size: 8px;">第1-1図</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">大飯発電所第4号機</td> <td style="font-size: 8px;">第4号機</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">原子炉周辺建屋 原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">関西電力株式会社</td> </tr> </table> </div>	設計及び工事計画認可申請	第1-1図	大飯発電所第4号機	第4号機	その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2)		原子炉周辺建屋 原子炉格納容器		関西電力株式会社		<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>
設計及び工事計画認可申請	第1-1図																					
大飯発電所第4号機	第4号機																					
その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2)																						
原子炉周辺建屋 原子炉格納容器																						
関西電力株式会社																						
設計及び工事計画認可申請	第1-1図																					
大飯発電所第4号機	第4号機																					
その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2)																						
原子炉周辺建屋 原子炉格納容器																						
関西電力株式会社																						

大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【第1-2図 その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器】

変更前	変更後	備考																
 <table border="1" data-bbox="994 367 1216 598"> <tr> <td>設計及び工事計画認可申請</td> <td>第1-2図</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所第4号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び火災区 画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">関西電力株式会社</td> </tr> </table>	設計及び工事計画認可申請	第1-2図	大飯発電所第4号機		その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び火災区 画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋		関西電力株式会社		 <table border="1" data-bbox="2033 367 2315 598"> <tr> <td>設計及び工事計画認可申請</td> <td>第1-2図</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所第4号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び火災区 画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">関西電力株式会社</td> </tr> </table>	設計及び工事計画認可申請	第1-2図	大飯発電所第4号機		その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び火災区 画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器		関西電力株式会社		<p>記載の適正化</p>
設計及び工事計画認可申請	第1-2図																	
大飯発電所第4号機																		
その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び火災区 画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋																		
関西電力株式会社																		
設計及び工事計画認可申請	第1-2図																	
大飯発電所第4号機																		
その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び火災区 画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器																		
関西電力株式会社																		